

大牟田市の保健福祉

平成19年版

大牟田市保健福祉部

はじめに

わが国の人口は平成 17 年に統計上初めてマイナスとなり、人口減少社会という新たな局面を迎えました。

平成 18 年統計では総人口は再びプラスに転じましたが、長期的に出生数が減少を続ける中では、この人口増加は一時的なものとする見方もあり、依然として高齢化率が上昇を続けていることから、全国的な少子・高齢化の進行は今後も続くものと思われま

す。他の先進国と比較すると、「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」を示す指標となる合計特殊出生率の低下は急速かつ継続的であるため、わが国の人口減少・高齢化は、他に例の無いスピードで進行すると考えられています。

このような社会構造の変化は、経済・雇用・社会保障など広範囲に影響を及ぼすため、生産年齢人口の減少に伴い財源もマンパワーも不足する中、いかに持続可能な社会保障制度を再構築するかが、行政に求められています。

また近年、家族のあり方や近所づきあいをはじめとする地域社会の変化や、生活習慣病の増加、雇用の不安定化、若者の失業情勢の変化、さらには心の健康に関する問題など、社会保障を取り巻く情勢は大きく変化しています。

さらに本市では、生産年齢人口の流出などに伴い平成 19 年 10 月には高齢化率が 28.4%となり少子・高齢化の状況が国や県を大きく先行する中、地域経済の疲弊による税収減やいわゆる三位一体改革に伴う地方交付税の減少などにより財政収支構造が悪化するなど、保健福祉行政を取り巻く環境は厳しさの度合いを増しています。

このような状況に対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」まちづくりを進めていくため、『大牟田市総合計画 2006～2015 前期基本計画』（計画期間：平成 18 年度～平成 22 年度）に基づき、地域福祉を推進する上での共通の理念である『大牟田市地域福祉計画』（同 17 年度～21 年度）や、保健・福祉各分野の個別計画に掲げる施策を、市民の皆様や関係機関・団体との連携・協働のもと、全力を挙げて取り組んでまいります。

本書は、平成 18 年度の本市の保健・福祉施策の概要と、統計その他の参考資料をまとめたものです。本書がより多くの方々に活用され、市民の皆様の健康と福祉の向上に寄与することができれば幸いに存じます。

平成 19 年 12 月

大牟田市保健福祉部

大牟田市の保健福祉

平成19年版

目次

第1章 大牟田市の保健福祉行政の現状

1 大牟田市の地形と環境	1
2 大牟田市保健福祉部組織機構図	2
3 職種別職員数	3
4 大牟田市事務分掌規則(抄)	4
5 平成18年度一般会計決算額(歳出)	6
6 平成18年度保健福祉部決算額(歳出)	7
7 協議会等の設置状況	9

第2章 大牟田市の保健福祉事業の概要

第1節 地域福祉	11
1 地域福祉活動の推進	11
(1) 地域福祉計画の推進	11
2 社会福祉協議会	12
(1) 社会福祉協議会への支援	12
3 民生委員・児童委員	12
(1) 民生委員・児童委員の活動	12
(2) 民生委員推薦会	14
4 大牟田市福祉振興基金	14
第2節 高齢者福祉	15
1 長寿社会対策	15
(1) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	15
(2) 地域密着型サービス拠点等の整備	15
(3) 長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催	16
(4) いきいき大牟田長寿のまち憲章啓発	16
(5) 人生トリアスロン金メダル事業	16
2 高齢者福祉施策	17
(1) 在宅介護支援センター運営事業	17
(2) 養護老人ホーム入所措置	17
(3) 生きがい活動支援通所事業	18
(4) 介護予防住宅リフォーム事業	18
(5) 日常生活用具給付等事業	19
(6) 老人福祉電話貸与事業	19

(7) 緊急通報システム事業	19
(8) 配食サービス事業	20
(9) 介護用品給付サービス事業	20
(10) 在日外国人高齢者福祉手当	21
(11) 老人クラブへの助成	21
(12) 老人クラブ生きがいと健康づくり事業	21
(13) 家族介護慰労金給付事業	22
(14) 軽度生活援助事業	22
(15) 老人福祉センター	22
第3節 介護保険	24
1 介護保険	24
(1) 介護保険法	24
(2) 介護保険円滑化特別対策事業 障害者ホームヘルプサービス利用者 に対する支援措置事業	27
社会福祉法人等による生計困難者に 対する介護保険サービスに係る利用 者負担額減免措置事業	28
(3) 保健福祉事業 高齢者筋力アップ教室(A教室・B教室)	28
高齢者筋力向上フォローアップ教室	29
(4) 地域包括支援センターの運営 地域とのネットワークづくり 総合相談支援・権利擁護事業 ケアマネジャー支援事業 介護予防ケアマネジメント 大牟田市地域包括支援センター 運営協議会	29
(5) 介護予防・相談センターの運営	32
(6) 介護予防事業及び任意事業の推進 介護予防事業(特定高齢者向け事業)	33
介護予防事業(一般高齢者向け事業)	34
任意事業	35
(7) 介護用品給付サービス事業 (紙おむつ給付)	36
(8) 介護費用適正化事業	36
(9) 制度の適正運営等の取組み(あん しん介護創造事業)	36
あんしん介護相談員派遣事業	36
ケアプラン指導研修事業	37
(10) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業	37

認知症コーディネーターの育成	37	(9) ファミリー・サポート・センター事業	51
多職種協働・地域協働による地域包括ケア推進事業	37	(10) 放課後児童健全育成事業(学童保育)	52
認知症進行段階に応じた支援体制研究事業	38	5 母子医療事業	53
認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業	38	(1) 未熟児養育医療	53
(11) 大牟田市介護給付費準備基金	39	(2) 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護	53
(12) 制度の周知	39	(3) 育成医療	54
“人・心・まちづくり”大牟田&アジアフォーラムの開催	39	(4) 小児慢性特定疾患医療	54
その他	39	(5) 不妊治療費助成事業	55
(13) 相談・苦情への対応	39	6 母子健康診査事業	55
(14) 情報開示の状況	39	(1) 妊婦健康診査	55
		(2) 乳幼児健康診査	55
第4節 児童福祉・母子保健	41	(3) 乳幼児経過観察健診	56
1 次世代育成支援行動計画推進	41	7 母子保健指導事業	57
(1) 次世代育成支援行動計画推進事業	41	(1) 母子保健指導(健康相談)	57
2 子育て支援事業	41	(2) 母子保健健康教育	57
(1) 乳幼児医療費助成	41	(3) 訪問指導	58
(2) 児童手当給付	42	8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業	59
(3) 児童扶養手当給付	42	(1) 歯科健康診査	59
(4) 母子生活支援施設運営事業	43	(2) 歯科保健指導・相談事業	59
(5) 助産施設	43		
(6) 児童家庭相談室の設置	44	第5節 障害者(児)保健・福祉	60
(7) 子ども支援ネットワーク事業	44	1 障害者手帳	60
3 母子及び寡婦福祉	45	(1) 身体障害者手帳交付	60
(1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付	45	(2) 療育手帳交付	61
(2) 福岡県母子福祉協力員	46	(3) 精神障害者保健福祉手帳交付	61
(3) 母子家庭等医療費助成事業	46	(4) 福祉制度一覧表	62
(4) 母子家庭等日常生活支援事業	47	2 障害者福祉施策	64
(5) 高等職業訓練促進給付事業	47	(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定	64
4 保育事業	48	(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付	64
(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業	48	(3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付	65
(2) 養護児(障害児)保育事業	48	(4) 障害者支援施設の利用状況	66
(3) 一時保育事業	49	(5) 障害者支援施設の実績	68
(4) 延長保育事業	49	(6) 補装具の交付及び修理状況	68
(5) 地域子育て支援センター事業	49	(7) 更生医療の給付	69
(6) つどいの広場事業	50	(8) 相談支援事業	70
(7) 子育て短期支援事業	50	(9) 移動支援事業	70
(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業	51	移動支援事業	70
		身体障害者外出援助サービス事業	70
		(10) コミュニケーション支援事業	71
		(11) 地域活動支援センター事業	71

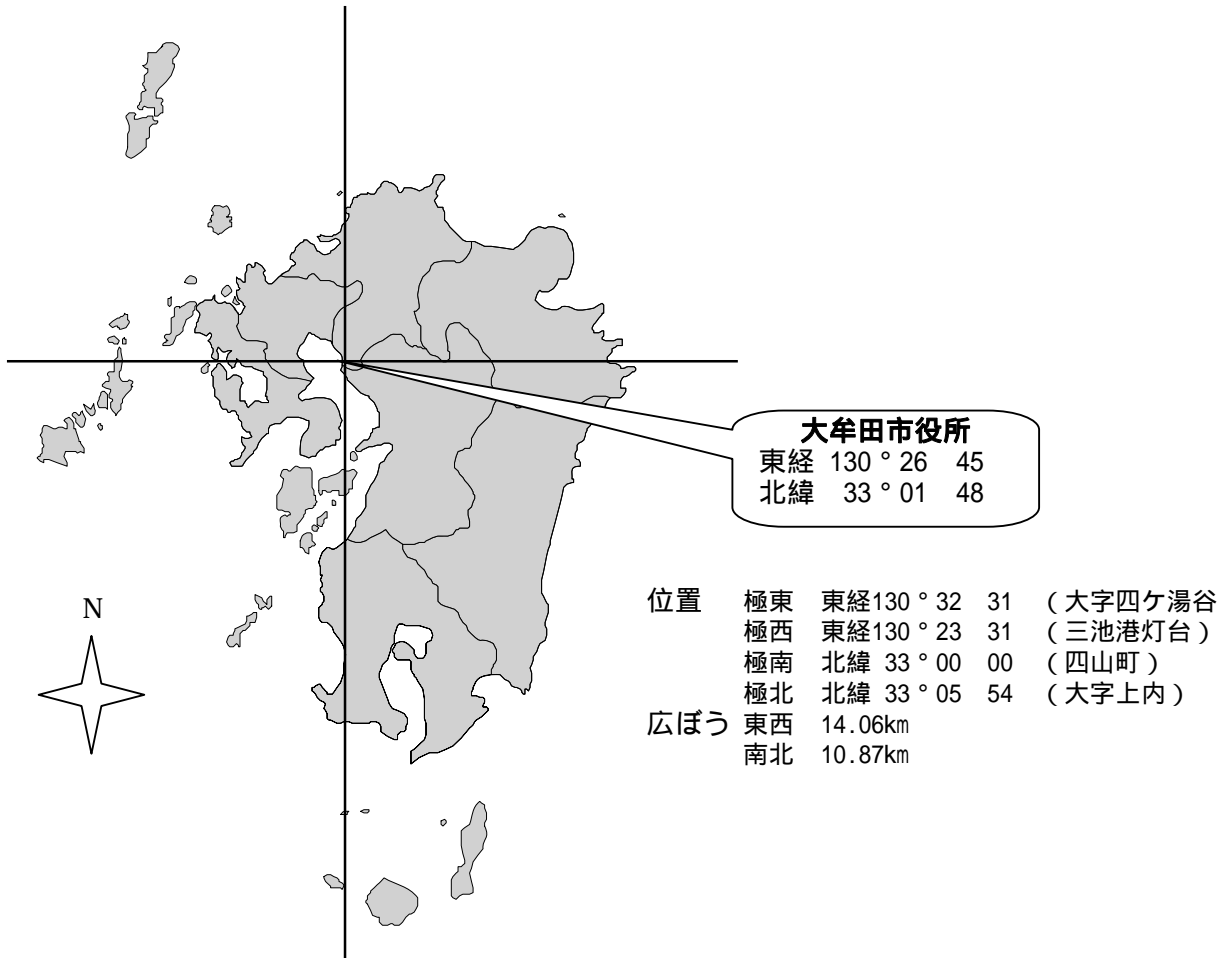
(12) 日常生活用具給付事業	72	(4) 血液事業の推進	85
(13) 日中一時支援事業	72	4 勤労者福祉	86
(14) 福祉ホーム事業	72	(1) 勤労者福祉対策	86
(15) 社会参加促進事業	73	労働相談	86
(16) 訪問入浴サービス事業	73	労働事情調査と情報提供	86
(17) 更生訓練費支給事業	74	育児等退職者就業相談(県との共催)	86
(18) 巡回相談の状況	74	労働関係法令等の改正に伴う周知・	
(19) 配食サービス事業	74	啓発事業	86
(20) 福祉タクシー料金助成事業	75	(2) 勤労者融資対策	86
(21) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	75	中小企業勤労者福祉資金融資制度	87
(22) 在日外国人障害者福祉手当	76	勤労者融資機関に対する措置	87
(23) 大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況	76	(3) 雇用対策	88
(24) 心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助	77	大牟田市雇用問題協議会	88
(25) 心身障害者共同作業所運営費補助	77	広域的雇用対策	88
(26) 小規模通所授産施設運営費補助	77	雇用促進等のための助成	88
(27) 重度心身障害者医療	78	勤労者福祉施設の管理及び連絡調整	88
(28) 特別障害者手当等	78	(4) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業	89
(29) 特別児童扶養手当	79	(5) 大牟田市労働福祉会館運営	89
3 精神保健福祉	80	第7節 生活保護	91
(1) 精神保健福祉相談・訪問事業	80	1 生活保護	91
(2) 精神障害者社会復帰事業(デイケア)	81	(1) 生活保護事業	91
(3) 精神障害者共同作業所運営費補助事業	81	(2) 生活保護の概況	92
(4) 精神障害の広報啓発事業	81	第8節 健康増進と疾病対策	93
第6節 社会・勤労者福祉	82	1 健康づくり啓発事業	93
1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護	82	(1) 健康づくり啓発事業	93
(1) 戦傷病者、戦没者の遺族等の援護	82	(2) 大牟田地域健康推進協議会委託事業	94
(2) 戦没者、戦災死没者追悼式	82	2 生活習慣病対策(栄養改善対策事業)	94
(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護	82	(1) 栄養教育・栄養改善指導(施設指導含む)	94
2 災害弔慰金	83	3 生活習慣病対策(成人保健事業)	95
(1) 災害弔慰金支給等	83	(1) 健康相談事業	95
(2) 災害見舞金等	83	(2) 健康教育事業	95
3 日本赤十字社事業	84	(3) 訪問指導事業	96
(1) 日本赤十字社社資募集	84	(4) 各種健康診査事業	96
(2) 各種講習会の普及	85	4 歯科保健推進事業(母性及び乳幼児に係るものを除く)	97
(3) 災害救護活動	85	(1) 成人歯科保健事業	97

3 保健統計	166	知的障害者通勤寮(旧法指定施設)	197
(1) 人工妊娠中絶者患者年齢別状況	166	共同生活援助(グループホーム)	197
(2) 医療施設関係資料	167	共同生活介護(ケアホーム)	197
(3) 医療施設数と従事者	168	福祉ホーム	197
(4) 病院における入院及び外来患者数	171	(5) 精神障害者社会復帰施設	198
4 生活保護統計	172	生活訓練施設(援護寮)	198
(1) 被保護世帯・人員及び保護率の推移	172	精神障害者授産施設	198
(2) 労働力類型及び世帯類型	173	精神障害者福祉ホーム	198
(3) 保護決定状況	174	4 介護保険施設一覧	199
(4) 保護の開始及び廃止の理由	175	(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	199
(5) 被保護者人員・年齢別構成	176	(2) 介護老人保健施設	199
(6) 家賃・間代等の状況	176	(3) 介護療養型医療施設	200
(7) 生活扶助基準の年次推移	177	5 地域密着型サービス事業所一覧	200
(8) 扶助別生活保護費支給状況	178	(1) 夜間対応型訪問介護	200
		(2) 認知症対応型通所介護	201
		(3) 小規模多機能型居宅介護	201
		(4) 認知症対応型共同生活介護	201
		(5) 地域密着型特定施設	202
		6 救急医療関係施設一覧	203
		7 相談機関・窓口一覧	203
		(1) 保健所で行っている相談	203
		(2) 障害福祉や悩み事などの相談	204
		(3) 高齢者の保健福祉サービスや家庭介護に関する相談	204
		(4) 子どもの相談	205
		(5) 健康・医療の相談	205
		(6) 仕事・就労の相談	205
第4章 参考資料			
1 大牟田市保健所の沿革	179		
2 関係団体名簿	191		
3 社会福祉施設等一覧	193		
(1) 児童福祉施設	193		
助産施設	193		
乳児院	193		
母子生活支援施設	193		
養護施設	193		
保育所	193		
学童保育所	194		
知的障害児施設	194		
知的障害児通園施設	195		
重症心身障害児施設	195		
児童遊園	195		
(2) 老人福祉施設	195		
養護老人ホーム	195		
軽費老人ホーム	196		
ケアハウス	196		
老人福祉センター	196		
(3) 障害者福祉施設	196		
障害者支援施設	196		
療養介護施設	196		
身体障害者授産施設(旧法指定施設)	196		
知的障害者更生施設(旧法指定施設)	197		
知的障害者授産施設(旧法指定施設)	197		

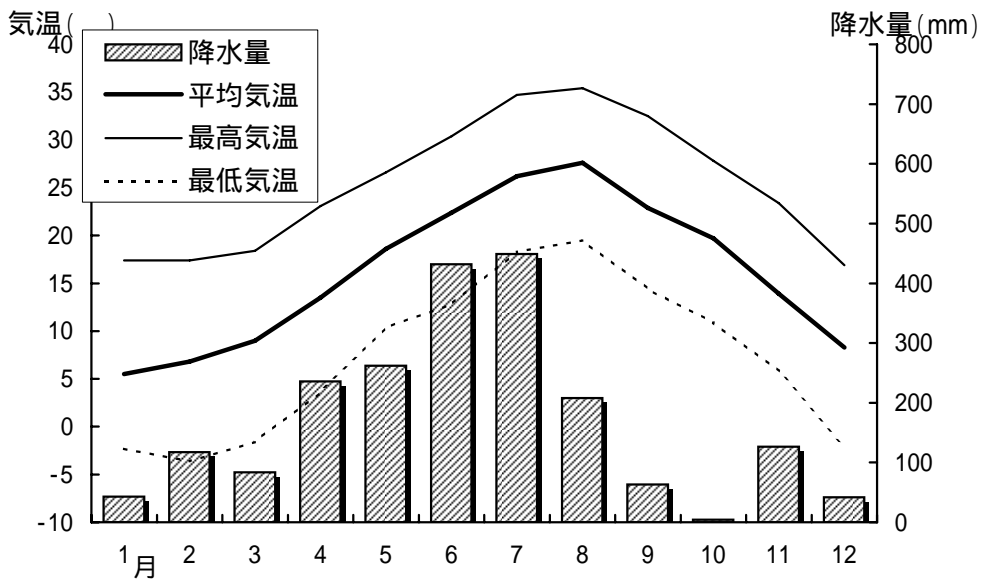
第1章 大牟田市の保健福祉行政の現状

1 大牟田市の地形と環境

(1) 大牟田市の位置 (平成19年4月1日現在)

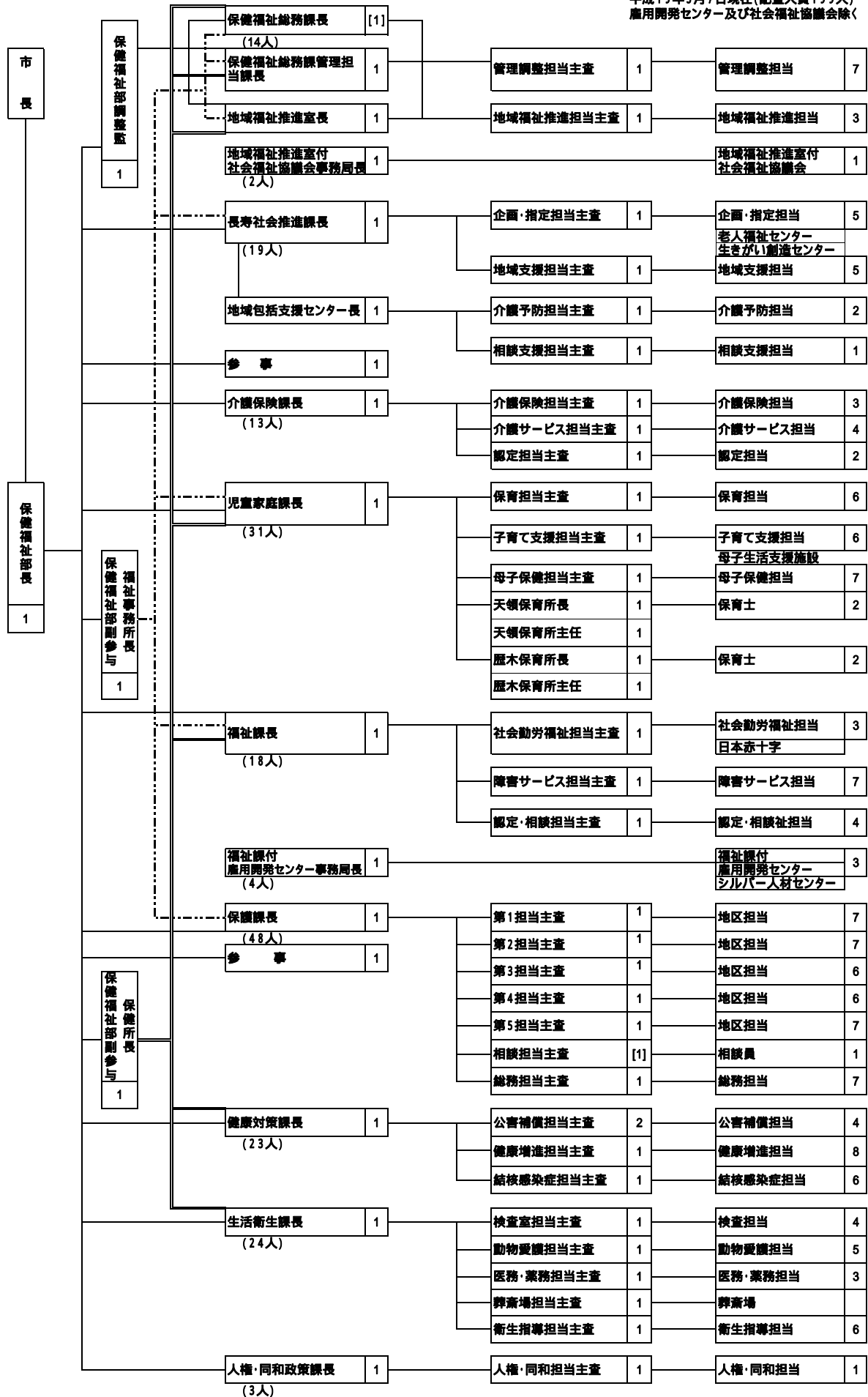


(2) 気温及び降水量 (平成18年)



2 大牟田市保健福祉部組織機構図

平成19年5月7日現在(配置人員199人)
雇用開発センター及び社会福祉協議会除く



----- は、福祉事務所の機構を表す。
 _____ は、保健所の機構を表す。

職員数については配置人で記載。
 [] は兼務を示す。
 () は再任用職員・委託者・嘱託職員・臨時職員を外数で示す。
 産休等の臨時職員は含まない。

3 職種別職員数

平成19年5月7日現在

所 属 課	職 種											計
	医 師	薬 剤 師	獣 医 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	管 理 栄 養 士	歯 科 衛 生 士	保 健 師	建 築 士	事 務 職 員	技 術 職 員	
保健福祉部長										1		1
保健福祉部調整監										1		1
保健福祉部副参与兼 大牟田市保健所長	1											1
保健福祉部副参与兼 大牟田市福祉事務所長										1		1
保健福祉部参事										2		2
保健福祉総務課										9		9
地域福祉推進室										5		5
長寿社会推進課									1	12		13
地域包括支援センター								2		4		6
介護保険課								1		12		13
児童家庭課							1	6		23	1	31
福祉課								3		15		18
保護課										48		48
健康対策課				3		3 (1)		5		12		23 (1)
生活衛生課		7	2		3					5	7	24
人権・同和政策課										3		3
計	1	7	2	3	3	3 (1)	1 (1)	17	1	153	8	199

職員数については、配置人員で記載

() は兼任で内数

4 大牟田市事務分掌規則(抄)

平成 10 年 10 月 1 日規則第 21 号
改正平成 19 年 4 月 1 日規則第 2 号

保健福祉部

保健福祉総務課

- (1) 部内事務の企画管理調整に関する事。

地域福祉推進室

- (1) 地域福祉計画の推進に関する事。
- (2) 保健、医療及び福祉行政の総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 社会福祉審議会に関する事。
- (4) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (5) 社会福祉協議会に関する事。
- (6) 保健所運営協議会に関する事。
- (7) 人口動態及び国民生活基礎調査に関する事。

長寿社会推進課

- (1) 長寿社会対策に関する事。
- (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に関する事。
- (3) 高齢者福祉施設に関する事。
- (4) 老人福祉センターに関する事。
- (5) 高齢者生きがい創造センターの管理運営に関する事。
- (6) 地域包括支援センターに関する事。
- (7) 地域支援事業に関する事。
- (8) 介護保険市町村特別給付事業に関する事。

地域包括支援センター

- (1) 地域包括支援センターの運営に関する事。
- (2) 高齢者の保健福祉の相談に関する事。
- (3) 介護予防に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する事。
- (3) 介護保険の被保険者の資格及び給付に関する事。

児童家庭課

- (1) 児童の福祉及び手当に関する事。
- (2) 母子及び寡婦の福祉に関する事。
- (3) 乳幼児医療、重度心身障害者医療及び母子家庭等医療に関する事。
- (4) 保育所、母子生活支援施設及び助産施設の管理運営に関する事。
- (5) 学童保育に関する事。
- (6) 母子保健に関する事。
- (7) 母性及び乳幼児に係る歯科保健に関する事。
- (8) 次世代育成支援行動計画の推進に関する事。
- (9) 児童家庭相談室に関する事。

福祉課

- (1) 身体障害者(児)、知的障害者(児)及び精神障害者(児)の福祉及び手当に関する事。
- (2) 災害弔慰金等の支給に関する事。
- (3) 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関する事。

- (4) 障害者等文化体育施設に関すること。
- (5) 精神保健に関すること。
- (6) 日本赤十字社地区業務に関すること。
- (7) 勤労者福祉に関すること。
- (8) 労働福祉会館の管理運営に関すること。
- (9) 雇用開発センターに関すること。
- (10) シルバー人材センターに関すること。

保護課

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に関すること。
- (2) 生活保護証明に関すること。
- (3) 生活保護相談に関すること。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

健康対策課

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康相談及び栄養改善に関すること。
- (3) 歯科保健（母性及び乳幼児に係るものを除く。）に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 感染症に関すること。
- (6) 老人保健事業に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者に関すること。
- (8) 特定疾患等難病に関すること。
- (9) 公害疾病に関すること。
- (10) 公共医療事業に関すること。
- (11) 公害健康被害認定審査会に関すること。
- (12) 感染症診査協議会に関すること。

生活衛生課

- (1) 食品衛生及び環境衛生に関すること。
- (2) 簡易専用水道に関すること。
- (3) 家庭用品の安全に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (5) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関すること。
- (6) 生活害虫等の相談に関すること。
- (7) 地域衛生活動の推進に関すること。
- (8) 医務及び薬務に関すること。
- (9) 死体解剖保存に関すること。
- (10) 毒物及び劇物販売に係る取締りに関すること。
- (11) 保健衛生統計に関すること。
- (12) 狂犬病予防並びに飼い犬の管理及び野犬の取締りに関すること。
- (13) 動物愛護の啓発に関すること。
- (14) 災害又は感染症発生時の消毒に関すること。
- (15) 細菌、化学等の試験検査に関すること。
- (16) 葬斎場の管理運営に関すること。

人権・同和政策課

- (1) 人権・同和政策の総合窓口に関すること。
- (2) 人権・同和政策の連絡調整及び市民啓発に関すること。
- (3) 住宅新築資金等貸付事業に関すること。
- (4) 人権擁護に関すること。

5 平成18年度一般会計決算額(歳出)

費 目	決算額(円)	構成比(%)
1 議会費	368,649,153	0.68%
2 総務費	4,541,806,171	8.35%
3 民生費	14,967,487,629	27.51%
4 衛生費	7,900,639,981	14.52%
5 労働費	271,470,060	0.50%
6 農林水産業費	343,516,584	0.63%
7 商工費	2,217,397,582	4.08%
8 土木費	3,786,124,216	6.96%
9 消防費	1,491,233,937	2.74%
10 教育費	3,739,910,896	6.87%
11 災害復旧費	95,201,525	0.17%
12 公債費	6,205,035,376	11.40%
13 諸支出金	8,026,515,057	14.75%
14 予備費	0	0.00%
15 前年度繰上充用金	454,501,188	0.84%
合 計	54,409,489,355	100.00%

6 平成18年度保健福祉部決算額(歳出)

(単位：円)

費目	17年度	18年度	前年対比		本年度構成比%
			増減	%	
総務費	457,976	483,483	25,507	5.57%	100.00%
統計調査費	457,976	483,483	25,507	5.57%	100.00%
衛生統計費	457,976	429,383	-28,593	-6.24%	88.81%
社会福祉統計費	0	54,100	54,100	100.00%	11.19%
民生費	14,635,871,877	14,827,962,407	192,090,530	1.31%	100.00%
社会福祉費	3,138,181,382	3,175,455,888	37,274,506	1.19%	21.42%
社会福祉総務費	733,522,200	913,615,121	180,092,921	24.55%	6.16%
人権・同和对策費	0	31,515,306	31,515,306	100.00%	0.21%
身体障害者福祉費	538,569,137	808,976,367	270,407,230	50.21%	5.46%
知的障害者福祉費	751,005,837	390,763,875	-360,241,962	-47.97%	2.64%
心身障害者福祉費	70,386,888	61,400,282	-8,986,606	-12.77%	0.41%
精神障害者福祉費	0	6,680,897	6,680,897	100.00%	0.05%
特別障害者手当等給付費	58,842,420	56,954,370	-1,888,050	-3.21%	0.38%
重度心身障害者医療費	680,619,838	639,359,793	-41,260,045	-6.06%	4.31%
老人福祉費	209,448,760	209,763,618	314,858	0.15%	1.41%
老人福祉センター費	23,192,465	18,657,034	-4,535,431	-19.56%	0.13%
労働福祉会館費	42,380,917	13,848,772	-28,532,145	-67.32%	0.09%
障害者等文化体育施設費	24,530,843	18,815,000	-5,715,843	-23.30%	0.13%
高齢者生きがい創造センター費	5,682,077	5,105,453	-576,624	-10.15%	0.03%
老人ホーム費	196,764,185	0	-196,764,185	-100.00%	0.00%
児童福祉費	3,923,136,982	4,127,693,732	204,556,750	5.21%	27.84%
児童福祉総務費	83,986,858	157,760,112	73,773,254	87.84%	1.06%
乳幼児医療費	116,712,302	117,147,234	434,932	0.37%	0.79%
児童保育費	1,872,839,085	1,889,739,148	16,900,063	0.90%	12.74%
保育所費	146,014,072	139,018,570	-6,995,502	-4.79%	0.94%
母子生活支援施設費	17,574,369	14,448,764	-3,125,605	-17.79%	0.10%
児童手当給付費	596,897,338	756,577,089	159,679,751	26.75%	5.10%
学童保育所費	96,932,845	55,380,696	-41,552,149	-42.87%	0.37%
母子家庭医療費	230,466,354	230,569,031	102,677	0.04%	1.55%
児童扶養手当給付費	761,713,759	767,053,088	5,339,329	0.70%	5.17%
生活保護費	7,574,176,313	7,523,812,387	-50,363,926	-0.66%	50.74%
生活保護総務費	423,720,178	432,867,262	9,147,084	2.16%	2.92%
扶助費	7,150,456,135	7,090,945,125	-59,511,010	-0.83%	47.82%
災害救助費	377,200	1,000,400	623,200	165.22%	0.01%
災害救助費	377,200	1,000,400	623,200	165.22%	0.01%
衛生費	3,166,413,233	2,929,361,355	-237,051,878	-7.49%	100.00%
保健衛生費	798,131,866	702,459,272	-95,672,594	-11.99%	23.98%
保健衛生総務費	123,540,461	130,042,339	6,501,878	5.26%	4.44%
保健所費	285,467,266	201,340,280	-84,126,986	-29.47%	6.87%
母子保健対策費	38,093,846	39,730,336	1,636,490	4.30%	1.36%
結核予防費	15,303,549	12,648,291	-2,655,258	-17.35%	0.43%
成人保健費	121,585,280	104,486,965	-17,098,315	-14.06%	3.57%
感染症予防費	104,715,564	100,369,215	-4,346,349	-4.15%	3.43%
狂犬病予防費	61,595,024	66,971,943	5,376,919	8.73%	2.29%
環境衛生費	4,242,330	4,485,169	242,839	5.72%	0.15%
葬斎場費	43,588,546	42,384,734	-1,203,812	-2.76%	1.45%
環境費	2,368,281,367	2,226,902,083	-141,379,284	-5.97%	100.00%
健康被害補償事業費	2,238,303,303	2,115,361,884	-122,941,419	-5.49%	72.21%
特定呼吸器疾病患者救済事業費	129,978,064	111,540,199	-18,437,865	-14.19%	3.81%

費目	17年度	18年度	前年対比		本年度 構成比%
			増減	%	
労働費	5,804,008	5,686,261	-117,747	-2.03%	100.00%
失業対策費	5,804,008	5,686,261	-117,747	-2.03%	100.00%
改善特定地域開発就労事業費	5,804,008	5,686,261	-117,747	-2.03%	100.00%
諸支出金	1,439,737,591	1,411,258,397	-28,479,194	-1.98%	100.00%
特別会計繰出金	1,439,398,128	1,408,781,432	-30,616,696	-2.13%	99.82%
福祉振興基金費	203,710	2,341,216	2,137,506	1049.29%	0.17%
人生トイアツ金ツル基金費	135,753	135,749	-4	0.00%	0.01%
介護保険特別会計	9,941,707,398	9,758,331,911	-183,375,487	-1.84%	100.00%
住宅新築資金等貸付事業会計	1,143,918	1,143,918	0	0.00%	100.00%

7 協議会等の設置状況

平成19年4月1日現在

名称	設置年月日	設置目的	委員数	任期	設置根拠等	所管課
大牟田市社会福祉審議会	S53.7.12	大牟田市の社会福祉に関する調査審議をし、もってその円滑な推進を図ることを目的とする	15人	2年	大牟田市社会福祉審議会条例	保健福祉総務課
大牟田市民生委員推薦会	S23.10.1	民生委員を推薦することを目的とする	14人	3年	民生委員法	
社会福祉施設等評定委員会	H15.4.1	社会福祉施設等の整備事業計画について評価及び選定を行うことを目的とする	5人	2年	社会福祉施設等評定委員会設置要綱	
大牟田市地域福祉計画推進委員会	H19.3.19	市民、事業者、行政の連携を図り大牟田市地域福祉計画を総合的に推進することを目的とする	13人	2年	大牟田市地域福祉計画推進委員会設置要綱	
大牟田市次世代育成支援市民協議会	H17.12.26	次世代育成支援行動計画の進捗状況及び事業内容について協議・検討を行い、次世代育成支援施策の総合的・効果的な推進を図る	15人	2年	次世代育成支援対策推進法	児童家庭課
大牟田市子ども支援ネットワーク	H17.2.28	児童虐待など要保護児童の問題に関して、関係機関の連携によって、問題発生の予防や早期発見・早期対応を図る	14人	2年	児童福祉法	
大牟田市養護児保育審査会	H18.3.20	特別児童扶養手当対象とならない知的障害・発達障害等を有する者の保育所又は学童保育所の入所の適否及び保育士等の配置等について審査する	5人	2年	大牟田市養護児保育実施要綱	
大牟田市障害程度区分認定審査会	H18.4.1	障害者自立支援法に基づく介護給付等支給のための障害程度区分等の審査及び判定を行う	10人	2年	大牟田市障害程度区分認定審査会運営要綱	福祉課
大牟田市感染症診査協議会	H11.4.1	法第24条第6項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会に關し必要な事項を定めることを目的とする。 また、H19.4.1感染症法改正に伴い協議会内に「結核の診査に関する専門部会」を設置し結核に関する診査を行う。	9人	2年	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	健康対策課
大牟田市予防接種健康被害調査委員会	S59.6.1	法第11条第1項の規定に基づき、予防接種により発生したと思われる事故の適正かつ円滑な処理に資する	6人	2年	大牟田市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	
大牟田市公害健康被害認定審査会	S49.8.31	法及び条例によりその権限に属させられた事項(公害健康被害者の障害の程度等)に関する審査を行うこと	13人	2年	大牟田市公害健康被害認定審査会条例	
大牟田市公害健康被害補償診療報酬審査委員会	S49.11.8	法及び条例の規定による療養の給付に係る公害診療報酬請求書に関する審査を行うこと	3人	2年	大牟田市公害健康被害補償診療報酬審査委員会規則	
大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護不服審査会	S53.2.10	条例に基づき、公害健康被害者の認定又は保護給付の支給に関する処分に対する不服申立てを審査すること	4人	2年	大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	

名称	設置 年月日	設置目的	委員数	任期	設置根拠等	所管 課
大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会	S52.8.1	大牟田市と高田町の休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱に基づき、大牟田市と高田町が相互に連絡調整を図り、その実施運営についての調査検討を行う	7人	なし	大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会規約	生活衛生課
大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会専門委員会	S52.8.1	会長の諮問を受け休日急患診療業務・平日時間外小児急患診療業務・その他業務運営上必要な業務達成のための専門的技術的な調査検討を行う	20人	2年	大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会規約	
大牟田市介護認定審査会	H11.8.6	被保険者が要介護状態等に該当すること、該当する要介護状態区分等の審査及び判定を行う	40人	2年	・大牟田市介護保険の実施に関する規則 ・大牟田市介護認定審査会運営要綱	介護保険課
大牟田市老人ホーム入所判定委員会	H6.4.1	養護老人ホーム等への入所措置の適性を期するため設置し、入所措置の要否について判定を行う。	6人	2年	・大牟田市老人福祉法施行細則 ・大牟田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	長寿社会推進課
大牟田市保健福祉ネットワーク協議会	H5.1.6	高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができるまちづくりをめざし、保健・医療・福祉を連携することにより高齢者福祉の充実を図る	17人	2年	大牟田市保健福祉ネットワーク協議会設置要綱	
大牟田市地域包括支援センター運営協議会	H17.9.9	地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図る	13人	3年	大牟田市地域包括支援センター運営協議会要綱	
大牟田市高齢者サービス推進委員会	H13.8.1	庁内における高齢者施策にかかわる関係部局が相互に連携を密にすることにより、本市における高齢者保健福祉水準の向上を図るとともに、高齢者施策を総合的に推進する	18人	(充職)	大牟田市高齢者サービス推進委員会設置要綱	

第2章 大牟田市の保健福祉事業の概要

第1節 地域福祉

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

「大牟田市地域福祉計画」は、新たな福祉ニーズに対応する仕組みを構築するとともに、保健福祉関連の個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たし、地域福祉の推進を図るための保健福祉の総合的かつ包括的な計画として平成17年3月に策定した。地域福祉計画の基本理念は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」であり、計画期間は平成17年度から21年度までである。

計画の進捗管理

地域福祉計画の進捗状況を把握し、地域福祉推進に係る調査や研究を行うこと、並びに各部署間の連絡調整を図ることを目的とする「大牟田市地域福祉推進庁内会議」を設置し、地域福祉の推進に係る事業等について協議した。また、計画の進捗状況の管理及び評価を行うこと、並びに計画を総合的に推進することを目的として、市民、社会福祉関係者及び学識経験者からなる「大牟田市地域福祉計画推進委員会」を設置し、具体的な事業の進捗状況等について審議した。

広報・啓発の推進

団塊の世代の地域福祉活動を促進するため、「団塊の世代の地域デビュー講演会」を3月に実施した。「定年後のいきいき人生に向けて」と題し、「生きがい探し」「自分探し」「健康づくり」など、退職後いきいきと暮らしていくためのヒントが得られるような内容の講演会。参加者28人

また、広報おおむた3月1日号への掲載のほか、啓発を兼ねた講演会チラシを町内公民館や公共施設に配布・掲示するとともに、大牟田駅で通勤者へ配布し、団塊の世代の地域デビューの啓発を図った。

地域の福祉活動の支援

- ・ 昨年度に引き続き地域福祉推進組織の活性化を図るために、社会福祉協議会、市民協働推進室等と連携し、駿馬南校区、羽山台校区において、まちづくりなどをテーマとした学習会を開催するとともに、吉野校区において地域課題の把握等を行った。また、10月から社会福祉協議会及び校区社会福祉協議会が主催し毎月1校区の割合で開催している住民懇談会の共同運営を行い、住民と地域福祉課題などについて意見交換を行った。
- ・ 地域福祉の担い手として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を全般的に支援するとともに、校区社会福祉協議会で取り組まれている高齢者等の見守り訪問等を行う小地域ネットワーク活動の担い手である福祉委員の研修を支援した。
- ・ 地域福祉活動の推進等を行う自主グループ「地域福祉応援たい」の活動を支援している。同グループが活動の一環として妊産期から就学前までの子どもに関する子育て支援情報誌を編集し、市が発行した。会議13回開催。「おおむた子育て支援情報かわら版」3,000部発行。

2 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会補助金交付要綱	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、社会福祉事業に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

< 実績 >

項目	金額(円)
大牟田市社会福祉協議会補助	39,673,220
大牟田市総合福祉センター管理運営費補助	6,504,062
大牟田市総合福祉センター施設整備費補助	2,400,000

3 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法(第12条~第14条)	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 1/2 県 1/2 程度

< 目的・事業内容 >

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の定数 300人〔<内> 主任児童委員 48人〕

民生委員・児童委員の任期 平成16年12月1日~平成19年11月30日(3年間)

市では、民生委員・児童委員の連絡調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

<実 績>

民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・ 児童委員	主任児童委 員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	1,815	13
	介護保険	933	8
	健康・保健医療	1,174	27
	子育て・母子保健	493	193
	子どもの地域生活	2,140	477
	子どもの教育・学校生活	1,410	692
	生活費	850	18
	年金・保険	231	3
	仕事	235	8
	家族関係	723	93
	住居	469	3
	生活環境	1,155	58
	日常的な支援	3,029	100
	その他	2,776	91
計	17,433	1,784	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	8,748	146
	障害者に関すること	1,082	49
	子どもに関すること	4,121	1,400
	その他	3,482	189
	計	17,433	1,784
その他の活動件数	調査・実態把握	9,148	625
	行事・事業・会議への参加・協力	12,465	1,657
	地域福祉活動・自主活動	22,041	2,703
	民児協運営・研修	9,112	1,578
	証明事務	606	18
	要保護児童の発見の通告・仲介	214	35
訪問回数	訪問・連絡活動	72,364	1,189
	その他	39,193	653
連絡調整回数	委員相互	20,590	4,605
	その他の関係機関	10,689	1,292
活 動 日 数		57,311	6,973

民生委員・児童委員全体及び主任児童委員の活動について、前年と比較すると、「相談・支援件数」及び「その他の活動件数」、「訪問回数」、「連絡調整回数」、「活動日数」の全てにおいて増加しており、任期の後半に入り活動の充実が図られている。また、民生委員・児童委員全体の内容別件数では「日常的な支援」、「その他」、「子どもの地域生活」、「在宅福祉」の順に件数が多く、それぞれ前年度より増加している。

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。
 民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

民生委員推薦会委員の人数 14人

民生委員推薦会委員の任期 平成16年7月1日～平成19年6月30日(3年間)

< 実績 >

会議回数	3回	候補者推薦数	5人(内、主任児童委員0人)	退任者数	4人
------	----	--------	----------------	------	----

4 大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所管課	保健福祉総務課
-------	--------------	-----	---------

< 目的・事業内容 >

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

< 実績 >

運営状況 (単位：千円)

17年度末現在高	18年度中増減額		18年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
428,061	2,341	30,724	399,678

福祉振興基金への寄付金7件分2,302千円及び運用利子39千円の積立てを行い、社会福祉施設整備費補助及びソフト事業の財源として、30,724千円の取り崩しを行った。

第 2 節 高齢者福祉

1 長寿社会対策

平成 18 年度は、平成 17 年度に策定した老人保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 18～20 年度）に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

また、17 年度に策定した「地域介護・福祉空間整備計画」（平成 17～19 年度）を基本としながらも、高齢者人口や既存の介護サービス基盤の整備状況を勘案し、整備数や圏域設定等の見直しを行い、市内全域を対象とした整備を行うための計画を再構築した。

(1) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人保健法第 46 条の 18	所管課	長寿社会推進課
	老人福祉法第 20 条の 8 介護保険法第 117 条	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

平成 18 年度は、平成 17 年度に策定した老人保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 18～20 年度）における各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。また、介護保険制度改正による新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量を予測し、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策を総合的に推進するために庁内 7 部 12 課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民を代表する人等で構成された市民参加型の「保健福祉ネットワーク協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行いながら計画の推進に努めた。

(2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第 4 条	所管課	長寿社会推進課
	大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱	負担割合	国 10/10

< 目的・事業内容 >

地域介護・福祉空間整備計画

地域における住民生活を支える基盤整備について、地域住民が様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たなサービス基盤の形成が図られることで、住み慣れた地域での生活が継続できるような環境を整備することを目的に、平成 17 年度に「地域介護・福祉空間整備計画」（10 計画）（平成 17～19 年度）を策定した。

平成 18 年度は、高齢者人口や既存の介護サービス基盤整備状況等を勘案し、整備数や圏域設定等見直しを行い、市内全域を対象とした整備を行うための計画を再構築した。

地域密着型サービス拠点等の選定及び指定

ア．選定

地域密着型サービス事業所、施設については、地域介護・福祉空間整備計画に基づき事業者募集を行い、大牟田市社会福祉施設等評定委員会での協議を経て、小規模多機能型居宅介護事業所 11 か所、認知症対応型通所介護事業所 6 か所、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）1 か所、地域密着型介護老人福祉施設 1 か所、夜間対応型訪問介護事業所 3 か所を選定し、整備することとした。

また、介護予防拠点・地域交流施設についても事業者募集を行い、13 か所を整備することとした。
イ．指定・開設

平成18年度は、地域介護・福祉空間整備計画に基づくものとして、小規模多機能型居宅介護事業所6か所、認知症対応型通所介護1か所、夜間対応型訪問介護事業所3か所の指定を行った。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成17年度に選定した20か所の整備が終了し、そのうち3月末現在で13か所が開設した。

(3)長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	

< 目的・事業内容 >

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
と き	10月19日(木)
と ころ	大牟田文化会館 小ホール
内 容	・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和 ・寸劇「御隠居安全さばき」福岡県警交通企画課いきいき交通安全教育隊 ・老人クラブ会員芸能競演大会

(4)いきいき大牟田長寿のまち憲章啓発

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

長寿社会に対する市民の意識啓発を図るため、長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の中で、平成6年9月12日に制定した「いきいき大牟田長寿のまち憲章」の唱和を行ったほか、各種冊子の中で掲載するなど憲章の周知を図った。

(5)人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課
-------	-----------------------	-----	---------

< 目的・事業内容 >

平成4年6月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制75周年記念事業として制定し、同年7月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、100歳に達したときにそのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

・平成18年度贈呈者数 35人

2 高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、援護を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。特に後期高齢者（75歳以上）の増加が目立ち、後期高齢者が前期高齢者（65歳～74歳）を上回っている状況である。

そのような中、平成18年度は介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

(1) 在宅介護支援センター運営事業

根拠法令等	大牟田市在宅介護支援センター運営事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	(平成17年度まで) 国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

援護を要する在宅高齢者やその家族に対する保健福祉サービスの総合的相談機関である在宅介護支援センターにおいて、相談・訪問調査等を行った。関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等、地域の要援護高齢者等の福祉向上を図ることを目的としていた。

介護保険制度改正により、平成18年4月に地域包括支援センターを設置したことに伴い、10か所の在宅介護支援センターについては、名称を「介護予防・相談センター」に改め、地域の高齢者の実態や各種相談について地域包括支援センターと連携しながら対応するとともに、介護予防事業の実施拠点として活用している。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17
実相談件数	7,236	10,259	11,698	10,778
事業費(千円)	76,149	75,910	64,069	57,608

在宅介護支援センターによる実態調査等の業務は平成3年2月から委託し実施していた。

在宅介護支援センター数は、基幹型1、地域型9の計10か所であった。

(2) 養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第11条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

<実績>

措置施設

(平成19年4月1日現在)

種別	設置主体	施設名	所在地	定員	措置数(人)
養護老人ホーム	社福法	吉野園	大牟田市大字吉野	90	71
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	7

	〃	田尻園	福岡市西区大字田尻	50	2
	公立	楠寿園	みやま市瀬高町長田	85	1
	〃	延寿荘	玉名郡南関町大字上長田 他5か所		7

措置状況

区分		年度		14	15	16	17	18
		人員(延数)	措置費(千円)					
養護老人ホーム	市内	人員(延数)	796	679	675	688	782	
		措置費(千円)	117,566	100,079	100,001	101,864	121,057	
	市外	人員(延数)	286	237	216	231	231	
		措置費(千円)	57,316	47,723	43,166	46,332	46,363	
	合計	人員(延数)	1,082	916	891	919	1,013	
		措置費(千円)	174,882	147,802	143,166	148,195	167,420	

(3) 生きがい活動支援通所事業

根拠法令等	大牟田市生きがい活動支援通所事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	(平成17年度まで) 市10/10

<目的・事業内容>

ひとり暮らし高齢者で家に閉じこもりがちな人などを対象として、施設への通所により生きがい活動等の各種サービスを提供するもの。平成12年4月から実施していた。

平成18年度より介護予防事業として、介護予防通所事業を開始したことにより本事業を廃止した。

<実績>

年度		14	15	16	17
区分	利用者数	423	464	392	353
	年間延利用回数	15,223	14,568	11,885	11,531
	事業費(千円)	57,848	49,531	24,959	24,216

(4) 介護予防住宅リフォーム事業

根拠法令等	大牟田市高齢者介護予防住宅リフォーム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	国45/100 市55/100

<目的・事業内容>

加齢や傷病に伴い不自由な在宅生活を送られている高齢者の転倒防止を図る等、介護状態への進行を予防する対策として手摺り設置、段差解消等の改修を行う場合、費用の一部を助成するもの。平成12年度から実施している。

<実績>

年度		14	15	16	17	18
区分	助成件数	47	31	51	15	9
	助成金額(千円)	3,151	2,056	2,865	440	233

(5) 日常生活用具給付等事業

根拠法令等	大牟田市老人日常生活用具給付等事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、当該高齢者の日常生活の便宜を図り、安心安全の増進に資することを目的とする。

平成12年度より大部分が介護保険の福祉用具に移行し、自動消火器、火災警報器、電磁調理器、老人用電話の4品目のみとなる。

< 実績 >

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
給付件数	43	45	23	32	8
事業費(千円)	943	863	468	598	119

老人用電話は次項に掲示。

(6) 老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやさらかな日常生活ができることを目的とする。

< 実績 >

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
設置台数	70	65	65	65	58
運営費(千円)	2,078	2,104	1,788	1,724	1,613

平成18年度は、年度末の稼働台数

(7) 緊急通報システム事業

根拠法令等	大牟田市緊急通報システム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。緊急通報受信センターを消防本部に設置し、平成6年1月より事業を開始し、平成12年度から民間の受信センター対応によるレンタル分を増設した。

平成18年8月からは、消防本部に設置していた受信センターを廃止し、全ての緊急通報を民間の受信センターにて受信している。

< 実績 >

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
---------	----	----	----	----	----

設置台数	(延557) 87	(延607) 50	(延622) 15	(延702) 80	562
事業費(千円)	16,525	19,401	19,815	18,461	17,354

平成18年度は、年度末の稼働台数

(8) 配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	(平成17年度まで) 国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

在宅高齢者の自立と生活の質を確保するため昼食を自宅に届ける事業。配達の際、利用者の安否確認を行い、異常時は関係機関等への連絡も行う。平成10年11月から社会福祉協議会へ委託し、平成12年度からは社会福祉法人3カ所(天光園、延寿苑、サンフレンズ)に委託拡大し実施していた。

平成18年度より介護予防事業として、介護予防配食サービス事業、自立支援配食サービス事業へ見直しを行っている。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17
1日平均利用者(人)	274	269	267	276
実施日数(日)	249	250	248	250
延べ配食数	67,461	66,293	65,336	67,750
事業費(千円)	17,348	17,066	16,334	14,905

(9) 介護用品給付サービス事業

根拠法令等	大牟田市介護用品給付サービス事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	(平成17年度まで) ・要介護4,5 国1/2 県1/4 市1/4 ・上記以外 県1/2 市1/2

<目的・事業内容>

介護認定を受けている在宅で寝たきり高齢者等を介護する世帯に対し、介護用品(紙おむつ)を支給することにより、寝たきり高齢者等の生活の質の向上を図るとともに、その家族の介護負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に資することを目的として、平成7年2月から実施していた。

平成18年度からは、介護保険市町村特別給付として実施している。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17
給付人員	567	551	490	434
事業費(千円)	15,719	12,456	10,228	9,340

(10)在日外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

本市に1年以上居住している大正15年4月1日以前生まれの在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成9年度から実施している。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
給付人員	11	11	11	10	10
事業費(千円)	924	924	889	840	840

(11)老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
クラブ数	101	95	84	81	80
会員数	4,975	4,589	4,019	3,771	3,704
助成費(千円)	5,853	5,329	4,631	4,490	4,240

(12)老人クラブ生きがいと健康づくり事業

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ生きがいと健康づくり事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢者が生きがいと健康づくりに取り組むことにより、老人クラブの活動を活性化させ、加入促進を図るとともに、老人クラブ及び老人クラブ連合会の支援策として、連合会に平成12年度から委託実施している。

平成18年度より介護予防事業に係る分として、別途に老人クラブ介護予防活動支援事業として実施している。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
事業費(千円)	4,000	4,000	3,800	4,000	2,000

(13) 家族介護慰労金給付事業

根拠法令等	大牟田市家族介護慰労金支給事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	(平成17年度まで) 国1/2 県1/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

介護保険の要介護認定において要介護4又は5の認定を受け、1年間介護保険のサービスを利用していない高齢者を介護している家族に対し慰労金を支給するもので、平成13年3月から実施していた。

平成18年度より介護保険法における地域支援事業の任意事業として、家族介護慰労金支給事業へ見直しを行っている。

< 実 績 >

区 分 \ 年 度	14	15	16	17
件数	3	1	1	0
金額(千円)	300	100	100	0

(14) 軽度生活援助事業

根拠法令等	大牟田市軽度生活援助事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

日常生活を送る上で軽易な援助を必要とする単身の要援護高齢者に援助員を派遣する事業で、平成15年4月からシルバー人材センターに委託して実施している。

< 実 績 >

区 分 \ 年 度	15	16	17	18
件数	57	62	52	52
金額(千円)	908	1,030	1,031	868

(15) 老人福祉センター

根拠法令等	老人福祉法第20条の7 大牟田市老人福祉センター条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

老人福祉法の趣旨に基づき、おおむね60歳以上の市民等を対象として、各種の相談に応じるとともに、心身の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的として設置している。

平成18年度においては、施設の経費管理の削減や市民サービスの向上を目指すことを目的として、条例・規則の整備や指定管理者の選定など指定管理者制度導入に向けた取り組みを行った。

< 施設の概要 >

所在地	大牟田市若宮町2番地1
敷地面積	1,147.0 m ²

建物面積	延	817.6 m ²
	1階	477.63 m ²
	2階	329.14 m ²
	PH	10.83 m ²
駐車場面積		601.83 m ²
構造		鉄筋コンクリート 2階建
開設		昭和47年6月
定員		160人
設備		談話室、大集会室1、小集会室2、 レクリエーション室2、機能回復訓練室1、 生活相談室、浴場、ヘルストロン、 マッサージ機、レーザーカラオケ

<実績>

年度	市内利用者		市外利用者		計	
	個人(人)	団体(人)	個人(人)	団体(人)	利用者(人)	使用料収入(円)
14	36,061	-	261	-	36,322	3,658,300
15	36,257	-	260	-	36,517	3,677,700
16	33,832	-	375	-	34,207	3,458,200
17	21,696	-	343	-	22,039	4,442,100
18	20,981	-	304	-	21,285	4,287,400

第 3 節 介護保険

1 介護保険

平成 12 年 4 月の介護保険制度施行から 6 年を経過し、平成 18 年度は大きな制度改正を受けて作成された第 3 期介護保険事業計画の初年度に当たる。制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、制度を持続可能なものとするための見直しが行なわれた。また介護保険料の段階についても所得の低い人によりきめ細かく配慮した新しい段階が導入された。

(1) 介護保険法

< 目的・事業内容 >

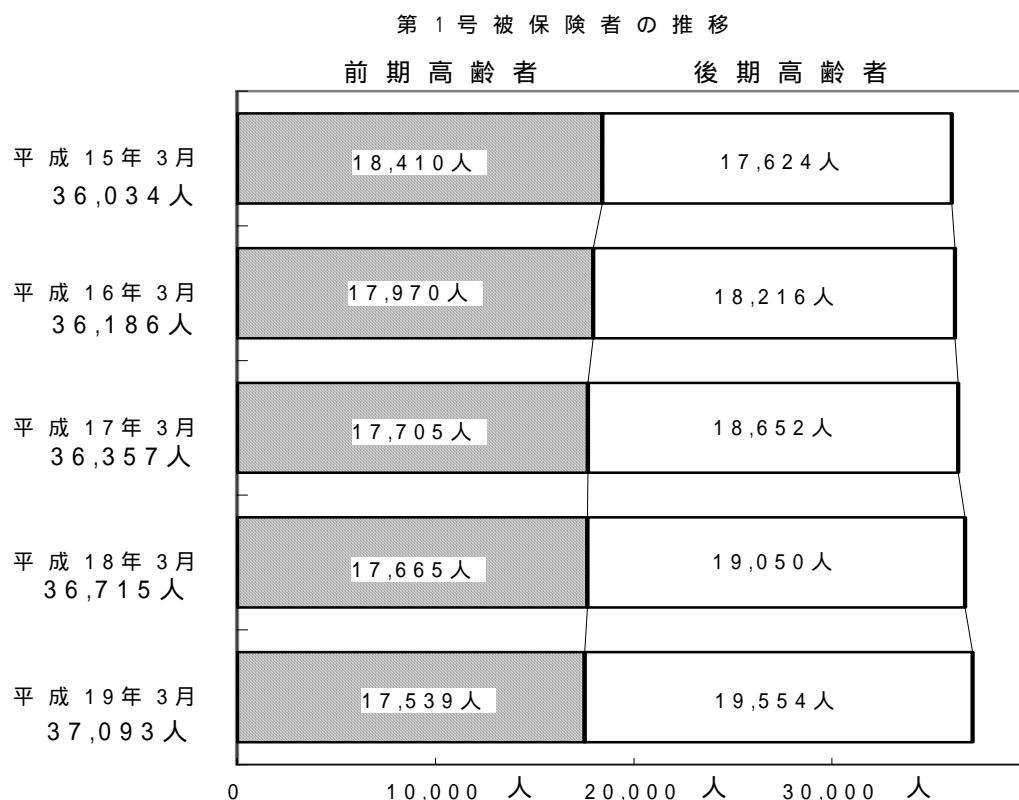
介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスについて、保険給付等を行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

< 対象者 >

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
対象者	65 歳以上の人	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

< 第 1 号被保険者数の推移 >

第 1 号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成 15 年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。



<実 績>

介護保険料の収入状況（平成18年度賦課分）

保険料を納める方法には、年金保険者（社会保険庁、共済組合等）が公的年金を支払う際に保険料を天引きし、一括して市に納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書で納める方法や口座振替等の方法（普通徴収）がある。

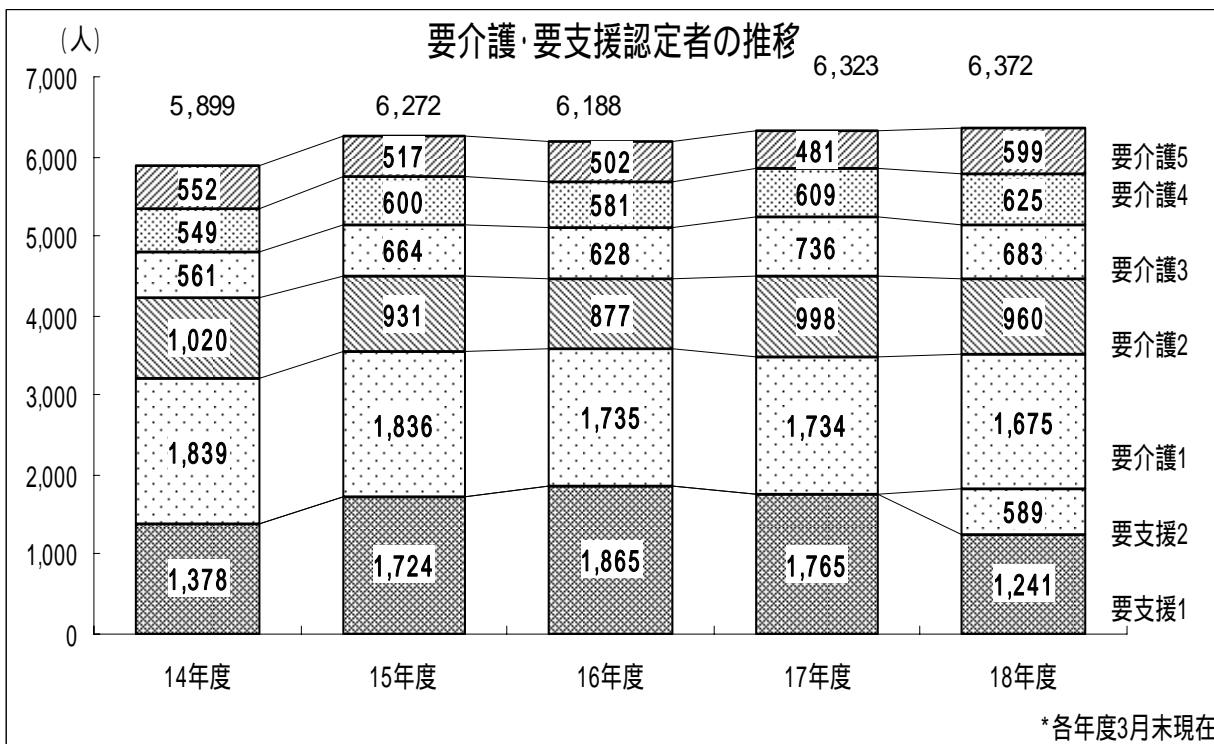
（単位：円）

	調定額	収入済額	還付未済額	収入率（％）
特別徴収	1,302,570,750	1,303,696,070	1,125,320	100.00
普通徴収	283,663,890	257,123,100	148,040	90.59
合計	1,586,234,640	1,560,819,170	1,273,360	98.32

要介護認定実施状況

年 度	14	15	16	17	18
申 請 数	8,374	8,425	8,521	6,823	6,369
審査会開催回数	232/年	238/年	231/年	184/年	180/年

平成18年度の認定申請件数は、新規1,565件、更新4,192件、区分変更566件、転入46件を合わせて6,369件あり、月平均約531件の申請があった。



平成18年度の介護保険制度改正により、「要支援1」「要支援2」という新たな区分が設けられ、これまでの6段階の区分から7段階となった。これまでの「要介護1相当」に該当した人について、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、判定を行った。

平成14年度～平成18年度の認定者数（第2号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援1・2、要介護1の認定者が過半数をしめている。

介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所管課	介護保険課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

平成18年4月の介護保険制度の改正に伴い、サービスの内容が見直され、軽度者を対象として介護状態の軽減・悪化防止のため「介護予防サービス」が新たに創設されるとともに、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などのサービス類型「地域密着型サービス」が新たに創設された。

(平成18年4月審査～平成19年3月審査分)

介護サービス		給付額(単位:千円)	請求件数
在宅サービス	訪問介護	771,646	18,457
	訪問入浴介護	24,198	527
	訪問看護	129,316	3,225
	訪問リハビリテーション	17,817	723
	通所介護	690,451	11,093
	通所リハビリテーション	852,436	11,729
	福祉用具貸与	139,448	11,052
	短期入所サービス	214,628	3,215
	居宅療養管理指導	40,095	4,466
	特定施設入所者生活介護	259,852	1,634
	居宅介護支援	338,197	33,884
	福祉用具購入	11,998	408
	住宅改修	36,708	378
	在宅サービス計	3,526,792	100,800
施設サービス	介護老人福祉施設	1,187,207	5,318
	介護老人保健施設	1,492,226	5,992
	介護療養型医療施設	1,314,041	3,749
	施設サービス計	3,993,474	15,059
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	12,294	133
	小規模多機能型居宅介護	24,837	175
	認知症対応型共同生活介護	603,653	2,588
	地域密着型特定施設入居者生活介護	77,260	487
	地域密着型サービス計	718,044	3,383
高額介護サービス費	188,648	17,786	
特定入所者介護サービス	331,500	11,550	
介護サービス 合計	8,758,459	148,578	

介護予防サービス		給付額(単位:千円)	回数等
在宅サービス	訪問介護	115,036	5,697
	訪問入浴介護	0	0
	訪問看護	10,409	421

	訪問リハビリテーション	1,875	88
	通所介護	164,605	2,917
	通所リハビリテーション	85,265	2,428
	福祉用具貸与	11,295	1,112
	短期入所サービス	2,227	3,215
	居宅療養管理指導	3,508	402
	特定施設入所者生活介護	14,262	157
	介護予防支援	50,440	10,047
	福祉用具購入	2,923	130
	住宅改修	16,912	167
	在宅サービス計	393,492	23,631
ス 施設サ ービ	介護老人福祉施設	1,847	10
	介護老人保健施設	2,029	10
	介護療養型医療施設	0	0
	施設サービス計	3,876	20
ー 地 ビ 域 ス 密 着 型 サ	認知症対応型通所介護	0	0
	小規模多機能型居宅介護	349	6
	認知症対応型共同生活介護	2,282	10
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	地域密着型サービス計	2,630	16
	高額介護予防サービス費	438	209
	特定入所者介護予防サービス	96	32
	介護予防サービス 合計	400,533	23,908
審査支払手数料		11,297	141,218
+ + 総 計		9,170,289	313,704

(2)介護保険円滑化特別対策事業

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

根拠法令等	大牟田市訪問介護等利用者負担額減額給付費支給事業 実施要綱	所 管 課	介護保険課
		負担割合	県3/4 市1/4

< 目的・事業概要 >

平成12年4月の介護保険制度施行前から障害者施策事業による訪問介護サービスを利用していた人のうち、法の施行に伴い利用者負担が激変する低所得者に対し、利用者負担額の軽減を図るため10%の利用者負担割合を3%へ減額した。

平成18年度から障害者サービスも10%の利用者負担が原則となったため、経過措置として平成18年度に減額されていた人は、平成19年度からは6%、平成20年度からは10%の利用者負担となる。

< 実 績 >

年度	14	15	16	17	18
区分					
事業対象者数 (人)	102	82	63	53	44
減 免 額 (千円)	4,443	4,335	4,002	4,145	2,980
事 業 費 (千円)	4,549	4,424	4,082	4,210	3,031

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所管課	介護保険課
		負担割合	県3/4 市1/4

<目的・事業概要>

介護保険サービスを提供する社会福祉法人が特に生計が困難な低所得者に対し、その社会的役割から当該サービスに係る利用料を軽減した場合において、社会福祉法人へ助成を行った。

<実績>

区分 年度	実施法人数	事業対象者数 (人)	補助額(千円)				事務費	事業費合計
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護老人ホーム入所		
14	3	16	13	7	5	179	2	206
15	2	13	10	0	0	7	7	24
16	2	12	4	0	0	42	7	53
17	2	12	1	0	0	91	6	98
18	1	12	1	0	0	51	7	58

(3)保健福祉事業

根拠法令等	介護保険法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(1号被保険者)

<目的・事業概要>

介護保険制度では、第1号被保険者の保険料を財源として65歳以上の人を対象とした保健福祉事業を行うことができることとされている。

大牟田市は、平成18年4月現在で高齢化率が27.6%という現状にあり、早期から介護予防事業の検討を進め、平成13、14年度に「介護予防運動トレーニング指導モデル事業」として、筋力トレーニングマシンを使った転倒骨折予防教室を実施し、身体機能等の改善効果等が得られた。その効果を踏まえ、平成15年度から引き続き、保健福祉事業として介護予防筋力向上トレーニング事業を実施した。

高齢者筋力アップ教室(A教室・B教室)

介護予防及び要介護状態の軽減を図ることを目的に、大牟田市民体育館トレーニングルームにおいて、毎週火曜日・金曜日にマシンを使用して身体機能の向上を図り、介護予防や健康管理に対する意識向上を目指し、教室を開催した。

教室終了後、参加者のほとんどに改善がみられ、参加者へのアンケート結果においても、身体的な効果だけでなくメンタルケアとしての役割も果たしていると考えられる。

平成18年度より介護予防事業としての筋力アップ教室事業を開始したことにより本事業を廃止した。

<対象者・実施期間>

区分	対象者	対象者数	実施期間
A教室	要介護認定者のうち、要支援、要介護1・2の人	8人以内	3ヵ月 (週2回、計24回)

B教室 (B1・B2教室)	要介護認定で自立と認定された人、その他虚弱高齢者	各12人以内	B1	1ヵ月 (週2回、計8回)
			B2	2ヵ月 (週2回、計16回)

<実績>

		年度		
区分		15	16	17
参加者数	A教室	20	20	24
	B教室	112	77	59

高齢者筋力向上フォローアップ教室

高齢者筋力アップ教室修了者が継続して指導を受けながらトレーニングを行えるよう、フォローアップ教室を在宅介護支援センター等で実施した。在宅介護支援センターには、指導者が常駐し週2回のトレーニングを継続した。

平成18年度より介護予防事業としての筋力アップフォローアップ教室事業を開始したことにより本事業を廃止した。

<実績>

		年度		
区分		15	16	17
実施箇所数		6	9	9
参加者数		50	80	130

(4) 地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の39	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

<目的・事業概要>

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、平成18年4月に4か所の地域包括支援センターを設置した。地域包括支援センターの主な業務は、地域で暮らす高齢者を支援するための地域やさまざまな機関とのネットワークづくり、総合相談支援・権利擁護事業、ケアマネジャー支援事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

・地域包括支援センター設置状況

包括センター名	事業所住所	担当校区
中央地域包括支援センター	有明町2丁目3番地 長寿社会推進課内	大牟田、大正、上官、平原、白川、 中友
北部地域包括支援センター	大字手鎌1300番地42 手鎌地区公民館内	手鎌、明治、吉野、上内、倉永
東部地域包括支援センター	大字三池629番地2 三池地区公民館内	三池、銀水、羽山台、高取
南部地域包括支援センター	馬込町1丁目20番地1 駿馬地区公民館内	みなと、諏訪、駿馬北、駿馬南、 笹原、川尻、天道、玉川

地域とのネットワークづくり

地域資源やニーズを把握するため、民生委員・児童委員協議会や校区町内公民館連絡協議会などの会議や地域の行事などに積極的に参加した。特に民生委員・児童委員協議会へは、役員会・校区会長会ばかりでなく、各校区の会議へ出向き、連携強化を働きかけた。

総合相談支援・権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療などさまざまな相談に下記のとおり応じた。また、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことから高齢者虐待の通報や相談に対応している。平成18年度においては、民生委員やケアマネジャーを対象に高齢者虐待に関するアンケート調査を行い、それを踏まえ高齢者虐待防止・対応マニュアルを作成した。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために支援する制度である成年後見制度に関する相談に応じるとともに、申立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

<実 績>

・相談件数 4月～3月)

	中央地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	総計
介護保険	181	178	126	137	622
権利擁護	240	30	16	35	321
予防プラン	81	236	131	110	558
地域支援・福祉事業	117	109	103	87	416
マネジャー支援	20	21	15	12	68
その他	315	441	245	239	1,240
計	954	1,015	636	620	3,225

・虐待に対する対応

虐待の通報 届出 件数	23 件
うち虐待として対応した件数	21 件
うちやむを得ない措置	1 件
緊急保護 吉野園	2 件

・虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	10 件
介護・世話の放棄・放任	7 件
心理的虐待	2 件
性的虐待	0 件
経済的虐待	9 件

・成年後見制度市長申立て

申立て済	6 件
審判済	3 件
調査、手続き中	3 件

ケアマネジャー支援事業

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域において自分らしい生活を継続していくには、主治医とケアマネジャーの連携、在宅と施設の連携など、「地域包括ケア」を確立することがきわめて重要であり、そのためには、ケアマネジメントの質の向上とともにケアマネジャーの資質・専門性の向上が不可欠である。平成18年度は、地域単位（地域包括支援センターごと）で大牟田市介護支援専門員連絡協議会と主任ケアマネジャーとの協働で以下の研修を行った。研修は、研鑽の場にとどまらず、ケアマネジャー同士が気軽にコミュニケーションをとり、お互いが抱えている悩みや処遇困難事例を相談できるような「場」としても活用した。

中央地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	平成18年11月16日	利用者を通して生活リハビリを学ぶ
第2回	平成19年2月15日	介護ストレスとストレスマネジメントについて

* 2回目は北部地域包括支援センターと合同開催

北部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	平成18年11月16日	介護支援専門員なんでもしゃべり場
第2回	平成19年2月15日	介護ストレスとストレスマネジメントについて

東部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	平成18年12月12日	高齢者の医療費自己負担と医療制度改革のポイント
第2回	平成19年3月14日	高齢者と薬の管理～知っているようで知らない「薬」の知識～

南部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	平成18年11月10日	小規模多機能の実際は？～いまやまの家から～
第2回	平成19年1月19日	自立支援法と介護保険 ～支援法のサービスと大牟田の地域支援事業～

介護予防ケアマネジメント

ア．予防給付（要支援1・2プラン作成状況）

介護予防サービスは、要介護状態にならないように現在の生活機能の維持・向上を図ることを目的にしている。平成18年度に、地域包括支援センターにおいて、要支援1・2と認定された人に対しての介護予防プラン作成がスタートした。また、増加する作成件数に対応するため、地域包括支援センター運営協議会の承認を得ながら、11月に介護・予防相談センターを地域包括支援センターの最先機関（サブセンター）として位置づけ、連携して行うことにより効果的な事業の推進を図った。

<実 績> 要支援1・2プラン作成件数 (平成19年3月分 国保連請求実績から)

	中央地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	合計件数
委託 新規	24	14	12	17	67
継続	245	181	197	260	883
直営 新規	11	15	16	10	52
継続	104	112	95	96	407
合計	384	322	320	383	1,409

イ．特定高齢者把握事業

認定審査会において非該当と判定された人や基本健康診査の結果及び民生委員や保健師からの情報、さらには、平成17年度の介護予防・地域支えあい事業の参加者に対して、訪問調査を行い特定高齢者の候補者を把握した。また、候補者に基本チェックリストを行うことで特定高齢者を把握した。

調査件数	647人
特定高齢者候補者数	401人
特定高齢者数	330人

大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域包括支援センターの創設に向けて議論を行った。

平成18年度以降は、センターから事業計画書や事業報告書、収支予算・決算書等の提出を求め、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

<実績>

区分	年度	17	18
	開催回数		6

・平成18年度開催状況

	期 日	内 容
第1回	平成18年 9月29日	・地域包括支援センター収支予算について ・地域包括支援センター事業実施状況について(18年4月~8月)
第2回	平成18年11月22日	・地域包括支援センターの出先機関設置について
第3回	平成19年 1月31日	・地域包括支援センター事業実施状況について(18年9月~12月)
第4回	平成19年 3月26日	・平成19年度地域包括支援センター事業計画について ・平成19年度地域包括支援センター事業予算について

(5) 介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の39	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/10 市 20.25/100 保険料 19/100

<目的・事業概要>

地域包括支援センターと連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等へ訪問し実態調査も行った。

また、介護予防事業のうち筋力アップ教室等の開催も行った。

・設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9番地3	上官・平原

天光園	宮崎 1695 番地 2	吉野・上内・倉永
延寿苑	歴木 1807 番地 1291	三池・高取
サン久福木	久福木 894 番地	銀水・羽山台
サンフレンズ	沖田町 510 番地	駛馬南・笹原・川尻
やぶつばき	青葉町 130 番地 2	駛馬北・天道・玉川
大牟田医師会	不知火町 2 丁目 144 番地	大牟田・大正
こもれび	中町 1 丁目 4 番地 1	手鎌・明治
済生会大牟田	田隈 810 番地	白川・中友
美さと	南船津町 1 丁目 10 番地	みなと・諏訪

・活動状況

	年 度	18
区 分		
訪 問 調 査 件 数 (実 人 員)		810
事 業 費 (千 円)		12,529

(6) 介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第 1 1 5 条の 3 8	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	(介護予防事業) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (任意事業) 国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

< 目的・事業概要 >

平成 1 8 年 4 月より施行された改正介護保険法に基づき、地域支援事業が創設され介護予防事業（特定高齢者向け、一般高齢者向け）及び任意事業に取り組んだ。

介護予防事業（特定高齢者向け事業）

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア．筋力アップ教室事業

マシントレーニングを 3 ヶ月間（25 回シリーズ）にわたり実施した。

	年 度	18
区 分		
延 利 用 者 数		78
事 業 費 (千 円)		7,413

イ．筋力アップフォロー教室事業

筋力アップ教室事業を修了した方等に引続き、3 ヶ月間（25 回シリーズ）にわたり実施した。

	年 度	18
区 分		

延利用者数	52
事業費(千円)	2,357

ウ．介護予防教室事業(よかば〜い体操教室事業)

トレーニングマシンを使わない家庭でできる筋力トレーニング(よかば〜い体操)を6ヵ月間(10回シリーズ)にわたり実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	9
事業費(千円)	614

エ．栄養改善教室事業

管理栄養士が中心となり低栄養状態の評価を行い、個別プログラムを作成し、個別および集団指導のための教室を6ヵ月間(8回シリーズ)にわたり実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	10
事業費(千円)	218

オ．口腔ケア(口腔機能向上)教室事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを3ヵ月間(6回シリーズ)にわたり実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	19
事業費(千円)	478

カ．介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、介護予防を目的としたアクティビティ(運動、教養、趣味等の作業活動)を実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	158
事業費(千円)	14,152

キ．介護予防配食サービス事業

栄養改善の必要があると判断された特定高齢者を対象に、栄養改善と併せて閉じこもり、認知症、うつ等を予防し、在宅で自立した日常生活を送れるよう実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	56
総配食数	4,313
事業費(千円)	949

介護予防事業(一般高齢者向け事業)

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域との交流を目的として、事業を実施した。

ア．健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を3ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを養成した。平成16年度より養成している。

区 分 \ 年 度	17	18
養 成 者 数	20	16
事業費（千円）	122	156

イ．いつまでも現役体操クラブ事業

運動器機能向上による生活機能の改善を図り、要介護状態になることを防ぐため、一般高齢者等を対象に、マシントレーニングの指導やストレッチを実施し、トレーニング効果の維持・向上を図った。

区 分 \ 年 度	18
延 利 用 者 数	223
事業費（千円）	90

ウ．よかば〜い体操フォロー教室事業

介護予防教室（よかば〜い体操教室）の終了者または、新たに参加希望する方に、よかば〜い体操教室の終盤期と同内容を、運動指導士を講師として実施した。

区 分 \ 年 度	18
延 利 用 者 数	75
事業費（千円）	168

エ．介護予防地域活動組織支援事業（いきいきクラブ・ふれあい教室事業）

ボランティア主導型の健康づくりやレクリエーション等を地域及び保健所において実施した。

区 分 \ 年 度	18
延 利 用 者 数	274
事業費（千円）	80

オ．老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区 分 \ 年 度	18
事業費（千円）	2,000

任意事業

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア．自立支援配食サービス事業

在宅一人暮らしで心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合わせて実施した。

区 分 \ 年 度	18
延 利 用 者 数	454

総配食数	59,186
事業費(千円)	8,897

イ．家族介護慰労金支給事業

1年間介護保険のサービスを受けずに重度の要介護高齢者を介護している家族に対し、慰労金を支給するもので、平成18年度から、介護保険法に基づく地域支援事業の任意事業として実施している。

年度	18
区分	
件数	0
金額(千円)	0

ウ．成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

年度	18
区分	
市長申立件数	6
事業費(千円)	248

(7) 介護用品給付サービス事業(紙おむつ給付)

根拠法令等	介護保険法第18条第3号 大牟田市介護保険条例第20条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第1号被保険者)

<目的・事業概要>

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。平成7年2月から実施している。

平成18年度から、介護保険市町村特別給付として実施している。

年度	18
区分	
給付人員	474
事業費(千円)	8,742

(8) 介護費用適正化事業

根拠法令等	介護保険事業関係業務実施要綱	所管課	介護保険課
		負担割合	市10/10

<目的・事業概要>

適切なケアプランの確保のため、適正化システムを活用し、ケアプランの作成件数、サービスの給付実績等のデータに基づきサービスの提供実績の確認、過剰なサービスの提供や過度の利用者掘り起こしが行われていないか確認を行った。

(9) 制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

介護保険制度の導入に伴い、利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

あんしん介護相談員派遣事業

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
-------	-----------------------	-----	---------

		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料19/100
--	--	------	---

< 目的・事業概要 >

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設及びグループホームを訪問し、サービス利用者の話を聞き、疑問や不満・不安を相談活動により解消を図るとともに、施設等との意見交換や電話相談などに取り組んでいる。

ケアプラン指導研修事業

根拠法令等	大牟田市ケアプラン指導研修事業実施要領	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料19/100

< 目的・事業概要 >

大牟田市介護支援専門員協議会から推薦された17人が2チームに分かれて、ケアマネジャーや介護サービス事業所職員を対象にケアプラン作成についての研修指導を行っている。

(10) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

根拠法令等	老人保健健康増進等事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国10/10

< 目的・事業内容 >

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が今後さらに増加する状況の中で、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んできた。高齢になるほど発症率が高まる認知症について、既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている本市において、その対策を講じることは喫緊の課題となっている。

このため、認知症の発症前から終末期まで、地域、専門職等の関係機関が、認知症の進行に応じて本人とその家族に対する連続的・包括的な支援体制の整備を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会の認知症ケア研究会と密接な連携を図りながら、早期発見・診断、早期支援・予防、ケアマネジメントの質の向上、医療連携、地域啓発等に取り組んできた。

認知症コーディネーターの育成

認知症になっても安心して地域で暮らすことができるまちづくりのために、地域における認知症ケアをコーディネートしていく専門職・指導者が求められている。

そこで、介護現場の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど認知症ケア専門のコーディネーターとなる人材の育成を目指し、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。また、平成18年度からは小規模多機能型居宅介護施設の管理者の受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

平成18年度は3期生9名に4期生12名を加え研修を実施し、3期生8名が研修を修了した。

多職種協働・地域協働による地域包括ケア推進事業

もの忘れ相談医(かかりつけ医)や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見、予防教室やケースカンファレンスに取り組むことで地域包括ケアサポート体制の推進を図った。

ア．地域認知症ケアサポートチーム等によるもの忘れ検診・予防教室の開催

みんなの健康展や3カ所の介護予防拠点・地域交流施設においてタッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行うとともに、認知症について学べるような予防教室を開催した。また必要に応じ

もの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。

スクリーニングにおいて軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いがある地域住民を対象に3カ所の介護予防拠点・地域交流施設において、3カ月間、週1回、12回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

イ．地域包括ケアサポートチームによるケースカンファレンス

地域包括支援センターにおける認知症支援体制のサポートとして、地域包括支援センターが関わっている困難事例について、地域認知症ケアサポートチーム等を中心としたケースカンファレンスを6回開催した。

ウ．ほっと・安心（徘徊）ネットワークの全市的活動

全市内や周辺市町村への情報発信及び高齢者等SOSネットワークとの連携強化を図るため、はやめ南人情ネットワークと協働し、3回目となる徘徊模擬訓練を実施した。

認知症進行段階に応じた支援体制研究事業

認知症の人が発症前から、人生の最後まで尊厳をもって暮らせるためには、予防や早期発見を促進し、早期から適切な医療やケア・サービスへつなげていくシステムが求められる。さらに重度化の要因となる急性疾患の発症時や入院時の適切な対応と早期退院へ向けた支援、在宅診療チームとの密接な連携による看取り支援体制が充実されなければならない。しかし、これらを整備するためには、認知症の人の進行段階に応じた支援者となる関係者の共通理解と医療とケアの連携が必要である。また認知症の早期診断を行うことによって、認知症本人や家族にとって最も重大な告知という課題に直面することとなる。そこで、病気の進行段階に応じた適切な支援体制について共通理解を図り、一貫したケアや支援の向上のために、もの忘れ相談医やケアマネジャーなど多職種で認知症の進行段階に応じた支援体制研究のためのワークショップを6回開催した。またあわせて介護支援専門員連絡協議会との共催でセンター方式についての研修会を3回開催した。

認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア．子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っている絵本教室を開催している。平成18年度は、小学校4校と中学校3校で開催した。

イ．認知症サポーター“こころみまもり隊”養成講座

平成17年度から「認知症を知る1年」キャンペーンの一環として、絵本教室等を通して認知症の理解を図ることにより、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいる。平成18年度は、市民向け養成講座を3回、職域別養成講座を2回開催した。

ウ．認知症ケア実践塾 in 2006

認知症介護に関わる職員などの専門性を高めることを目的に、単なる学習会ではなく、学んだことが介護現場での実践につながるような内容で、平成18年度は6回開催した。

エ．はやめ南人情ネットワーク

はやめ人情ネットワークは、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指して発足した地域のまちづくりネットワークで、日曜茶話会を開催しながら、まちづくりのためのさまざまな学習、情報発信を行っている。平成18年度は、第3回目となる徘徊の模擬訓練などが実施された。今後は、他の校区においても、このような地域のまちづくりネットワークの構築を目指していく。

(11)大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第1号被保険者)

<目的・事業内容>

大牟田市では、平成12年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険会計においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間(3年間)の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い適正に管理を行っている。また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

平成18年度においては剰余金が生じたため、運用により生じた利子収入とともに積立てを行い、基金現在高は下表のとおりとなっている。

なお、平成18年4月に第1号被保険者の保険料基準額を見直すにあたり、保険料の上昇を抑えるため、基金の一部を介護給付費の財源として活用することとした。

<実績>

平成18年度の基金異動予定額 (単位:円)

年度当初額	積立額	処分額	18年度決算に伴う基金高
639,350,111	4,427,861	0	643,777,972

(12)制度の周知

“人・心・まちづくり”大牟田&アジアフォーラムの開催

平成18年4月28日に認知症の人の支援とまちづくりに関わる関係者全員が語り合い、課題を見据え、ともに乗り越えていく「心」と「知恵」と「力」をつなぐ機会をつくり、新しい地域コミュニティづくりを目的に『人・心・まちづくり』地域ミーティングを開催した。

その他

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』を作成したり、『広報おおむた』や市公式ホームページに掲載する等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。また、介護保険制度改正に伴い地域包括支援センターの創設や地域密着型サービスの創設など制度の内容についての地域説明会を、地区公民館を中心に9か所で開催した。

(13)相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

(14)情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、平成18年度より介護予防プラン(要支援1・2)作成のための情報開示は、中央地域包括支援センターで対応することになった。

<実績>

年度	対象	内 訳		
		認定調査表	主治医意見書	審査判定の経過等
17	個人	39	11	11

	事業者	2,839	2,793	200
18	個人	24	4	3
	事業者	1,896	1,737	469

第4節 児童福祉・母子保健

1 次世代育成支援行動計画推進

(1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプラン」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

< 計画の期間 >

平成17年度から平成26年度までの10年間(平成21年度見直し)

< 実績 >

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び住民代表で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

2 子育て支援事業

(1) 乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 3歳未満、但し入院については就学前まで
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
国保	対象者	712	1,227	1,175	1,143	1,093
	件数	9,594	9,768	10,142	10,317	9,528
	金額(千円)	28,750	23,689	25,229	24,967	23,249
社保	対象者	2,411	4,382	4,359	4,298	4,290
	件数	36,466	35,222	36,577	36,730	37,269
	金額(千円)	105,708	83,640	91,408	87,023	90,247
計	対象者	3,123	5,609	5,534	5,441	5,383
	件数	46,060	44,990	46,719	47,047	46,797
	金額(千円)	134,458	107,329	116,637	111,990	113,496

平成14年度10月から3歳未満の乳幼児の一部負担金が3割から2割に変更
 平成16年度1月から入院については、対象者を就学前まで拡大
 平成19年1月から3歳未満の初診・往診料が乳幼児医療の助成対象となる。

(2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者 国8/10,県1/10,市1/10 非被用者 国1/3 県1/3,市1/3 特例給付 国10/10 小学校3学年修了前特例給付 国1/3 県1/3,市1/3

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

<支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校修了前児童（平成18年4月から）を養育している父母等
- ・ その者の前年の所得額が制限額未満であること

<支給額>

区分	月額
第1子分	5,000円
第2子分	5,000円
第3子以降分	10,000円

19年4月から、3歳未満児童は一律10,000円支給となる。

<実績>

区分		年度				
		14	15	16	17	18
被用者	受給人員(延数)	17,908	19,818	19,465	19,151	21,177
	支給額(千円)	118,120	114,940	112,845	110,035	121,710
非被用者	受給人員(延数)	7,806	8,592	8,632	8,373	7,671
	支給額(千円)	50,690	51,805	52,180	50,490	45,735
特例給付	受給人員(延数)	2,485	2,630	2,842	2,641	716
	支給額(千円)	15,580	14,860	16,210	14,970	4,065
被用者小学校第3学年修了前特例給付	受給延人員(人)	23,467	26,546	45,543	48,685	69,358
	支給額(千円)	157,580	154,270	262,640	280,155	395,715
非被用者小学校第3学年修了前特例給付	受給延人員(人)	9,993	11,949	20,006	20,899	29,515
	支給額(千円)	67,585	69,705	116,250	122,045	171,135
計	受給人員(延数)	61,659	69,535	96,488	99,749	128,437
	支給額(千円)	409,555	405,580	560,125	577,695	738,360

18年度4月から、小学校第3学年修了前から小学校修了前までに改正

(3) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

<支給対象者>

- ・ 父と生計を同じくしていない、18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・ その者の前年の所得額が制限額未満であること
- ・ 公的年金を受けていないこと

<支給額>

区分	全額支給	一部支給
1人目	41,720円	41,710円～9,850円
2人目	5,000円加算	
3人目以降	3,000円加算	

<実績>

年度		14	15	16	17	18	原因別			
新法	件数	1,446	1,471	1,530	1,613	1,619	離婚	遺棄	死亡	その他
	支給額(千円)	238,785	730,473	741,589	761,119	766,447	1,474	8	14	123
旧法	件数	2	0	0	0		0	0	0	0

(4)母子生活支援施設運営事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所管課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

<施設の概要>

名称	大牟田市母子生活支援施設		
所在地	大牟田市小浜町44-5		
敷地面積	2,080.96 m ²	建築延面積	1,147.92 m ²
構造	鉄筋コンクリート3階建 (昭和53年度全面改築)		
定員	20世帯		

<実績>

年度		14	15	16	17	18
区分	世帯数	(10) 124	(11) 137	(7) 92	(7) 95	(7) 85
	人員	(29) 357	(30) 365	(19) 229	(19) 229	(18) 220
措置費(千円)		15,851	21,638	14,944	13,600	12,340

()は月平均

市が措置したもの

(大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所は含む)

(5)助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所管課	児童家庭課
-------	--------------	-----	-------

< 目的・事業内容 >

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

< 施設の概要 >

平成9年4月1日設置

名 称	大牟田市立総合病院助産施設
所 在 地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定 員	1 名

(6) 児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所 管 課	児童家庭課
-------	-----------------	-------	-------

< 目的・事業内容 >

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

< 実 績 >

内容別相談受付数

相談内容		受付数(人)	
		17年度	18年度
養護 相談	児童虐待	40	61
	その他	18	37
保健相談		0	2
障害 相談	自閉症	2	4
	言語発達障害	0	1
	知的障害	0	1
非行相談		0	1
育成 相談	性格行動	3	3
	不登校	3	4
	その他	1	0
その他の相談		4	3
合 計		71	117

年齢別相談受付数

年齢区分	受付数(人)	
	17年度	18年度
未就学児(0～3歳)	19	35
(4～6歳)	19	28
小学校低学年(1～3年生)	7	19
高学年(4～6年生)	11	20
中学生(12～15歳)	10	8
～18歳	5	7
合 計	71	117

(7) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所 管 課	児童家庭課
-------	----------------	-------	-------

< 目的・事業内容 >

保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行うため、児童福祉

法に規定する要保護児童対策地域協議会として、大牟田市子ども支援ネットワークを設置する。構成機関を見直して、「大牟田市子育て支援センター」を18年度限りで削除し、19年度から「学識経験者」を新たに加える。

<構成機関>

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市子育て支援センター
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校校長会
大牟田市中・養護学校校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

3 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条・第14条・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

<母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)>

資金名	貸付限度額	利息	種類		16年度貸付状況		17年度貸付状況		18年度貸付状況	
			寡婦	母子	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	2,830,000	3%								
事業継続資金	1,420,000									
修学資金	高校	公立 18,000	無利子		1	648,000	2	1,296,000	2	1,296,000
		私立 30,000	無利子		12	12,960,000	3	3,240,000	1	1,080,000
	高等学校	公立 21,000	無利子							
		私立 32,000	無利子							
	大学	公立 45,000	無利子		2	4,512,000				
		私立 54,000	無利子		1	1,080,000	5	13,680,000		
	専修短大	公立 45,000	無利子							
私立 53,000		無利子		4	6,084,000	4	6,000,000	3	3,432,000	
専修 (一般課程)	29,000	無利子								

修業資金	50,000 (460,000)	無利子			3	1,955,000	2	2,280,000	4	3,660,000
就学支援資金	高校等 75,000 大学等 370,000	無利子			7	1,735,000	2	485,000	4	525,000
					8	3,400,000	8	3,850,000	5	1,920,000
住宅資金	1,500,000 (特別 2,000,000)	3%							2	528,500
就職支度資金	100,000 (220,000)	無利子								
技能取得資金	50,000 (460,000)	無利子			7	7,670,000			1	1,080,000
生活資金	103,000	3%			3	3,230,000			3	909,000
結婚資金	300,000	3%								
転宅資金	260,000	3%								
合計					48	43,274,000	26	30,831,000	25	14,430,500

貸付限度額は、平成18年4月1日現在

修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

技能習得資金の()金額は、自動車運転免許の場合

就職支度資金の()金額は、自動車購入の場合

(2) 福岡県母子福祉協力員

< 目的・事業内容 >

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3) 母子家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

母子家庭の母及び児童、父母のない児童、ならびに一人暮らしの寡婦に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父母のない児童、ならびに一人暮らしの寡婦
- ・ 国民健康保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人又は被扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当施行令に定める額を超えていない者

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
国保	対象者	2,346	2,385	2,452	2,368	2,419
	件数	33,238	35,639	38,246	40,664	42,311
	金額(千円)	166,359	164,980	167,124	160,386	157,587
社保	対象者	1,750	1,604	1,854	2,018	1,976

	件数	18,257	18,128	18,190	21,277	21,598
	金額(千円)	48,972	55,281	55,759	65,330	68,185
計	対象者	4,096	3,989	4,306	4,386	4,395
	件数	51,495	53,767	56,436	61,941	63,909
	金額(千円)	215,331	220,261	222,883	225,716	225,772

(4) 母子家庭等日常生活支援事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第17条・33条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県3/4 市1/4

<目的・事業内容>

母子家庭等の生活を支援しその生活の安定を図るため、支援員を派遣する事業であり、平成16年度から実施したもの。

<実績>

区分	年度	16	17	18
派遣希望登録世帯数(世帯)		32	26	23
支援員登録数(人)		14	10	6
利用世帯数(件)		1	0	1
事業費(千円)		45	0	21

(5) 高等職業訓練促進給付事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成17年度から実施したもの。

<対象資格>

- ・ 看護師(准看護師を含む)
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

<実績>

区分	年度	17	18
12か月給付者(人)		3	1
8か月給付者(人)		6	1
給付者のうち資格取得者(人)		9	2
給付者のうち就職者(人)		9	2
事業費(千円)		8,652	2,060

4 保育事業

(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実に努める。

<実 績>

年度		14	15	16	17	18
区 分	保育所数	22	22	22	22	22
	定員	1,980	2,140	2,140	2,210	2,240
	公立	140	170	170	170	170
	私立	1,840	1,970	1,970	2,040	2,070
公 立	人 員	(178) 2,135	(183) 2,193	(179) 2,147	(187) 2,239	(178) 2,130
	委託費(千円)	140,685	143,466	132,993	137,179	129,090
私 立	人 員	(2,115) 25,378	(2,086) 25,026	(2,073) 24,870	(2,148) 25,773	(2,191) 26,294
	委託費(千円)	1,784,548	1,696,392	1,723,777	1,758,339	1,768,476
管 外	人 員	(47) 569	(50) 601	(47) 569	(51) 613	(52) 623
	委託費(千円)	41,429	45,651	46,599	47,061	43,561
合 計	人 員	(2,340) 28,082	(2,319) 27,820	(2,299) 27,586	(2,385) 28,625	(2,421) 29,047
	委託費(千円)	1,996,662	1,885,509	1,903,369	1,942,579	1,941,127

() は月平均

(2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、民間保育所に補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により援護を必要とする者を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

<実 績>

年度		14	15	16	17	18
養護児(障害児)保育	実施施設数	6	6	4	4	10
	児童数(延数)	103	156	133	191	215
	事業費(千円)	15,273	20,024	9,207	14,108	20,659

養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数(延数)については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については平成16年度から私立保育所分

のみ計上。

(3)一時保育事業

根拠法令等	大牟田市一時保育促進事業実施要綱 大牟田市一時保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不規則な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

<実績>

年度		14	15	16	17	18
一時保育	実施施設数	4	4	4	4	7
	児童数	(135) 6,488	(141) 6,790	(124) 5,935	(104) 5,009	(50) 4,196
	事業費(千円)	12,247	12,222	10,683	6,462	4,872

()は、1か所当たり月平均。

(4)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/2 市1/2相当

平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当

<目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

<実績>

年度		14	15	16	17	18
延長保育促進	実施施設数	6	6	6	6	6
	児童数(月平均)	67	62	62	154	172
	事業費(千円)	28,139	28,101	27,830	27,755	27,635

児童数(月平均)は、平成17年度より実利用児童数の平均。

16年度までは、月のうち利用が一番多い週を児童数月平均として計上。

(5)地域子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市地域子育て支援センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	地域子育て支援センター	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

親子で参加できる子育てサークル・ミニサークルを通して、親子のふれあい、親同士・子ども同士のふれあいの場が確保され、講義等による子育て不安解消・子育て情報の入手が図られるとともに

に、参加者同士のつながりから、自主的なサークルの育成・支援が図られることによって、育児不安を解消し、健全な子育てを支援する。

<実績>

区分		年度				
		14	15	16	17	18
地域子育て支援センター	育児不安等の相談指導(回)	(11) 128	(10) 121	(10) 120	(8) 100	(10) 114
	サークル等の育成支援(回)	(4) 46	(4) 47	(6) 68	(6) 67	(6) 72
	事業費(千円)	7,994	7,844	7,865	7,632	7,790

()は、1か所当たり月平均。

(6) つどいの広場事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(フレンズピアおおむた2階)	負担割合	国 1/2 市 1/2相当

<目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設(フレンズピアおおむた)の2階において平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

<実績>

区分	年度
	18
登録組数(組)	(68) 408
利用組数(組)	(289) 1,731
利用人数(人)	(639) 3,834
講座開催回数(回)	5
講座参加人数(人)	83
リズム遊び開催数(回)	11
リズム遊び参加数(組)	195
事業費(千円)	2,600

()は、月平均。

(7) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・子育て支援担当	負担割合	国 1/2 市 1/2相当

平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

< 目的・事業内容 >

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
ショートステイ事業	利用者数	8	10	3	14	5
	延日数	48	50	8	109	16
	事業費(千円)	253	232	40	458	148
トワイライトステイ事業	利用者数	5	47	15	11	10
	延日数	17	73	28	49	17
	事業費(千円)	37	104	38	86	31

平成15年度より事業名を「子育て支援短期利用事業」から「子育て短期支援事業」へ変更

(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 市1/2相当

平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

< 目的・事業内容 >

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

< 対象者 >

生後2ヵ月から小学3年生まで

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
利用児童数(月平均・人)		205(17)	240(20)	336(28)	243(20)	377(31)
事業費(千円)		5,783	4,060	4,403	4,279	4,563

(9) ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国1/2 市1/2相当

平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

< 目的・事業内容 >

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

< 会 員 >

次の各号のすべてに該当する者

- ・ 市内に居住する者
- ・ 援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・ 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・ 援助会員は講習会等を受講した者

<実績>

区分	年度				
	14	15	16	17	18
会員数	228	332	526	702	825
活動数(月平均)件	824(68)	590(49)	1,075(90)	1,313(109)	1,234(103)

平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託し、7月から活動開始

(10)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則	所管課	児童家庭課
申請窓口	各学童保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所を設置運営するものである。

管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

<対象児童>

小学校1年からおおむね3年までの児童、又は小学校4年生から6年生までの障害を有する児童

<実績>

区分	年度	H14	H15	H16	H17	H18
		三池学童保育所	月平均	39	40	39
	延人員	469	481	474	497	486
高取学童保育所	月平均	36	32	28	29	33
	延人員	430	395	345	348	392
中友学童保育所	月平均	36	34	34	36	49
	延人員	433	415	416	436	586
三川学童保育所	月平均	36	36	33	36	38
	延人員	436	441	399	437	460
白川学童保育所	月平均	37	39	39	42	41
	延人員	441	477	477	509	496
銀水学童保育所	月平均	31	40	42	39	44
	延人員	368	480	510	478	532
吉野学童保育所	月平均	36	37	39	38	41
	延人員	427	454	473	464	501
笹原学童保育所	月平均	26	30	37	32	32
	延人員	309	365	445	395	385
大牟田学童保育所	月平均		10	30	29	36
	延人員		123	370	353	435
手鎌学童保育所	月平均			33	40	46
	延人員			399	489	547
駛馬北学童保育所	月平均				13	26
	延人員				166	311
羽山台学童保育所	月平均					27
	延人員					326

計	月平均	277	298	354	375	455
	延人員	3,313	3,631	4,308	4,572	5,457
定員		320	360	400	440	
事業費 (千円)		56,262	65,168	75,141	83,560	51,013

平成 10 年 7 月 1 日 白川学童保育所開所
平成 12 年 4 月 1 日 銀水、吉野学童保育所開所
平成 14 年 4 月 1 日 笹原学童保育所開所
平成 15 年 7 月 10 日 大牟田学童保育所開所
平成 16 年 4 月 1 日 手鎌学童保育所開所
平成 17 年 4 月 1 日 駿馬北学童保育所開所
平成 18 年 4 月 1 日 羽山台学童保育所開所

5 母子医療事業

(1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第17条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
新規申請者数		23	26	19	19	27
出生時 体重	1,000 g 以下	2	3	3	1	4
	1,001 ~ 1,500 g	0	12	4	1	5
	1,501 ~ 1,800 g	8	6	1	6	4
	1,801 ~ 2,000 g	9	3	8	7	9
	2,000 g 以上	4	2	3	4	5

(2) 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護

根拠法令等	母子保健法 第17条 大牟田市妊娠中毒症等援護費支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)および糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が3万円以内の世帯に属するものが対象となる。

< 実績 >

年度 区分	14	15	16	17	18
申請者数	3	1	0	0	2

(3) 育成医療

根拠法令等	児童福祉法 第20条(H18.3.31まで) 障害者自立支援法 第58条(H18.4.1から) 福岡県育成医療給付実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

< 目的・事業内容 >

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

< 実績 >

年度		14	15	16	17	18
区分	申請件数	37	32	30	30	39
給付内訳	肢体不自由	6	7	2	4	11
	視覚障害	1	0	0	0	1
	聴覚・平衡機能障害	0	1	0	2	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	10	8	10	4	4
	心臓機能障害	10	8	7	8	9
	腎臓機能障害	0	0	1	3	0
	その他	10	8	10	9	13

(4) 小児慢性特定疾患医療

根拠法令等	福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

< 目的・事業内容 >

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

< 実績 >

年度		15		16		17		18	
区分		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		23	53	20	65	29	58	20	63
給付内訳	悪性新生物	7	18	3	24	9	16	9	21
	慢性腎疾患	1	0	3	1	5	1	3	2
	慢性呼吸器疾患	1	1	0	0	0	0	0	0
	慢性心疾患	0	0	1	0	0	1	0	1
	内分泌疾患	8	16	7	18	2	18	6	19
	膠原病	1	2	2	4	1	4	0	3

糖尿病	2	5	2	6	3	8	1	6
先天性代謝異常	0	5	1	3	3	1	1	4
血友病等血液疾患	3	6	1	9	1	6	0	4
神経・筋疾患	0	0	0	0	5	1	0	1
慢性消化器疾患	-	-	0	0	0	2	0	2

(5) 不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

< 目的・事業内容 >

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成16年4月より開始された。

治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。
実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

< 実 績 >

年度 区分	16	17	18
申請者数	8	10	24

6 母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要領 B型肝炎母子感染防止事業実施要領	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

妊婦健康診査（一般2回、精密、HBs抗原検査、35歳以上の妊婦に超音波検査）を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

< 実 績 >

年度		14	15	16	17	18
区分						
妊婦一般 健康診査	合計	1,964	1,899	1,730	1,704	1,849
	内1回目	1,062	953	885	872	952
	内2回目	902	946	845	832	897
精密検査		0	0	0	0	0
HBs抗原検査		1,062	953	884	869	952
超音波検査		103	123	111	101	131
委託料(千円)		12,928	12,564	11,245	11,126	12,193

(2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12・13条	所 管 課	児童家庭課
-------	---------------	-------	-------

	大牟田市乳幼児健康診査実施要領	負担割合	市 10/10 平成16年度までは1歳6か月児 と3歳児は国からの補助あり
実施場所	委託医療機関		

<目的・事業内容>

乳幼児健康診査（4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）を実施し、乳幼児の健康増進を図る。

4か月児健診は平成16年4月から、10か月児健診は平成10年1月から、1歳6か月児健診は平成13年4月から、3歳児健診は平成16年4月から医療機関に委託している。

<実績>

区分		年度					
		14	15	16	17	18	
乳児	4か月児健康診査	対象人員	965	1,014	977	862	933
		受診実人員	964	1,012	914	851	905
	10か月児健康診査	対象人員	1,006	968	1,032	899	889
		受診実人員	931	891	958	854	812
	精密検査数		38	34	31	36	29
委託料(千円)		4,984	4,965	10,081	9,193	9,155	
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	1,018	988	988	979	873
		受診実人員	940	900	898	913	831
		精密検査数	17	18	10	11	7
		委託料(千円)	5,046	4,870	4,825	4,914	4,455
	3歳児健康診査	対象人員	1,098	1,077	1,022	988	1,031
		受診実人員	1,025	1,010	876	864	974
		精密検査数	74	79	32	35	32
委託料(千円)		-	-	4,732	4,679	5,273	

10か月児健診と精密検査のみの金額。4か月児健診は委託せず保健所で実施していた。

(3) 乳幼児経過観察健診

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発達遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する健康相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する健康相談。月5回、予約制。

<実績>

区分		年度				
		14	15	16	17	18
発達クリニック		123	127	120	113	118
ことばとこころの相談		191	210	196	200	180

受診者数(延)

7 母子保健指導事業

(1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条・15条・16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
妊 婦	妊娠届出数	1,018	997	898	888	972
	実人数	923	358	908	819	964
	延人数	1,257	422	936	989	977
産 婦	実人数	1,013	1,165	906	717	662
	延人数	1,019	1,173	1,013	744	689
乳 児	実人数	299	272	949	973	1523
	健診の事後指導 (再掲)	62	143	261	259	254
	延人数	422	288	1,874	1,712	2433
幼 児	実人数	345	234	418	400	673
	健診の事後指導 (再掲)	104	115	165	163	244
	延人数	787	673	606	534	1039
電話相談	延人数	971	715	926	875	834

(2) 母子保健健康教育

根拠法令等	母子保健法 第9条・10条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

妊婦体験等を通じて親としての自覚を促したり、同年齢の児を持つ親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。また、随時育児相談にも応じる。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体操やリラクゼーションなどを行う。
- ・両親学級：年6コース実施(1コース2回)。友達づくりや情報交換の場となっている。ただし、平成17年度末で事業を廃止。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成15年度から実施。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・おっぱい教室：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。
- ・ベビーマッサージ教室：生後5か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成17年度から実施。

<実績>

年度		14	15	16	17	18
区分						
パパママ専科	回数	3	3	3	3	3
	参加人数	88	108	118	70	77
両親学級	回数	12	12	12	12	
	参加人数	126	163	124	129	
ママのほっと スペース	回数		12	12	12	12
	参加人数		184	276	320	294
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	217組	509	810	735	764
親と子のきずな講座 (おっぱい教室)	回数	4	6	6	6	6
	参加人数	84組	116組	101組	126	101
ベビーマッサージ 教室	回数				4	4
	参加人数				146	209

(3)訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11・17・19条	所管課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする

妊婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

新生児の訪問は、平成15年4月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

<実績>

年度		14	15	16	17	18
区分						
妊婦	実人員	1	2	3	2	31
	延人員	1	5	3	3	36
産婦	実人員	206	212	224	277	399
	延人員	279	250	252	325	469
新生児 (未熟児を除く)	実人員	188	207	212	221	334
	延人員	247	235	223	237	370
未熟児	実人員	34	19	15	11	15
	延人員	35	20	27	17	21
乳児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	63	25	158	92	73
	延人員	97	54	197	128	130
幼児	実人員	370	275	201	291	285
	延人員	533	411	295	480	409

8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第10・12・13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10 H15 年度まで 国 1/3 市 2/3

< 目的・事業内容 >

胎児期からの歯の健康づくりとして、妊婦・1歳児・1歳6か月児・3歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施し、健全な乳歯の育成を図る。

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
妊婦	対象人数	1,018	997	898	888	972
	実人数	920	917	828	818	862
1歳児	対象人数	988	974	1,026	913	862
	実人数	546	614	725	715	654
	延人数	570	632	740	726	682
1歳6か月児	対象人数	1,018	988	974	981	890
	実人数	832	846	836	857	777
	延人数	936	946	954	993	878
3歳児	対象人数	1,098	1,077	985	968	1041
	実人数	1,025	1,010	753	775	832

「1歳6か月児歯科健康診査」は、平成12年度までは、1歳6か月児健康診査（身体）と同時に実施。平成13年度からは1歳6か月児健康診査（身体）が医療機関委託になったため、歯科健康診査のみ単独で行っている。

同じく「3歳児歯科健康診査」は、平成15年度より3歳児健康診査（身体）とは別に単独で行っている。

「1歳児歯科健康診査」「1歳6か月児歯科健康診査」では、要経過観察者の健康診査をしている。

(2) 歯科保健指導・相談事業

根拠法令等	母子保健法第13条 健康増進法第4・7条 地域保健法第6条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

< 事業内容 >

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育・相談や、歯質の改善のためにフッ化物塗布を実施している。

フッ化物塗布は1歳児・1歳6か月児歯科健康診査、みんなの健康展、むし歯予防教室（H16年度で終了）にて行っている。

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
乳児歯科保健事業		104	119	242	557	684
歯科健康教育・相談		384	216	308	114	81
フッ化物塗布		2,819	2,802	3,195	1,822	1809

第5節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

<実績>

身体障害者手帳交付の状況

(平成19年3月31日現在)

区分		等級						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		318	351	67	82	95	116	1,029
聴覚平衡機能障害		52	162	93	122	4	224	657
音声言語そしゃく機能障害		4	12	58	46	-	-	120
肢体不自由		1,815	691	619	311	374	140	3,950
内部障害	心臓	616	11	333	296	-	-	1,256
	じん臓	340		14	6	-	-	360
	呼吸器	41	5	67	40	-	-	153
	ぼうこう・直腸		1	6	191	-	-	198
	小腸	1	-	2	2	-	-	5
	免疫	2	1			-	-	3
	小計	1,000	18	422	535	-	-	1,975
合計		3,189	1,234	1,259	1,096	473	480	7,731

等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

身体障害者手帳登録者の推移

(各年度末現在)

区分		年度				
		14	15	16	17	18
視覚障害		1,081	1,067	1,061	1,058	1,029
聴覚平衡機能障害		618	609	622	640	657
音声言語そしゃく機能障害		100	105	111	116	120
肢体不自由		3,547	3,582	3,661	3,810	3,950
内部障害	心臓	970	1,024	1,096	1,169	1,256
	じん臓	315	312	324	346	360
	呼吸器	150	151	155	154	153
	ぼうこう・直腸	162	168	182	188	198
	小腸	3	3	4	4	5
	免疫	1	1	2	2	3
	小計	1,601	1,659	1,763	1,863	1,975
合計		6,947	7,022	7,218	7,487	7,731

(2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

<実績>

（各年度末現在）

年度	14	15	16	17	18
区分					
A（最重度・重度）	454	463	475	493	515
B（中度・軽度）	338	340	363	387	410
計	792	803	838	880	925

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実績>

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
16	1級	33	34	67
	2級	177	158	335
	3級	79	33	112
	計	289	225	514
17	1級	43	42	85
	2級	212	189	401
	3級	85	41	126
	計	340	272	612
18	1級	47	43	90
	2級	215	190	405
	3級	72	54	126
	計	334	287	621

精神障害者在院患者数

（各年度末現在）

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
14	1,203	19	317	867	1,358
15	1,194	18	295	881	1,538
16	1,180	14	307	859	1,866
17	1,186	14	340	832	1,792
18	1,183	8	366	808	1,834

(4)福祉制度一覧表(1)

障害の種別	制度	公共料金等の割引									日常生活の援助								
		タクシー料金		鉄道運賃割引		バス運賃	国内航空	NHK受信料		電話番号無料案内	有料道路	携帯電話基本使用料等の割引	車椅子貸出し	補装具	日常生活用具	障害福祉サービス	地域生活支援事業	生活福祉資金貸付	住宅改造費助成
		福祉タクシー利用券	→割引	第一種	第二種			全額免除	半額免除										
視覚	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
聴覚・平衡	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
		3																	
肢体不自由	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
内部	1																		
	3																		
	4																		
知的障害	A																		
	B																		
精神	1																		
	2																		
	3																		

..... 対象 一部対象

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	制 度	社会参加			税金			手当等				医療						
		郵便不在者投票	自動車改造費助成	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	更生医療	精神通院医療	育成医療	重度障害者医療	老人医療早期適用	じん臓機能障害
視 覚	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
聴 覚 ・ 平 衡	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
音 声 言 語	3																	
	4																	
肢 体 不 自 由	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
内 部	1																	
	3																	
	4																	
知 的 障 害	A																	
	B																	
精 神	1																	
	2																	
	3																	

..... 対象 一部対象

2 障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

< 目的・事業内容 >

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

< 実績 >

区分	年度	18
認定件数		339
審査会開催回数		26/年

(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

< 目的・事業内容 >

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

< 実績 >

区分		年度					18	
		14	15	16	17			
ホームヘルプ	身体	利用回数(延)	43,249	17,359	25,082	31,144		
		事業費(千円)	112,104	91,447	120,690	125,340		
	知的	利用回数(延)	305	883	1,945	3,109		
		事業費(千円)	1,066	3,740	7,372	11,193		
	児童	利用回数(延)		159	1,924	2,973		
		事業費(千円)		1,289	13,819	16,407		
	精神	利用回数(延)		995	997	1,170		
		事業費(千円)		3,884	3,965	3,229		
	計	利用回数(延)	43,554	19,396	29,948	38,396		(延時間) 45,441
		事業費(千円)	113,170	100,360	145,846	156,169		119,156
短期入所	身体	利用日数(延)	37	9	24	41		
		事業費(千円)	254	75	222	354		
	知的	利用日数(延)		276	759	1,125		
		事業費(千円)		1,835	4,877	7,774		
	児童	利用日数(延)		285	256	221		
		事業費(千円)		1,531	1,953	2,082		
	計	利用日数(延)	37	570	1,039	1,387		(延時間) 1,496
		事業費(千円)	254	3,441	7,052	10,210		7,328

デイサービス	身体	利用回数(延)	438	531	851	753		
		事業費(千円)	3,595	4,435	7,143	6,248		
	知的	利用回数(延)		71	617	2,330		
		事業費(千円)		447	4,015	12,867		
	計	利用回数(延)	438	602	1,468	3,083		(延時間) 1,503
		事業費(千円)	3,595	4,882	11,158	19,115		10,512
重度訪問介護	利用時間(延)					325		
	事業費(千円)					531		
児童デイサービス	利用回数(延)		639	1,104	1,417	1,144		
	事業費(千円)		4,014	6,566	8,446	7,303		
療養介護	利用人数(延)					10		
	事業費(千円)					1,745		
療養介護医療	利用人数(延)					10		
	事業費(千円)					2,984		
生活介護	利用回数(延)					2,334		
	事業費(千円)					8,444		
施設入所支援	利用人数(延)					110		
	事業費(千円)					1,840		
ケアホーム	利用人数(延)					57		
	事業費(千円)					7,465		
旧法施設支援	利用人数(延)					3,580		
	事業費(千円)					327,673		

平成15年度から17年度までは支援費制度(相互利用分を含む)

平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化
ホームヘルプはガイドヘルプサービス分を含めた実績(平成18年9月まで)

デイサービスは平成18年9月まで

(3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
自立訓練	利用回数(延)					38
	事業費(千円)					243
就労移行支援	利用回数(延)					623
	事業費(千円)					2,334
就労継続支援	利用回数(延)					1,199
	事業費(千円)					2,605

グループホーム	知的障害者	利用人数（延）	—	94	144	164	
		事業費（千円）	—	7,026	10,803	12,545	
	精神障害者	利用人数（延）		162	167	171	
		事業費（千円）		9,671	15,750	11,952	
	計	利用人数（延）		256	311	335	339
		事業費（千円）		16,697	26,553	24,497	15,317

平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化グループホームは平成14年度まで施設に位置づけ

(4) 障害者支援施設の利用状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

< 目的・事業内容 >

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

< 施設概要 >

身体障害者施設

(平成19年3月31日現在)

種別	設置主体	施設名	所在地	定員	利用人員
身体障害者更生施設	社福法人	仁愛荘	筑後市	50	3
	県	熊本県身体障害者能力開発センター	熊本県熊本市	30	1
身体障害者授産施設	社福法人	年輪の園	筑後市	60	4
	"	福岡光明園	太宰府市	40	2
	県	県授産指導所	大野城市	50	1
	社福法人	工芸会ワークセンター	福岡市西区	80	1
	"	大牟田恵愛園 (新制度 施設入所支援)	大牟田市	50	14
	"	天草更生園	熊本県天草郡苓北町	100	1
	"	太陽の家第二授産センター	大分県別府市	90	2
身体障害者療護施設	社福法人	福岡コロニー	糟屋郡新宮町	50	2
	社福法人	浩明寮	筑後市	60	6
	"	菊池園	朝倉郡筑前町	80	2
	"	慈久園	みやま市	60	6
	"	千歳療護園	久留米市	80	4
	"	たまきな荘	熊本県玉名市	110	3
	"	梅香苑	飯塚市	70	2
	"	ひばり～ヒルズ	大分県日田市	50	1
	"	朋暁苑	熊本県熊本市	82	1
	"	サンハウス希望の苑	福岡市西区	60	2
	"	みやた苑	宮若市	50	1
	"	まどか園	大野城市	30	1
通所授産施設	社福法人	陽だまりの里	八女市	30	4
	"	ゆめの里	熊本県熊本市	52	2
	"	しあわせの里	福岡市早良区	50	1
	社福法人	恵愛ワークセンター	大牟田市	20	18
身体障害者施設計				25ヶ所	85

知的障害者施設

(平成19年3月31日現在)

種 別	設置主体	施 設 名	所 在 地	定 員	利用人員
知的障害者 更生施設 (入所) 知的障害者 授産施設 (入所)	独立行政 法人	のぞみの園	群馬県高崎市	550	1
	社福法人	大刀洗新生寮	三井郡大刀洗町	60	2
	"	笠松あんじゃ園	飯塚市	100	3
	"	第二野の花学園	朝倉郡筑前町	70	2
	"	蓮の実園	八女市	80	4
	"	赤坂園	八女郡広川町	100	5
	"	養徳園	柳川市	82	9
	"	北野学園	久留米市	60	2
	"	有明ホーム	大牟田市	66	32
	"	第二北野学園	久留米市	60	2
	"	田主丸一麦園	久留米市	90	2
	"	志摩学園	糸島郡志摩町	50	6
	"	栄光園	久留米市	50	6
	"	太陽の園	久留米市	60	1
	"	第二大江学園	熊本市	30	1
	"	希望が丘	うきは市	50	1
	"	希望学園	粕屋郡宇美町	80	1
	"	三気の里	熊本県菊池郡大津町	80	2
	"	小竹学園	鞍手郡小竹町	50	1
	"	うすま苑	玉名郡南関町	50	3
	"	天心園	筑紫野市	150	4
	"	紫雲英の郷	八女市	60	5
	"	第一野の花学園	福岡市西区	60	1
	"	さくら学園	嘉麻市	50	1
	"	播磨園	兵庫県佐用郡南光町	70	1
	"	わたつみの里	福岡市東区	35	1
"	あおばの里	直方市	50	3	
"	桜園	筑後市	55	2	
"	あけぼの苑	大牟田市	70	25	
"	桂木とくのみ園	飯塚市	50	1	
"	第三白梅学園	柳川市	40	9	
知的障害者 授産施設 (入所)	社福法人	荒尾市小岱作業所	熊本県荒尾市	40	9
	"	ちくご悠生園	三井郡大刀洗町	50	1
	"	周防学園	豊前市	150	1
	"	蓮の実団地	八女市	170	4
	"	健康荘	柳川市	60	7
	"	第二赤坂園	八女郡広川町	60	6
	"	城山学園	八女郡黒木町	50	1
"	大牟田ワークショップセンター	大牟田市	50	17	
知的障害者更 生施設(通所)	社福法人	第一野の花学園	福岡市西区	19	1
	"	栄光園	久留米市	10	1
知的障害者 授産施設 (通所)	市	荒尾市小岱作業所	熊本県荒尾市	20	3
	社福法人	萌友園	みやま市	30	20
	"	大牟田授産センター	大牟田市	40	38
"	山門清光園	みやま市	30	2	
相互利用	社福法人	恵愛ワークセンター	大牟田市	6	5
通勤寮	社福法人	有明通勤センター	大牟田市	22	8
	市	荒尾市長浦通勤寮	熊本県荒尾市	20	1

知的障害者 グル- プホ- ム	〃	山の手ハイツ	熊本県荒尾市	-	1
	〃	ガーネット	筑後市	-	1
	〃	アクアマリン	八女郡広川町	-	1
	〃	アメジスト	久留米市	-	1
	〃	ニコニコホーム	久留米市	-	1
	〃	和楽	柳川市	-	1
	〃	槇の木	みやま市	-	1
	〃	ひまわり	久留米市	-	1
	〃	春田ホーム	福岡市西区	-	1
	〃	パール	八女郡広川町	-	1
	〃	希望の家	大牟田市	-	3
〃	しろやま	八女郡黒木町	-	1	
知的障害者施設			60ヶ所	278	

精神障害者施設

(平成19年3月31日現在)

種 別	設置主体	施 設 名	所 在 地	定 員	利用人員
精神障害者 グル- プホ- ム	医療法人	西原寮	熊本県阿蘇郡	-	1
	〃	希望ヶ丘荘	大牟田市	-	3
	〃	さくらガーデンハウス	大牟田市	-	4
	〃	ゆうゆうハイツ	大牟田市	-	2
精神障害者施設			4ヶ所	10	
合計			89ヶ所	373	

(5) 障害者支援施設の実績

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<実 績>

区分		年度				
		14	15	16	17	18
身体障害 者施設	延人数 (人)	1,026	929	1,055	1,045	610
	事業費(千円)	296,790	244,529	263,565	253,504	133,150
知的障害 者施設	延人数 (人)	2,767	2,870	2,954	3,015	1,766
	事業費 (千円)	647,778	623,065	692,408	685,024	373,226
	医療費 (千円)	12,693	16,303	15,929	19,087	2,898
合 計 (千円)		957,261	883,897	971,902	957,615	509,274

平成14年度までは措置費、平成15年度から平成18年9月まで支援費、平成18年10月から障害者自立支援法による介護給付費

知的障害者施設は相互利用・通勤寮を含む
グループホームは居宅制度に位置付け

(6) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代償し、身体障害者(児)の日常生活の向上を図る目的として、

交付や修理を行う。

<実績>

区分		年度				
		14	15	16	17	18
補聴器	交付件数	36	30	27	51	43
	修理件数	18	18	30	32	14
	金額(千円)	2,529	1,809	1,868	3,364	2,708
義肢	交付件数	12	14	4	6	11
	修理件数	9	9	14	14	16
	金額(千円)	3,503	3,866	1,914	3,341	4,845
車椅子	交付件数	33	26	32	29	28
	修理件数	41	37	39	35	45
	金額(千円)	6,331	5,400	5,958	5,502	5,939
装具	交付件数	71	57	40	61	29
	修理件数	9	12	18	10	19
	金額(千円)	5,565	4,765	3,213	4,719	2,186
安全杖	交付件数	34	28	20	26	17
	修理件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	119	106	76	93	61
その他	交付件数	1,010	1,057	1,143	1,197	621
	修理件数	16	24	28	22	29
	金額(千円)	21,592	23,523	27,037	29,200	15,014
計	交付件数	1,196	1,212	1,266	1,370	749
	修理件数	93	92	129	113	123
	金額(千円)	40,510	39,469	40,066	46,309	30,753

平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ(一本つえのみ)・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(7)更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

<実績>

区分		年度				
		14	15	16	17	18
じん臓	件数	1,676	1,671	2,578	2,730	2,385
	金額(千円)	18,491	17,940	22,611	22,718	21,435
心臓	件数	152	109	208	309	427
	金額(千円)	20,531	15,620	28,200	32,471	37,563
その他	件数	35	51	53	54	62
	金額(千円)	2,283	7,231	6,014	7,572	4,236
計	件数	1,863	1,831	2,839	3,093	2,874
	金額(千円)	41,305	40,791	56,825	62,761	63,234

(8) 相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

< 実績 >

区分 \ 年度	18
利用件数 (延数)	4,967
事業費 (千円)	13,450
事業所数	4

平成18年10月から実施。

(9) 移動支援事業**移動支援事業**

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

< 目的・事業内容 >

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

< 実績 >

区分 \ 年度	18
延利用時間	4,689
事業費 (千円)	9,352

平成18年10月から実施

身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

< 実績 >

区分 \ 年度	15	16	17	18
延利用時間	602	619	574	410
事業費 (千円)	783	805	746	533

(10)コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

< 目的・事業内容 >

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

< 実績 >

要約筆記奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	18
延派遣回数	5
事業費 (千円)	491

手話奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	18
延派遣回数	115
事業費 (千円)	63

手話通訳者配置事業

区分 \ 年度	18
延配置時間	148
事業費 (千円)	267

平成18年10月から実施 同年9月までは社会参加促進事業で実施

(11)地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分 (市 10/10), 機能強化事業 分(国 1/2, 県 1/2 市, 1/4)

< 目的・事業内容 >

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

< 実績 型 >

区分 \ 年度	18
延利用回数 (延登録者数)	2,027
事業費 (千円)	10,400
事業所数	2

平成18年10月から実施。

< 実績 型 >

区分 \ 年度	18
延利用回数 (延登録者数)	53
事業費 (千円)	2,950

事業所数	1
------	---

平成18年10月から実施。

(12) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

< 目的・事業内容 >

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

< 実績 >

区分	年度				
	14	15	16	17	18
特殊寝台	5	3	7	4	1
盲人用時計	25	18	6	5	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	14	4	12	7	7
入浴補助用具	18	15	8	9	8
聴覚障害者用屋内信号装置	5	4	1	2	3
聴覚障害者用通信装置	10	3	3	3	6
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器					1,146
その他	83	87	51	41	50
合計	160	134	88	71	1,227

視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、平成15年度までは盲人用テープレコーダーでの給付
平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(13) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

< 目的・事業内容 >

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適應する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

< 実績 >

区分	年度	
	18	
延利用回数	513	
事業費 (千円)	1,447	

平成18年10月から実施

(14) 福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

< 目的・事業内容 >

低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

< 実 績 >

区分 \ 年度	18
延利用回数	9
事業費 (千円)	268

平成19年1月から実施

(15) 社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 2/3 , 市 1/3

< 目的・事業内容 >

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

< 実 績 >

事業名 \ 年度	14	15	16	17	18
点訳奉仕員養成事業	93	139	141	145	175
朗読奉仕員養成事業	93	82	91	92	126
要約筆記奉仕員養成事業	337	340	360	236	980
手話奉仕員養成事業	284	292	321	289	501
要約筆記奉仕員派遣事業	665	458	547	140	60
手話奉仕員派遣事業	1,386	1,533	1,487	1,132	515
手話通訳配置事業	545	552	538	536	280
点字・声の広報等発行事業	639	557	509	503	507
自動車運転免許取得・改造助成事業	818	640	658	545	575
生活訓練事業	798	828	831	790	780
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	484	382	384	348	417
福祉機器リサイクル事業	28	0	37	35	29
合 計 (千円)	6,068	5,805	5,868	4,882	4,951

平成18年10月から要約筆記奉仕員派遣事業、手話奉仕員派遣事業、手話通訳配置事業はコミュニケーション支援事業で実施

(16) 訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 , 県 1/2 市 1/4

< 目的・事業内容 >

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

< 実 績 >

年度	14	15	16	17	18
区分					
利用件数(延数)	174	172	185	167	159
事業費(千円)	1,740	1,720	1,850	1,587	1,454

(17) 更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

< 目的・事業内容 >

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧法施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

< 実績 >

年度	16	17	18
区分			
利用件数(延人数)	294	299	218
事業費(千円)	1,097	1,120	827

(18) 巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

< 目的・事業内容 >

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

< 実績 >

年度	14	15	16	17	18
区分					
相談延べ件数	65	53	61	67	67

(19) 配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

< 実績 >

年度	14	15	16	17	18
区分					
1日平均利用件数(人)	12	11	8	7	4
実施日数(日)	245	246	243	245	245
延べ配食数	2,819	2,272	1,881	1,704	924
事業費(千円)	705	568	470	375	139

(20)福祉タクシー料金助成事業

平成3年10月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
交付人員	584	565	415	414	442
交付延枚数	13,256	12,844	9,428	9,474	9,886
利用延枚数	10,013	9,947	7,474	7,691	7,974
事業費(千円)	5,600	5,565	4,181	4,300	4,459

(21)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県10/10 市10/10

<目的・事業概要>

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 平成18年6月～平成21年5月)

区分	氏名	電話	FAX
県	阿具根 富雄	54-3724	
	猪飼 久司	54-3710	
	内倉 照義	55-9338	
	内田 勝巳	52-3429	
	大場 和正	58-7320	
	大山 暁美	53-2568	
	木上 秀夫	58-0801	
	幸田 義勝	57-8002	
	堺 盛芳	58-3082	
	高田 九州男	52-6249	
	中川 末義	54-1690	
	西山 文雄	58-2447	
	野母 晋平	52-4418	
	蓮尾 元紀		51-3931
	平川 弘巳	58-5939	
松尾 サダ子	56-1642		
市	有松 由里子	54-7212	
	本田 昭子		43-3077
	古庄 和秀	52-8164	
	塩塚 喜一	55-2927	

<知的障害者相談員名簿>

(任期 平成 17 年 10 月～平成 20 年 9 月)

区分	氏名	電話
県	大城 茂子	56 - 3366
	鬼塚 賢慈	51 - 1158
	河野 紀久子	58 - 2712
	木村 香代子	56 - 4092
	福永 信義	54 - 5923
	増田 佳子	56 - 3308

(22)在日外国人障害者福祉手当

平成9年度より実施

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
支給人員	1	1	1	1	1
支給額 (千円)	120	120	120	120	120

(23)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	

<目的・事業内容>

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

<施設の概要>

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

平成15年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」へ変更

<利用状況>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18	
開館日数(日)	294	296	294	294	295	
利用者	障害者(人)	17,415	17,391	17,552	15,760	17,678
	その他(人)	40,890	42,760	36,397	36,828	39,619
	計(人)	58,305	60,151	53,949	52,588	57,297

障害者利用率 (%)	29.9	28.9	32.5	30.0	30.9
------------	------	------	------	------	------

利用者数は、サン・アピ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

(24) 心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

年度	14	15	16	17	18
加入世帯数(延)	300	288	288	287	253
扶助世帯数(延)	36	36	48	71	62
扶助料(千円)	186	186	266	351	225

(25) 心身障害者共同作業所運営費補助

根拠法令等	大牟田市心身障害者共同作業所運営費補助金交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

心身障害者共同作業所の円滑な運営に資するため、その経費の一部を助成し、もって在宅の心身障害者の福祉の増進を図る。

<実績>

年度	14	15	16	17	18
作業所数	6	5	5	5	5
補助額(千円)	27,024	22,336	22,432	22,384	22,336

<共同作業所一覧>

共同作業所名	所在地	設置年月日	定員
大牟田共働作業所 自立舎	大牟田市通町2丁目12番地4	S58.10.28	10
大牟田福祉作業所	大牟田市大字歴木1692番地2	S59.4.2	15
大牟田共同作業所 もやい	大牟田市原山町194番地	S62.4.1	10
共同作業所 トライアングル農場	大牟田市大字上内2895番地	H11.4.1	10
大牟田ふれあいセンター	大牟田市瓦町9番地3	H9.1.15	10

(26) 小規模通所授産施設運営費補助

根拠法令等	大牟田市障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

小規模通所作業所の円滑な運営に資するため、その経費の一部を助成し、もって在宅の障害者の福祉の増進を図る。

<実績>

区分	年度				
	14	15	16	17	18
作業所数	-	1	1	1	1
補助額(千円)	-	11,000	10,500	10,500	10,000

<小規模通所授産施設一覧>

小規模通所授産施設名	所在地	設置年月日	定員
(福)地域福祉を支える会 エンゼル	大牟田市大字新町 343 番地 3	H15.4.1	19

(27) 重度心身障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

重度の心身障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

- ・ 市内に住所を有するもの
- ・ 3歳以上の重度の身体障害者(児)又は知的障害者(児)
- ・ 国民健康保険又は社会保険に加入している人
- ・ 生活保護法による医療扶助を受けていないこと

<実績>

区分	年度					
	14	15	16	17	18	
国保	対象者	2,855	2,866	2,920	3,093	3,132
	件数	60,616	68,117	70,269	71,494	75,536
	金額(千円)	479,598	521,253	508,293	524,351	512,021
社保	対象者	752	720	716	734	752
	件数	15,115	15,443	15,286	15,720	16,372
	金額(千円)	117,817	127,006	129,776	120,586	125,022
計	対象者	3,607	3,586	3,636	3,827	3,884
	件数	75,731	83,560	85,555	87,214	91,908
	金額(千円)	597,415	648,259	638,069	644,937	637,043

(28) 特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・ 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

<実績>

区分		年度				
		14	15	16	17	18
支給 人員	特別障害者手当	1,779	1,754	1,652	1,543	1,492
	障害児福祉手当	636	661	697	715	727
	福祉手当（経過措置分）	805	727	621	527	477
	計	3,220	3,142	2,970	2,785	2,696
支給額（千円）		68,837	66,891	62,869	58,842	56,792

人員は延人員

(29)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実績>

年度	14	15	16	17	18
支給人員	136	135	127	136	133

特別児童扶養手当（旧法昭和46年4月1日以前認定分）は、国100%負担

3 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

< 実 績 >

精神保健相談の状況

(単位：件)

年 度		精 神 保 健 相 談								
		実人員	延 人 員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
14	男	105	306	20	148	25	4	8	49	52
	女	74	259	39	105	5	3	5	43	59
15	男	88	382	14	254	23	6	10	24	51
	女	88	250	30	100	15	4	11	41	49
16	男	114	313	6	195	15	6	4	41	46
	女	85	188	12	67	4	1	-	27	77
17	男	96	260	5	138	19	0	2	32	57
	女	62	140	12	47	3	0	4	28	46
18	男	69	126	0	56	11	3	0	12	44
	女	38	75	2	34	0	0	1	10	28

精神保健訪問指導の状況

年 度		精 神 保 健 訪 問 指 導					
		実人員	延 人 員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
14	男	65	218	28	138	21	31
	女	69	289	53	93	8	135
15	男	51	244	17	175	6	46
	女	48	153	31	71	6	45
16	男	53	239	-	204	5	30
	女	35	122	3	94	-	25
17	男	37	165	-	128	5	32
	女	27	83	5	41	1	36
18	男	16	45	2	29	0	14
	女	23	43	3	14	1	25

資料：地域保健事業報告

(2) 精神障害者社会復帰事業(デイケア)

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

精神障害者の自立促進のための活動の場の提供と支援を行うため、月1回デイケアを開催。

< 実績 >

年 度		14	15	16	17	18
実人員	男	9	15	8	9	8
	女	7	11	6	5	3
延人員	男	54	82	80	85	66
	女	42	52	27	19	18

回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰事業(デイケア)を実施。

(3) 精神障害者共同作業所運営費補助事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

< 目的・事業内容 >

精神障害者の自立に向けた支援として作業訓練等を行うことにより、社会復帰の促進を図る。

< 実績 >

作業所名	定員	実員	年間開所日数	延利用人員
むつごろう	10	7	192	1,070

平成18年9月まで実施。平成18年10月からは地域活動支援センター事業へ移行。

利用延人員計 () 県外	162	167	164 (7)
------------------	-----	-----	------------

(4) 精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

- ・精神保健福祉講演会
「うつ病予防」をテーマに講演会を実施。
参加者 59人
- ・精神保健福祉講座
「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を5回シリーズで実施。
参加者 計 87人
- ・住み良い地域づくり研修会(福岡県と共催で実施)
参加者 288人

第6節 社会・勤労者福祉

1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者、戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者、戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

戦傷病者、戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

<実績>

平成18年度は、第17回及び第22回の戦没者等の妻に対する特別給付金第23回及び第13回の戦傷病者の妻に対する特別給付金、第8回の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付を行った。

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、JR乗車券交付等）	26	19	14	41	45
特別弔慰金	5	0	2	1,782	46
特別給付金	7	185	123	142	49
恩給及び援護関係相談	約 1,300	約 800	約 750	約 620	約 700

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等		所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
戦没者数（柱）	2,281	2,215	2,131	2,056	1,972
戦災死没者数（柱）	279	266	252	249	237
遺族参加者数	1,049	1,070	1,076	641	619

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてそ

の留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2 災害弔慰金

(1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害援護資金の貸付は国 2/3 県 1/3)

< 目的・事業内容 >

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

< 支給対象 >

災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

災害援護資金の貸付対象

- ・県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
- ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項に掲げる所得要件に該当する者

< 実績 >

区分		年度	14	15	16	17	18
災害弔慰金	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0
災害障害見舞金	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0
災害援護資金の貸付	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0

本市において、平成 14 年度から平成 18 年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

< 支給対象 >

災害見舞金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・ 現に居住している建物が被害を受けた者

災害弔慰金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・ 災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者

条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けてないこと

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
災害見舞金	支給対象世帯	14	12	14	8	22
	金額(千円)	594	465	543	274	774
災害弔慰金	支給対象者	1	2	0	1	3
	金額(千円)	100	200	0	100	220

3 日本赤十字社事業

日本赤十字社福岡県支部と連絡を密にして、次の事業を推進している。

(1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

災害救護活動をはじめ医療事業・血液事業・社会福祉事業などの諸事業を実施するために必要な財政的支援基盤を強化するため、赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深め個人及び法人に支援をいただく。

毎年5月の「赤十字社増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

< 実績 >

区分		年度				
		14	15	16	17	18
目 標 額 (円)		12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000
達 成 額 (円)		13,074,001	11,919,268	11,350,081	11,058,469	10,769,715
達 成 率 (%)		105.8	96.5	91.9	89.5	87.2

町内会組織からの脱退による募集体制の変化により年々減少傾向にある。

(2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

< 実績 >

平成18年度は、4月に幼児安全法講習、8月に水上安全法講習を実施した。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・救急セット・日用品セット等）を配布する。また、必要に応じて災害義援金の募集を行う。

< 実績 >

平成18年度は被災見舞い 21件に救援物資を配布。
災害義援金の募集及び、報道発表等7回。義援金送金8回。

(4) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

< 実績 >

区分	献血申込者数			200ml 献血者数			400ml 献血者数			不適者数 (人)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
地域	1,392	1,696	3,088	9	69	78	1,232	924	2,156	854
職域	1,189	650	1,839	2	27	29	1,083	270	1,353	457
学域	141	111	252	0	0	0	120	53	173	79
計	2,722	2,457	5,179	11	96	107	2,435	1,247	3,682	1,390

より安全な血液確保のため献血可能な方の基準が厳しくなり、献血者数は減少傾向である。

4 勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐ等問題の解決に向け対応した。

< 対象者 >

中小企業の勤労者等

< 実績 >

相談内容・件数	14	15	16	17	18
退職に関する事		2	2	1	
解雇に関する事	2		2	1	1
求職に関する事	1	2	2	2	4
生活・融資に関する事	1	2	2		
労働条件に関する事		2	2	1	1
休業補償に関する事		1	1		
雇用保険に関する事	1		1		
職場環境に関する事	1		1	1	
その他	2		2	1	
計	8	9	15	7	6

労働事情調査と情報提供

常用労働者5人以上の民間事業所を対象に労働統計調査を実施し、その結果を「賃金と労働福祉」として作成し、市のホームページ上で公開した。調査事業所507事業所のうち回答事業所138事業所。

育児等退職者就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2) 勤労者融資対策

根拠法令等	中小企業勤労者福祉資金融資要綱(S 5 7 年 7 月 施行)	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

中小企業勤労者福祉資金融資制度

< 目的・事業内容 >

市が大牟田柳川信用金庫に融資資金を預託し、金融期間は預託金と同額の自己資金を加えて融資資金とし、市内の中小企業で福利厚生制度がない事業所の勤労者に一定の目的のための融資を行い、勤労者とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するもの。

融資枠 6,000千円 市預託金 3,000千円 預託利率0%
信用金庫 3,000千円

(社)しんきん保証基金の保証付として貸出

< 実績 > 中小企業勤労者福祉資金の貸付状況

(単位 千円)

用途	15		16		17		18	
	件数	融資額	件数	融資額	件数	融資額	件数	融資額
結婚資金	-	-	-	-	-	-	-	-
葬祭資金	-	-	-	-	1	500	-	-
医療資金	-	-	-	-	-	-	-	-
教育資金	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	1	500	-	-

なお、同制度については、利用件数が1件と少なく、福岡県が九州労働金庫に同様の制度を設けていることから、一定の役割を終了したものと判断し、平成18年度をもって同制度を廃止した。

勤労者融資機関に対する措置

< 目的・事業内容 >

・労働金庫預託金(10,000千円、預託利率0%)

労働者の生活金融として、県下の組織労働者を中心に、未組織労働者を含む労働者の福祉事業体として活動している九州労働金庫大牟田支店に対し、資金の一部としての預託を行い、労働者の生活資金や住宅資金又は貸付金等立替え資金等に貸出されているもので、労働者、労働団体等に対する融資の円滑化を図っている。

< 実績 >

貸付状況(九州労働金庫大牟田支店取扱分)

(単位 千円)

資金用途	貸付等	15		16		17		18	
		期末残高		期末残高		期末残高		期末残高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人	賃金・手当立替資金貸出	1	3,347	1	2,643	1	1,915	1	1,163
	住宅資金	503	4,589,364	553	5,453,307	545	5,913,230	575	6,467,772
	不動産担保ローン	9	104,854	8	94,361	7	83,673	7	69,585
	生活資金ローン	5,010	1,707,996	4,728	1,643,487	4,524	1,555,819	4,273	1,457,295
	県提携ローン	10	1,782	6	638	1	9	0	0
	計	5,532	6,403,996	5,295	7,191,793	5,077	7,552,731	4,855	7,994,652
合計		5,533	6,407,343	5,296	7,194,436	5,078	7,554,646	4,856	7,995,815

(3)雇用対策

根拠法令等		所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・福岡県筑後労働福祉事務所
- ・大牟田高等技術専門学校
- ・大牟田商工会議所
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・大牟田市雇用開発センター
- ・大牟田市

<事業内容・実績>

- ・協議会ホームページでの企業情報「07ポマト」の情報提供
- ・障害者・高齢者雇用促進のための優良事業所の表彰
- ・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
- ・労働問題相談会の開催
- ・労働に関する諸情報の広報
- ・「福岡県南地域大学等合同会社面談会」の後援
- ・改正高齢法と雇用保険離職理由（定年）に関する説明会の共催
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同説明会」の共催
- ・若者向けハンドブックの作成

広域的雇用対策

<事業内容・実績>

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。

- ・筑後ブロック雇用促進会議
- ・九州地区雇用労働福祉会議
- ・筑後地域雇用労働福祉会議

雇用促進等のための助成

<事業内容・実績>

次の各団体へ補助金を支出し、標記目的達成を図った。

- ・大牟田市雇用開発センター
- ・大牟田市シルバー人材センター

勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

<事業内容・実績>

雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。なお、国の行財政改革等により、平成14年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成15年10月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成18年度からは民間に本施設を貸与し、運営を続けている。雇用・能力開発機構建設施設の譲渡協議については、雇用促進住宅（3宿舍）のみ継続となっている。

- ・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）（昭和49年建設）
- ・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）（昭和54年建設）
- ・雇用促進住宅宿舍駐車場
 - 白川宿舍駐車場（平成6年10月設置）
 - 小浜宿舍駐車場（平成11年7月設置）
 - 大牟田宿舍駐車場（平成12年3月取得）

(4) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

< 目的・事業内容 >

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学が困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

支給対象者は次の全てに該当する人

- ・本人若しくは保護者が市内に居住し、18年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは18年度に高等学校を中退した人
- ・要綱に掲げる専修学校等に19年4月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
- ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
- ・次のいずれかに該当する世帯
生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
- ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

市内の主な対象校

- ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
- ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
- ・専修学校麗学園 家政一般課程・洋裁本科

貸付金額及び期間

- ・入校支度金...100,000円
- ・修学資金（月額）...専門課程53,000円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）30,000円
- ・貸付の期間は、修学年限

返還について

- ・無利息
- ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
- ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間（最長12年）

< 実績 >

年度	15	16	17	18
貸付件数・金額				
新規（件）	2	2	2	
継続（件）	1	2	1	2
貸付金額（千円）	1,280	1,550	1,280	720

(5) 大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

< 施設概要 >

開設年月日	昭和53年6月2日
敷地面積	2,313.85 m ²
建築面積	1,212.77 m ²

建築延面積	3,298.80 m ²
構造	鉄筋コンクリート3階建 (一部4階)
主な施設	中ホール(200人) 研修室(50人) 講習室(30人×2室) 会議室(30人、10人) 和室(10人×2室)
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

<実 績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
利用延人数(千人)	83	82	91	48	57
使用料(千円)	9,923	10,170	12,864	9,446	13,127
利用件数	1,876	1,939	1,861	1,140	1,551

第7節 生活保護

1 生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談担当	負担割合	国 3/4 市 1/4

<目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

保護の受給要件

生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力等を最低生活維持のため利用することを保護の受給要件とするとともに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先することになっている。

保護は、厚生労働大臣が定める基準（保護基準）によって最低生活費を計算し、これとその世帯の収入とを対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助の費用が支給される。

保護の申請を保護課相談担当で受理した後、保護課地区担当員の調査結果にもとづいて、保護の開始または申請の却下等が行われる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導にあたるほか、必要に応じて保護の変更または、停・廃止の措置が行われる。

生活保護の基準

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等にわけて厚生労働大臣が定めることになっている。また、保護実施上の取扱い細目は「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」（いずれも通達）で明らかにされている。

これらの内容は、一般国民生活の消費動向を基礎として総合的に調整を行う、いわゆる「水準均衡方式」により、毎年改正されている。平成19年4月1日第63次改正による保護基準は、対前年度比100.0%で、2級地-2(大牟田市)の標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準で145,270円となった。

<実績>

生活保護の年度推移

年度	14	15	16	17	18
区分					
世帯数	2,641	2,725	2,756	2,775	2,813
人員	3,916	4,001	3,999	4,007	4,039
保護費(千円)	6,889,465	7,236,329	7,052,051	7,050,090	7,090,945

世帯数・人員は年度の月平均

(2)生活保護の概況

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、以後51年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和52年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和57年度から60年度にかけて急増した。しかし、昭和61年度以降は減少傾向が続いたが、平成9年3月本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山するなど社会、経済情勢は一層厳しい状況が続き、平成9年度中期から平成15年度までは増加傾向となり、平成16年度より微増傾向へと転じてきている。なお、平成18年度の保護率は人口千人に対し約30.8人、県平均20.4人より高く、全国平均12.0人と比較すれば相当高い率を示している。

平成18年度の世帯類型は、高齢者世帯47.8%、傷病障害者世帯26.7%、その他の世帯21.0%、母子世帯4.5%の順で構成されている。

高齢者世帯47.8%は、全国平均44.0%（H19.2生活保護速報）より高く保護受給期間の長期化傾向を示している。次に傷病障害者世帯26.7%は、保護開始理由のうち傷病によるものが39.7%と高い率を占めていることに起因して高率となっている。母子世帯4.5%は全国平均の8.7%より低く、その他の世帯21.0%は全国平均の10.2%と比べ高い率を示している。

労働力類型のうち、働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と長期的には減少傾向を示していたが、平成13年度から平成18年度11.1%にかけて横ばいとなっている。管内の有効求人倍率は若干上昇しているものの、就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

有効求人倍率

	平成18年4月	平成19年4月
全 国	1.04	1.05
大牟田職安管内	0.51	0.73

第8節 健康増進と疾病対策

1 健康づくり啓発事業

(1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本21に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質(QOL)の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

- ウエルネスおおむた推進会議の運営
- 健康づくり応援情報誌「ウエルネス通信」の発行
- 広報誌及びインターネット等を通じた普及啓発
- その他健康づくりの推進につながる事業等

<実績>

18年度ウエルネスおおむた推進会議

委員区分	構成委員の組織など
庁内委員 〔14人〕	市民部：保険年金課 保健福祉部：保健福祉総務課（地域福祉推進室）・福祉課・児童家庭課・ 長寿社会推進課・介護保険課・健康対策課 教育委員会：生涯学習課：保健体育課・公民館 市立総合病院：医事課 消防本部：警防課
市民委員 〔10人〕	主任児童委員・食生活改善推進員・栄養士・幼児体育指導者・スポーツ娯楽施設代表 保育所経営者・幼稚園経営者・特定非営利活動法人役員・市職員

健康づくり応援情報誌「ウエルネス通信」発行実績

年度	16	17	18
発行回数	3回	4回	3回
発行内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエルネス通信の紹介 ・ウエルネスおおむた推進会議の取組み紹介 ・ウエルネスおおむた応援事業の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングの紹介 ・元気な歯で、心もからだも健康に ・子どもの体力が低下している！？ ・健康は毎日の食生活から 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診は健康づくりの第一歩 ・ウォーキングからはじめよう健康づくり ・早寝早起き朝ごはん国民運動

(2)大牟田地域健康推進協議会委託事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質(QOL)の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

< 実 績 >

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年 度		14	15	16	17	18
開催期間		9月7日・8日	9月6日・7日	9月11日・12日	9月10日・11日	9月9日・10日
特別 市民 大会 講演	講師名	砂田 登志子	昇 幹夫	青山 英康	鈴木 隆雄	西岡 和男
	テーマ	食育と健康	元気で長生き PPKのコツ	健やかに 老いる	高齢期の健康 づくりと介護 予防	「生活習慣病か らメタボリッ ク症候群へ」

2 生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

(1)栄養教育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導及び食生活の支援を行うとともに、食育の推進を図った。その主な取組みの一環として、17年度に作成した「おおむた健康づくり応援レシピ集～元気になるごはん～」を活用した「健幸(けんこう)料理教室」を実施した。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

< 実 績 >

項目等			年度	14	15	16	17	18
栄養教育	栄養・健康 増進(健幸料 理教室等)	回数		40	49	47	32	48
		延人員		1,042	1,161	1,150	967	1,010
栄養改善 指 導	個別指導			2,024	1,828	1,373	1,024	1,058
	集団指導			4,909	5,089	4,686	4,479	4,330
	給食施設指導			313	368	393	359	264

各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

3 生活習慣病対策（成人保健事業）

(1)健康相談事業

根拠法令等	老人保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

<実績>

区分		年度				
		14	15	16	17	18
総合	実施回数	87	100	73	62	32
	被指導延人員	1,698	2,413	2,425	1,764	598
重点	実施回数	353	302	280	252	135
	被指導延人員	3,118	3,062	2,619	2,879	784
介護家族	実施回数	35	46	35	23	0
	被指導延人員	116	189	115	65	0
計	実施回数	475	448	388	337	167
	被指導延人員	4,932	5,664	5,159	4,708	1,382

健康相談は、がん検診、成人健康相談・健康よろず相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。
平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

(2)健康教育事業

根拠法令等	老人保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

<実績>

区分		年度					
		14	15	16	17	18	
集団	実施回数		172	138	163	59	
	被指導延人員	3,648	3,323	2,726	3,204	1,060	
介護家族	実施回数		24	24	0	0	
	被指導延人員		152	108	0	0	
合計	実施回数		196	162	163	59	
	被指導延人員	3,857	3,475	2,834	3,204	1,060	
個別	高血圧	実施回数		10	10	0	0
		被指導延人員	38	31	33	0	0
	高脂血症	実施回数	9	7	7	7	0
		被指導延人員	30	30	30	30	0
	糖尿病	実施回数	6	16	16	16	18
		被指導延人員					

	被指導実人員	12	22	27	29	29
禁 煙	実施回数	0	0	5	0	0
	被指導実人員	0	0	8	0	0

健康教育については、集団教育と個別教育を行い、特に個別健康教育においては、全国的に増加している糖尿病を重点的に実施した。

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

(3) 訪問指導事業

根拠法令等	老人保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う糖尿病・脳血管疾患・心疾患等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

区分	年度	14	15	16	17	18
指導実人員		2,422	3,003	2,643	3,034	1,749
指導延人員		4,588	5,102	4,093	4,182	2,231

近年の食生活の乱れやライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う糖尿病・脳血管疾患・心疾患等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況を改善するために、健康診査を受けた結果を基に、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣改善の必要性が高いものから実施した。

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者を64歳までとした。

(4) 各種健康診査事業

根拠法令等	老人保健法・健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3 (一部は市10/10)

<目的・事業内容>

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上(若者健康診査は18歳から39歳まで、子宮がん検診は20歳以上の女性、乳がん検診は40歳以上の女性)の市民を対象に実施している。

<実績>

区分	受診者数					要指導・医療・精検者数					
	年度	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
基本健康診査		5,434	5,799	5,073	4,318	5,017	4,408	4,742	4,090	3,543	4,106
若者健康診査						56					29
肝炎ウイルス検診		470	537	426	283	502	20	31	12	13	20
子宮がん検診		3,247	3,278	3,204	2,729	1,630	22(0)	36(0)	51(12)	39(4)	22(2)
胃がん検診		1,434	1,573	1,253	1,370	998	190(3)	206(7)	156(1)	144(1)	88(0)
乳がん検診		2,919	2,922	3,064	1,139	469	63(6)	54(6)	128(9)	104(2)	53(7)
大腸がん検診		2,158	2,356	1,909	2,432	2,425	203(1)	273(5)	182(4)	259(1)	220(2)

肺がん検診	1,023	2,593	1,870	1,783	1,748	98(2)	160(2)	167(2)	185(0)	177(3)
前立腺がん検診	41	60	44	34	41	4(0)	6(2)	3(0)	2(0)	3(0)

()内はがん患者発見数。

14年度から18年度まで、C型肝炎緊急対策として、基本健康診査に肝炎ウイルス検診を導入した。

16年度より、乳がん集団検診にマンモグラフィ(乳房エックス線撮影)を導入し、精度向上を図った。

18年度より「若者健康診査」を開始した。

4 歯科保健推進事業(母性及び乳幼児に係るものを除く)

(1)成人歯科保健事業

根拠法令等	老人保健法・健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国1/3 市2/3

<目的・事業内容>

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
成人歯科健康診査受診者数 ()は、実施回数/年	94 (12)	111 (12)	86 (12)	57 (6)	18 (3)
みんなの健康展 歯と歯ぐきの健康教室	913	867	877	1,089	831

「成人歯科健康診査」は、平成19年度から廃止となった。

「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物塗布を実施。

(2)歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
歯の衛生週間行事による健診者	554	590	557	550	604

5 難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

<受給対象者>

市内に住所を有するもの

国民健康保険法の規定による被保険者

健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者

老人保健法の規定による医療を受けている者

生活保護法による保護を受けていない者

<実 績>

番号	疾 患 名	受給者数	番号	疾 患 名	受給者数
1	ベーチェット病	23	23	ハンチントン病	1
2	多発性硬化症	11	24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	11
3	重症筋無力症	22	25	ウェゲナー肉芽腫症	-
4	全身性エリテマトーデス	58	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	14
5	スモン	7	27	シャイ・ドレーガー症候群	18
6	再生不良性貧血	8	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	-
7	サルコイドーシス	10	29	膿疱性乾癬	-
8	筋萎縮性側索硬化症	7	30	広範脊柱管狭窄症	4
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	44	31	原発性胆汁性肝硬変	17
10	特発性血小板減少性紫斑病	29	32	重症急性膵炎	1
11	結節性動脈周囲炎	6	33	特発性大腿骨頭壊死症	19
12	潰瘍性大腸炎	118	34	混合性結合組織病	5
13	大動脈炎症候群	11	35	原発性免疫不全症候群	2
14	ピュルガー病	11	36	特発性間質性肺炎	2
15	天疱瘡	5	37	網膜色素変性症	31
16	脊髄小脳変性症	34	38	プリオン病	1
17	クローン病	38	39	原発性肺高血圧症	-
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	40	神経線維腫症	2
19	悪性関節リウマチ	9	41	亜急性硬化性全脳炎	-
20	パーキンソン病	122	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	-
21	アミロイドーシス	5	43	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	-
22	後縦靭帯骨化症	71	44	ライソゾーム病(ファブリー病[Fabry]病含む)	2
			45	副腎白質ジストロフィー	-

6 結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	結核予防法	所 管 課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

結核予防法に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

< 実 績 >

(単位:人)

区 分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
B C G 接種	14	1,843	0	1,843
	15	1,053	0	1,053
	16	1,033	0	1,033
	17	855	0	855
	18	918	0	918
レントゲン 間接撮影	14	16,740	0	16,740
	15	16,414	0	16,414
	16	6,788	22	6,810
	17	4,853	0	4,853
	18	5,515	0	5,515
レントゲン 直接撮影	14	10,576	1,724	12,300
	15	10,249	1,252	11,501
	16	6,470	552	7,022
	17	6,112	233	6,345
	18	5,917	193	6,110

平成15年度をもって一般健康診断を廃止したため、レントゲン撮影数が減少。

平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

(2) 健康相談事業

根拠法令等	結核予防法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年2月より、大牟田市結核患者服薬確認(DOTS)事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

< 実 績 >

年度	14	15	16	17	18
区分					
健康相談	617	637	475	429	324
家庭訪問指導	217	159	124	298	278

(3) 医療費の状況

根拠法令等	結核予防法	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	34条(一般患者)	国1/2 市1/2
			35条(命令入所)	国3/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

結核の医療を受ける者は、結核予防法に基づく申請(法第34条及び法第35条)を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

< 実績 >

区分	年度	命令入所者 (35条)	一般患者 (34条)	その他 (労災・管理等)	計
	登録者 (人)	14	15	118	45
15		8	101	70	179
16		7	75	63	145
17		1	53	58	112
18		0	46	37	83
延医療給付件数 (件)	14	276	1,092		1,368
	15	155	1,263		1,418
	16	107	1,168		1,275
	17	47	961		1,008
	18	26	742		768
医療費負担金 (千円)	14	29,134	1,917		31,051
	15	17,527	1,700		19,227
	16	9,557	1,690		11,247
	17	3,658	1,325		4,983
	18	2,101	1,194		3,295

登録者は各年度末の人数

(4) 新登録結核患者数の状況

根拠法令等	結核予防法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

結核予防法の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、2日以内にもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

< 実績 >

区分 年度	新登録 結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
14	62	44.6	0	0	2	1	3	9	8	39
15	61	44.2	1	0	1	4	7	4	6	38
16	31	22.8	0	0	1	2	4	0	5	19
17	25	18.7	1	0	1	0	2	3	5	13
18	26	19.7	0	0	1	2	4	1	4	14

罹患率は人口10万人対。

7 感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

< 実績 >

(単位：件)

区分	年度	14	15	16	17	18
	一類感染症	ペスト				
	エボラ出血熱					
	クリミア・コンゴ出血熱					
	マールブルグ病					
	ラッサ熱					
二類感染症	細菌性赤痢		1			
	ポリオ					
	コレラ					
	パラチフス					
	腸チフス	1				
	ジフテリア					
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	10	16	1	6	
	合計	11	17	1	6	0

(2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	・厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知 ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

HIV抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、HIVや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりHIV感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、HIV即日検査を導入。毎週月曜日(祝日を除く)午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時までの時間に実施している。

<実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
抗体検査	67	80	81	58	144
相談	56	50	61	48	121

平成18年度は、市民部保険年金課との連携により、12月1日の“World AIDS Day”(世界エイズデー)に賛同し、その趣旨を踏まえ、エイズ啓発セット(ポケットティッシュ、パンフレット)を市内の高校7校及び看護学校、市内の娯楽施設4か所へ配布し、各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。また、12月1日にゆめタウン大牟田店においてエイズ啓発セットを配布し、市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

(3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。HIV抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18	
被検査者	118	21	9	8	22	
内訳	男	20	11	5	5	14
	女	98	10	4	3	8

平成14年度までは市立総合病院実施分を含む。

8 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実績>

(単位:人)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18	
急性灰白髄炎(ポリオ)	2,030	1,932	2,112	2,059	1,723	
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,727	3,621	4,022	3,530	3,454
二種混合	ジフテリア 破傷風	691	575	491	444	527
麻しん風しん	-	-	-	-	1,531	
風しん	963	987	1,040	1,487	-	

麻しん(はしか)	1,009	874	1,074	928	-
日本脳炎	3,209	3,298	3,291	18	140
インフルエンザ	11,821	15,665	16,714	18,493	18,213
合計	23,450	26,952	28,744	26,959	25,588

平成17年7月29日の予防接種法改正に伴い、日本脳炎の第3期予防接種の廃止。

平成17年8月1日から、「福岡県定期予防接種広域化」が実施され、予防接種対象者の身体状況等を日頃から把握する、かかりつけ医による予防接種を推進し、被接種者が安心して接種が受けられる体制の整備が行われた。

平成17・18年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。

平成18年4月1日の予防接種法改正を前に、平成17年11月に麻しんと風しん予防接種未接種者に対し、個別通知による接種勧奨を実施した。

平成18年4月1日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による2回接種制度が導入され、対象者は第1期 生後12月～24月未満、第2期 小学校入学前の1年間(5歳～7歳未満)に見直された。

9 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づき認定を受けた者(被認定者)について、その認定に係る指定疾病がなくなっていると認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

< 実績 >

被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分 実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
14	1,311	17	1,832	1,354	461	17
15	1,249	18	1,895	1,408	470	17
16	1,192	18	1,952	1,458	476	18
17	1,149	18	1,995	1,497	480	18
18	1,108	18	2,036	1,529	488	19

法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分 実認定者数	失効数 (累計)			
		計	死亡	治癒等	転出
14	55	223	131	44	48
15	51	227	135	44	48
16	47	231	139	44	48
17	43	235	143	44	48
18	40	238	145	44	49

条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

認定疾病別の人数（死亡・治ゆ・転出等を除く）

（ア）法関係分

（単位 人）

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
14	1,311	516	795	620	202	418	681	307	374	1	0	1	9	7	2
15	1,249	486	763	582	186	396	659	294	365	0	0	0	8	6	2
16	1,192	458	734	549	173	376	635	279	356	0	0	0	8	6	2
17	1,149	438	711	528	167	361	613	265	348	0	0	0	8	6	2
18	1,108	416	692	502	153	349	598	257	341	0	0	0	8	6	2

（イ）条例関係分

（単位 人）

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
14	55	20	35	24	7	17	31	13	18	0	0	0	0	0	0
15	51	17	34	21	5	16	30	12	18	0	0	0	0	0	0
16	47	16	31	19	5	14	28	11	17	0	0	0	0	0	0
17	43	14	29	17	4	13	26	10	16	0	0	0	0	0	0
18	40	13	27	15	4	11	25	9	16	0	0	0	0	0	0

（2）補償給付等の支給状況（療養の給付を除く）

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

<実績>

法関係分

（単位 千円）

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
14	720,946	276,790	43,654	16,715	346,161	145
15	706,405	285,197	54,510	14,828	326,363	
16	698,419	293,044	49,453	11,574	308,764	
17	668,421	279,413	77,377	12,590	293,292	
18	645,207	271,813	36,350	6,204	284,318	

条例関係分

（単位 千円）

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
14	47,534	17,141	6,984	691	16,144
15	45,480	19,982	10,125	2,878	14,316
16	42,710	26,541	0	1,663	13,136
17	40,754	22,853	11,020	869	12,259
18	34,954	21,994	7,244	1,270	10,499

(3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付を行うもの。

<実 績>

法関係分 (単位 千円)

年度	診療報酬	調剤報酬	訪問看護報酬
14	848,535	94,806	10,499
15	845,476	109,350	6,573
16	761,747	105,192	8,026
17	661,007	113,788	4,366
18	625,222	123,624	2,594

条例関係分 (単位 千円)

年度	診療報酬	調剤報酬	訪問看護報酬
14	48,138	3,317	1,278
15	39,754	4,358	0
16	38,757	3,765	0
17	34,174	4,083	0
18	26,830	4,518	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 3/4、市 1/4 条例：原因企業 10/10

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、転地療養事業、家庭療養指導事業等を実施している。

<実 績>

法関係分

区分 年度	転地療養事業 (参加者数)		リハビリテーション事業 (参加 (利用) 者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)	
	志賀島健康教室	秋季健康教室	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数
14	30	29	33 (第1回) 16 (第2回)		556	2	0
15		31	14	139 (実数) 1,351 (延数)	450	2	1
16		31	39	132 (実数) 1,632 (延数)	454	2	1

17		29	16	197 (実数) 2,015 (延数)	450	2	0
18		22	32	177 (実数) 1,978 (延数)	453	1	0

条例関係分

年度	転地療養事業 (参加者数)		リハビリテーション事業 (参加者数、利用者数)		家庭療養指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)	
	志賀島健康教室	秋季健康教室	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数
14	0	0	0		7	0	-
15		1	1	2 (実数) 39 (延数)	2	0	-
16		1	2	5 (実数) 96 (延数)	23	0	-
17		1	0	9 (実数) 101 (延数)	25	1	0
18		1	0	9 (実数) 111 (延数)	9	1	0

平成15年度から志賀島健康教室と秋季健康教室を統合した。

平成15年度からリハビリテーション事業において指定施設利用健康回復事業を新設した。

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

法改正（昭和63年3月1日施行）により新たな被害者の認定は行われないこととなったが、大気汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業を実施している。

<実績>

健康相談事業

年度	名称	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問実施件数
14	アレルギー教室	10	184 (84)	1	1
15	アレルギー教室	10	249 (43)	0	0
16	ぜん息予防教室	7	210 (41)	0	0
17	ぜん息予防教室	8	205 (12)	0	0
18	ぜん息予防教室	7	118 (6)	0	0

健康診査事業 (乳幼児アレルギー問診)

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後の数 (アレルギー素因等保有児の数)	指導実施数	健康相談事業への参加につなげた数 (延)
14	24	964	486		15

15	24	1,016	549		20
16	12	4,019	729	526	33
17	12	3,565	601	259	72
18	12	3,699	714	339	48

14・15年度は、4か月児・3歳児健診（集団健診）の際に問診を行い、アレルギー素因等保有児に対し、健康相談事業（アレルギー教室）への参加を勧めた。

16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

機能訓練事業（水泳訓練教室、ぜん息キャンプ事業）

年度	水泳訓練教室			ぜん息キャンプ事業（あおぞら教室）		
	参加者数	参加延人数	事業日数	参加者数	参加延人数	事業日数
14	17	75	5日間	29	174	5泊6日
15	31	134	5日間	31	182	5泊6日
16	31	69	5日間	27	162	5泊6日
17	16	59	5日間	22	88	3泊4日
18	18	76	5日間	30	120	3泊4日

第9節 生活衛生

1 食品・生活衛生

(1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

< 実績 >

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
14	4,886	1,728
15	4,531	2,100
16	4,433	2,484
17	3,339	1,962
18	3,711	1,841

(2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

< 実績 >

年度	収去検査数	不適合数
14	154	0
15	155	0
16	250	1
17	239	2
18	212	1

(3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

食品関係業者や食品取扱い従事者に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

< 実績 >

年度	実施回数	延べ受講者数
14	17	915
15	17	893

16	18	974
17	16	833
18	29	831

(4)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法 他9法 1実施要領 1衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生活衛生関連施設の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

<実績>

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
14	4,543	352
15	4,544	143
16	4,547	51
17	4,528	56
18	4,519	102

(5)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

<実績>

年度	検査数	不適件数
14	12	1
15	20	4
16	20	0
17	20	0
18	9	0

(6)衛生害虫相談

根拠法令等		所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

<実績>

年度	相談件数
14	7,416
15	133
16	123
17	113

2 医事・薬事関係事業

(1) 医療施設等監視・指導

医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法第 25 条第 1 項 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

< 実 績 >

	年度	14	15	16	17	18
	項目					
病 院	施設数	25	25	25	25	25
	監視数	25	25	25	25	25
	新 規	0	0	0	0	0
	廃 止	0	0	0	1	0
一 般 診 療 所	施設数	149	150	150	147	146
	監視数	38	35	36	36	30
	新 規	5	2	0	1	12
	廃 止	3	1	0	4	13
歯 科 診 療 所	施設数	81	81	82	82	82
	監視数	15	16	17	17	14
	新 規	1	2	1	0	3
	廃 止	1	2	0	0	3
衛 生 検 査 所	施設数	3	3	3	3	3
	監視数	2	1	2	1	2
	新 規	0	0	0	0	1
	廃 止	1	0	0	0	1

平成 18 年度からは新規欄及び廃止欄はそれぞれの許可及び届出受理総数（病院、一般診療所及び歯科診療所での法人化又は親子継承等による場合を含む）とした。

医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する

る申請受付並びに免許証等の交付を行う。

<実績>

免許等種別		18年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	11	0	1	3	15
	歯科医師	1	0	0	3	4
	薬剤師	3	5	0	0	8
	保健師	3	2	0	0	5
	助産師	0	2	0	0	2
	看護師	65	45	3	0	113
	診療放射線技師	4	0	0	0	4
	臨床検査技師	2	5	0	0	7
	理学療法士	12	1	1	0	14
	作業療法士	8	7	0	0	15
	歯科技工士	3	1	0	0	4
	視能訓練士	0	0	0	0	0
	管理栄養士	14	2	1	0	17
	死体解剖医	0	0	0	0	0
県知事免許等	准看護師	35	38	7	0	80
	栄養士	20	2	1	0	23
	受胎調節実地指導員	0	1	0	0	1
合計		181	111	14	6	312

(2) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 9/10 高田町 1/10

<目的・事業内容>

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のうち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和52年度から、また在宅当番医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和53年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成14年度から開始した。

<実績>

休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比(%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
14	74	(842) 5,775	(860) 3,498	(853) 4,147	(286) 1,225	(507) 650	(4) 67	(3,352) 15,362	21.8	2,865	18.6

15	74	(401) 5,398	(999) 3,258	(872) 4,095	(258) 1,204	(425) 565	(146) 185	(3,101) 14,705	21.1	2,806	19.1
16	73	(393) 4,537	(1,310) 3,880	(809) 3,943	(260) 982	(467) 618	(143) 206	(3,382) 14,166	23.8	2,747	19.3
17	73	(525) 4,944	(1,546) 3,863	(886) 4,181	(275) 1,092	(462) 614	(216) 271	(3,910) 14,965	26.1	2,964	19.8
18	74	(485) 5,089	(1,878) 4,312	(962) 4,135	(294) 1,319	(495) 631	(386) 465	(4,500) 15,951	28.2	3,250	20.3

平成14年度から内科・小児科・外科・歯科の体制とした。()内は急患数を内数で示す

平日時間外小児急患診療件数

年度	開設 日数	時間帯	年齢	件数			急患比 (%)	地域外比 (%)
				小児科	その他	計		
17	292			(957) 2,129	(248) 427	(1,205) 2,556	47.1	25.8
18	291	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(437) 1,348	(11) 25	(448) 1,373	32.6	29.8
			7歳以上	(136) 387	(45) 131	(181) 518	34.9	16.2
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(102) 239	(0) 2	(102) 241	42.3	34.9
			7歳以上	(20) 57	(50) 53	(70) 110	63.6	25.5
18年度計				(695) 2,031	(106) 211	(801) 2,242	35.7	27.0

()内は急患数を内数で示す

(3) 薬事施設監視・指導

根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、薬事法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

< 実績 >

年度	医薬品販売業					
	一般販売業			特例販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
14	5	4	5	8	2	3
15	7	5	6	8	2	1
16	7	8	5	7	3	0
17	7	8	6	7	3	0
18	8	1	7	6	1	6

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
14	55	20	8	18	15	2	12	1	2
15	56	42	12	11	5	5	11	2	2
16	51	33	8	11	5	4	11	11	2
17	53	26	3	10	2	3	10	4	0
18	56	21	7	9	4	6	8	1	2

(4) 薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6・26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

< 実績 >

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
14	小学校 1 校	72	1	1,750
15	小学校 1 校、高等学校 2 校	498	1	1,100
16	0	0	1	1,000
17	0	0	1	800
18	高等学校 1 校	60	1	1,070

(5) 不正大麻・けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

< 実績 >

種別 年度	けし		大麻	
	件数	株数	件数	株数
14	9	745	0	0
15	7	950	0	0
16	8	365	0	0
17	8	1,071	0	0
18	10	1,669	0	0

(6)健康食品セミナー

根拠法令等	福岡県健康食品セミナー実施要領	所管課	生活衛生課
		負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

健康食品に関する正しい理解を深めるため、県と共催でセミナーを開催し、いわゆる健康食品による健康被害を未然に防止する。

<実績>

年度	実施回数	対象者	受講者数
17	1	食生活改善推進委員会会員、栄養士会	56
18	1	大牟田女性会議 21	35

(7)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱 大牟田市健康危機管理連絡会議要領	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

<実績>

年度	対策実施状況
17	<ul style="list-style-type: none">健康危機管理連絡会議（2回）<ol style="list-style-type: none">大牟田市健康危機管理連絡会議の設置等について（7/17）新型インフルエンザについて（12/27）健康危機管理研修会の実施（1/31）<p>講演「医学と科学捜査」 ～ 和歌山カレー中毒事件をふりかえって ～ 講師 九州大学医学部名誉教授 井上尚英 氏（大牟田市原因究明委員会専門委員） 対象者 大牟田市健康危機管理対策本部の部長、班長及び保健福祉部主査等 50人</p>
18	<ul style="list-style-type: none">健康危機管理連絡会議（12/7）<ol style="list-style-type: none">福岡県西方沖地震から学んだもの 大牟田市保健所長 西岡和男健康危機に係る消防の役割について大牟田市消防署 主任 濱口敏光健康危機管理研修会の実施（1/29）<p>演題「危機管理の基本的考え方とその対応について」 ～ 初動体制と関係機関との連携～ 講師 救急救命九州研修所教授 郡山 一明 氏 対象者 大牟田市健康危機管理対策本部の部長、班長及び保健福祉部主査等 50人 健康危機管理連絡会議</p>

3 動物管理センター

(1) 狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法	所管課	生活衛生課
	大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

< 実績 >

狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
14	533	3,375	1,265	4,640	8	4
15	554	3,244	1,364	4,634	7	3
16	599	3,200	1,521	4,721	3	0
17	521	2,987	1,606	4,593	1	0
18	583	2,697	1,933	4,630	5	4

捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
14	48	19	29	231
15	41	30	29	210
16	57	31	23	212
17	30	40	32	187
18	11	33	32	124

苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合わせ	合計	指導件数
14	70	93	103	27	1,029	1,322	157
15	72	93	81	20	708	974	184
16	54	74	138	39	891	1,196	137
17	74	68	73	22	829	1,066	56
18	56	106	158	25	1,565	1,910	175

(2) 動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

< 実績 >

犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
14	51	148	37	114	152	90	0	11	15	0
15	44	151	19	125	173	112	1	16	22	1
16	50	114	62	147	122	76	2	5	26	2
17	33	65	44	156	151	58	10	17	19	0
18	46	114	89	170	117	102	3	14	29	0

犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
14	185	17	5	4	211	24
15	217	5	12	7	241	16
16	190	11	18	6	225	22
17	181	15	19	10	225	33
18	153	11	18	48	230	66

動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
14	12	0
15	12	0
16	12	0
17	16	0
18	39	15

(3) 動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

年少者に対する出張動物ふれあい教室やワンワン交換会の開催、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- ・ 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- ・ 犬の譲渡（ワンワン交換会・子犬里親さがし）・動物飼育相談
- ・ 譲渡犬等の調査・指導
- ・ 子犬ふれあい広場の開催
- ・ 動物愛護週間事業（動物慰霊祭）

< 実 績 >

出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	老人ホーム等	合計
14	11	7	18	0	36
15	12	8	16	0	36
16	10	8	16	0	34
17	10	8	13	0	31
18	10	9	18	0	37

犬の譲渡数(わんわん交換会、子犬里親さがし)・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		動物飼育相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬		失踪犬届出	解決件数
14	18	148	103	214	92
15	16	166	59	220	108
16	25	129	47	226	115
17	24	93	41	240	124
18	29	130	53	226	115

譲渡犬等の調査・指導

年度	ワンワン交換譲渡犬 適正管理調査	里親さがし譲渡犬 適正管理調査	犬の繁殖 制限指導	狂犬病ワクチン 未注射飼育者指導
14	44	16	53	253
15	45	15	42	239
16	47	10	43	410
17	33	29	24	24
18	32	44	23	1,775

4 葬斎場

(1) 大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和58年、59年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和59年7月25日に完成、8月1日から共用開始となった。

人体炉6基、汚物炉1基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約1,700件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

< 実績 >

年度	利用状況											
	合計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
14	1,727	1,649	9	69	1,667	1,611	2	48	60	38	1	21
15	1,689	1,623	7	59	1,628	1,579	7	42	61	44	-	17
16	1,763	1,706	5	52	1,677	1,635	4	38	86	71	1	14
17	1,785	1,739	4	42	1,716	1,680	4	32	69	59	-	10
18	1,766	1,723	5	38	1,686	1,652	4	30	80	71	1	8

5 試験検査

(1) 微生物・臨床検査

根拠法令等	・地域保健法 ・大牟田市保健所使用料及び手数料条例 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・結核予防法	所管課	生活衛生課
		負担割合	

< 事業内容 >

- ・ 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157）
- ・ 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（O157）他）
- ・ 痰（塗抹）検査（結核菌）
- ・ 血清検査（HIV抗体、梅毒）
- ・ 尿検査（糖、蛋白、ウロビリノーゲン）

< 実績 >

検査項目 \ 年度	14	15	16	17	18
病原微生物検査	11,625	11,774	11,014	10,433	8,889
痰（塗抹）検査		0	9	0	0
血清検査	87	100	90	65	167
血液一般検査	260	325			
尿検査	3,122	2,846	415	315	337
糞便検査（潜血、寄生虫卵）					
その他	1	0	0	0	0

病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

(2) 食品衛生検査

根拠法令等	・食品衛生法 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	

< 事業内容 >

- ・ 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- ・ 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

< 実績 >

検査項目 \ 年度	14	15	16	17	18	
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	122	193	269	187	172
	理化学的検査	58	49	68	45	45
食中毒関係検査	微生物学的検査	100	165	143	235	65
	理化学的検査	0	0	0	0	0

(3) 環境衛生検査

根拠法令等	・水道法 ・遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	

< 事業内容 >

- ・ 飲用水検査
- ・ 利用水等検査（プール水）

< 実績 >

検査項目		年度	14	15	16	17	18
飲用水	細菌学的検査		381	422	248	15	18
	理化学的検査		404	395	240	18	18
利用水等検査	細菌学的検査		146	123	10	10	9
	理化学的検査		40	10	10	10	9

利用水等検査（細菌学的検査）は平成15年度まで（4）環境保全・廃棄物関連検査の水質検査（細菌検査）を含む

平成17年度に一般飲用井戸等の飲用適否検査事業を中止した

(4) 環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	・環境基本法（公害防止計画） ・大牟田市公害防止協定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・下水道法	所管課	生活衛生課
		負担割合	

< 事業内容 >

- ・ 大気検査（重金属、降下ばいじん、硫黄酸化物）
- ・ 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- ・ 廃棄物関連検査
- ・ その他

< 実績 >

検査項目		年度	14	15	16	17	18
大気検査			377	330	317	318	287
水質検査	細菌検査				79	79	75
	化学検査		312	259	200	240	270
廃棄物関連検査			7	9	10	14	14
土壌・底質検査			8	0	0	0	0
その他			5	0	0	0	0

第10節 人権の尊重

当課は平成18年12月1日の機構改革により市民部から保健福祉部へ所管変更となった。

(1) 啓発活動の推進

根拠法令等	人権教育・啓発の推進に関する法律 大牟田市あらゆる差別撤廃のための人権擁護条例	所管課	人権・同和政策課
		負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

あらゆる差別を撤廃し、市民の人権意識高揚を図るため同和問題啓発強調月間、人権週間を中心に教育委員会及び関係機関と連携して実施した。

人権・同和教育講演会
人権問題講演会
広報「おおむた」による啓発
人権作品コンクール
街頭啓発

< 実 績 >

人権・同和教育講演会
7月の同和問題啓発強調月間に実施している。

年度	14	15	16	17	18
講師	内藤雅彦	吉谷忠男	原田一郎	藤井輝明	塩山卓司

人権問題講演会
人権週間(12月4日～10日)に実施している。

年度	14	15	16	17	18
講師	内田 哲	富安兆子	伊藤実喜	三浦直樹	谷口和子

広報「おおむた」による啓発
平成18年度は6回の発行を行った。

人権作品コンクール
人権意識高揚のため、市内の小・中学生を対象に「ポスター」「作文」「詩」「標語」の4部門で募集を行い、入賞作品については市役所正面玄関ロビーで展示を行っている。
平成18年度は4部門で1290点の応募があった。

街頭啓発
同和問題啓発強調月間及び人権週間において、市民への啓発のためJR大牟田駅、夢タウン大牟田において実施している。
参加者は市長、議長、教育長、人権擁護委員、県の出先機関の職員等である。

(2) 啓発組織と連携した啓発活動

全市民的な啓発組織である大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会と連携し、毎年、春と秋に「人権フェスティバル」を実施している。

また、大牟田市人権・同和教育研究協議会との共済事業として「人権・同和教育実践交流会」「秋と冬の人権連続講座」を実施している。

(3) 人権の法制度等確立に向けた取り組み

「あらゆる差別撤廃と人権尊重社会実現のための法制度等確立要求大牟田地区実行委員会」との連携により、人権の法制度の確立及び人権政策の確立に向けた要請行動等をおこなっている。

(4) 人権擁護に関する業務

福岡法務局柳川支局及び柳川人権擁護委員協議会と連携した取り組みを行なっている。

(5) 関係団体等への補助金の支出

根拠法令等	部落解放同盟大牟田支部活動運営補助金交付要綱 全日本同和会大牟田支部活動運営補助金交付要綱 柳川人権擁護委員協議会補助金交付要綱 大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会補助金交付要綱 あらゆる差別撤廃と人権尊重社会実現のための法制度等確立要求大牟田地区実行委員会交付要綱	所管課	人権・同和政策課
-------	--	-----	----------

啓発活動は行政のみで実施できるものではなく、差別の撤廃や人権意識の高揚のため、其々の立場で活動している団体との連携が重要になってくる。

このため、補助金の支出要綱に基づき、関係団体へ補助金を支出し支援を行なっている。

第 1 1 節 関連団体

1 財団法人大牟田市雇用開発センター

(1) 雇用開発センターの概要

<設 立>

法人格	財団法人
基本金	1千万円(大牟田市)
設立許可	昭和59年10月9日(10月14日登記) (昭和57年1月29日任意団体設立)
所在地	大牟田市北磯町81番地2

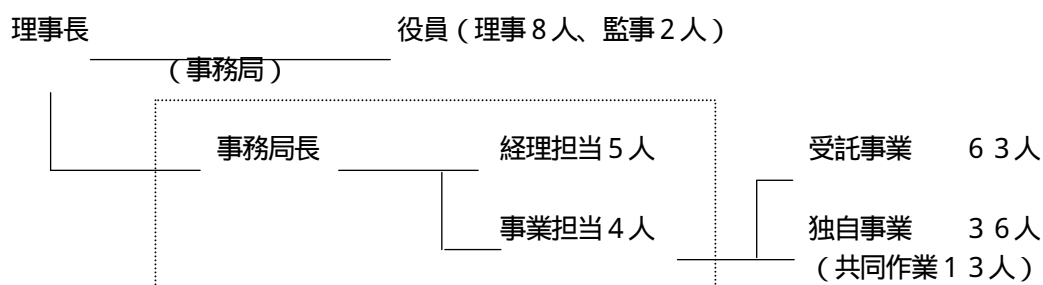
<目 的>

市内に居住する高齢者、障害のある人及び母子家庭(以下「高齢者等」という。)に対する雇用の開発と促進を図るとともに、公共施設管理の受託事業等を行うことにより市民の生活安定とコミュニティ活動を促進し、地域の活性化と福祉の向上に寄与する。

<事業内容>

- (1) 高齢者等に適した仕事に関する情報活動及び調査研究に関すること。
- (2) 大牟田市障害者等文化体育施設サン・アビリティーズおおむた、その他公共施設の管理運営の受託、及び当該施設の利用増進に関すること。
- (3) 高齢者等に対する生涯教育、能力開発、研修及び生きがい対策に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業。

<機 構> (平成19年3月31日現在)



(2) 受託事業

1) 施設管理等と雇用実績

(単位：人)

受託事業	雇 用 人 員					備 考
	17年度 採用者	17年度 在職者	18年度 採用者	18年度 在職者	内改善特 開該当員	
夜間警備	10	11	10	10	(8)	学校...6校(8人) 保健所(1人) 母子生活支援施設(1人)
夜間管理	7	30	4	28	-	学校...28校(28人) (学校1校減、動物園減)
駐車場 管理	5	5	5	5	(5)	市立病院(3人) 体育館(2人)
施設管理 清掃	9	10	9	10	(8)	老人福祉センター(2人) 葬斎場(2人) 文化会館(6人)
施設運営 管理	1	5	3	5	-	サン・アビリティーズ(4人) 労働福祉会館(1人)
マイクロ バス運転	1	3	1	3	-	養護学校の児童生徒送迎 老人福祉センターの利用者送迎
体育施設 整備	2	2	2	2	(2)	記念グラウンド等
計	35	66	34	63	(23)	

2) 高齢者生きがい創造センター管理運営

高齢者もつ技能や経験を生かしながら、働く機会を提供するとともに健康増進及び地域社会との交流を図り、生きがい活動を推進している。

おもちゃ病院

おもちゃ病院は高齢者の蓄積した技術と経験を生かし、子どもとふれあうことで高齢者の生きがいを高める。

一方、子どもたちは、おもちゃの構造を知ること、科学心、創造力を養い、物の大切さを知ってもらうことを目的に実施している。

医師は、市民ボランティア3名及びリサイクル作業所就労者3名の計6名が従事し、毎週水曜日午後1時30分から4時まで開院している。また、より親しまれるように、子供が休みの日にイベントなどに参加し、好評を得ている。

高齢者いきいき教室

高齢者(60歳以上の市内居住者)の生きがいづくりと健康維持を目的に、生涯学習の機会を提供し、生活に創造的な豊かさを生み出す活動の場として「いきいき教室」を開催した。

3) サン・アビリティーズおおむた (大牟田市障害者等文化体育施設)指定管理運営

< 事業内容 >

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、障害者等の交流の場を提供する施設として設置し、大牟田市より管理運営を受託している。本年度は指定管理者として受託した。

< 実 績 >

・ 利用状況

年	内訳	総 数		うち障害のある人		障害のある人の率	
		件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)	件数(%)	人数(%)
14		3,867	58,305	1,367	17,415	35.4	29.9
15		3,715	55,486	1,311	17,391	35.3	31.3
16		3,594	53,949	1,406	17,552	39.1	32.5
17		3,765	52,588	1,673	15,760	44.4	29.9
18		4,072	57,297	1,809	17,678	44.4	30.8

第28回ふれあいパラリンピック&サン・アビまつり(主催事業)

この事業は「大牟田市障害者長期行動計画」に基づき、スポーツ・文化活動をとおして障害のある人の自立と積極的な社会参加を図ることにより、福祉のまちづくりを進めるイベントとして開催してきた。

屋内では誰でも参加できるスポーツ遊技や演芸のほか、展示・体験コーナーでは、障害者が制作した陶芸品、児童の絵画や作品の展示に加え、おもちゃ病院も開院した。また、大牟田知的障害者育成会による「さをり織り」の展示と、体験コーナーを設けた。

初日の式典では従来のメダリストの表彰に加えて、知的障害(児)者のスポーツの祭典として開催されている「第25回ときめきスポーツ大会」参加者のメダリストの表彰も行った。

- ・開催日 平成18年11月4日(土)～5日(日)
- ・参加人員 延べ人数 10,000人(うち障害のある人5,500人)

その他の主催事業

事業名	実施日	対象者	参加人数
第15回ふれあい卓球大会	4月23日	障害のある人、障害のない人	122(29)
ふれあいソフトバレー交流会	5月22日	サン・アビ利用サークル他	92(8)
教養講座(まちづくり勉強会)	5月28日	障害のある人	54(41)
第10回 バドミントンサークル交流会	7月9日	サン・アビ利用サークル他	48(5)
第15回ふれあい納涼祭	8月27日	身障連会員とその家族 地域住民他	500(200)
ふれあい軽スポーツ講座	9月2日～ 12月24日	障害のある人とその家族 障害のない人 手話の会	856(198)
第10回ふうせんバレー大会	10月8日	障害のある人 障害のない人	59(35)
第9回交流 インドア・アーチェリー大会	11月26日	障害のある人 障害のない人	32(14)
第12回お楽しみ レクリエーション大会	12月24日	身障連会員とその家族 地域住民他	118(53)
ふれあいモチつき大会	12月24日	身障連会員とその家族 地域住民他	118(53)
第15回ふれあい囲碁将棋大会	1月7日	障害のある人 障害のない人	62(20)
ふれあいカラオケ交流会	3月11日	サン・アビ利用カラオケサークル他	66(25)

()内は障害のある人の数

共催事業

事業名	実施日	対象者	参加人数
陶芸教室	9月18日	健康促進部会員	25(22)
サン・アビまつり反省会&みかん狩り	11月19日	健康促進部会員 その家族	40(32)
たこ作り・たこ揚げ大会	2月12日	健康促進部会員 小学生	40(25)
ふうせんバレー大会 (県障害者スポーツ協会)	2月25日	障害のある人 手話の会 障害のない人	91(35)

()内は障害のある人の数

4)サークル等の活動状況

・障害のある人のサークル

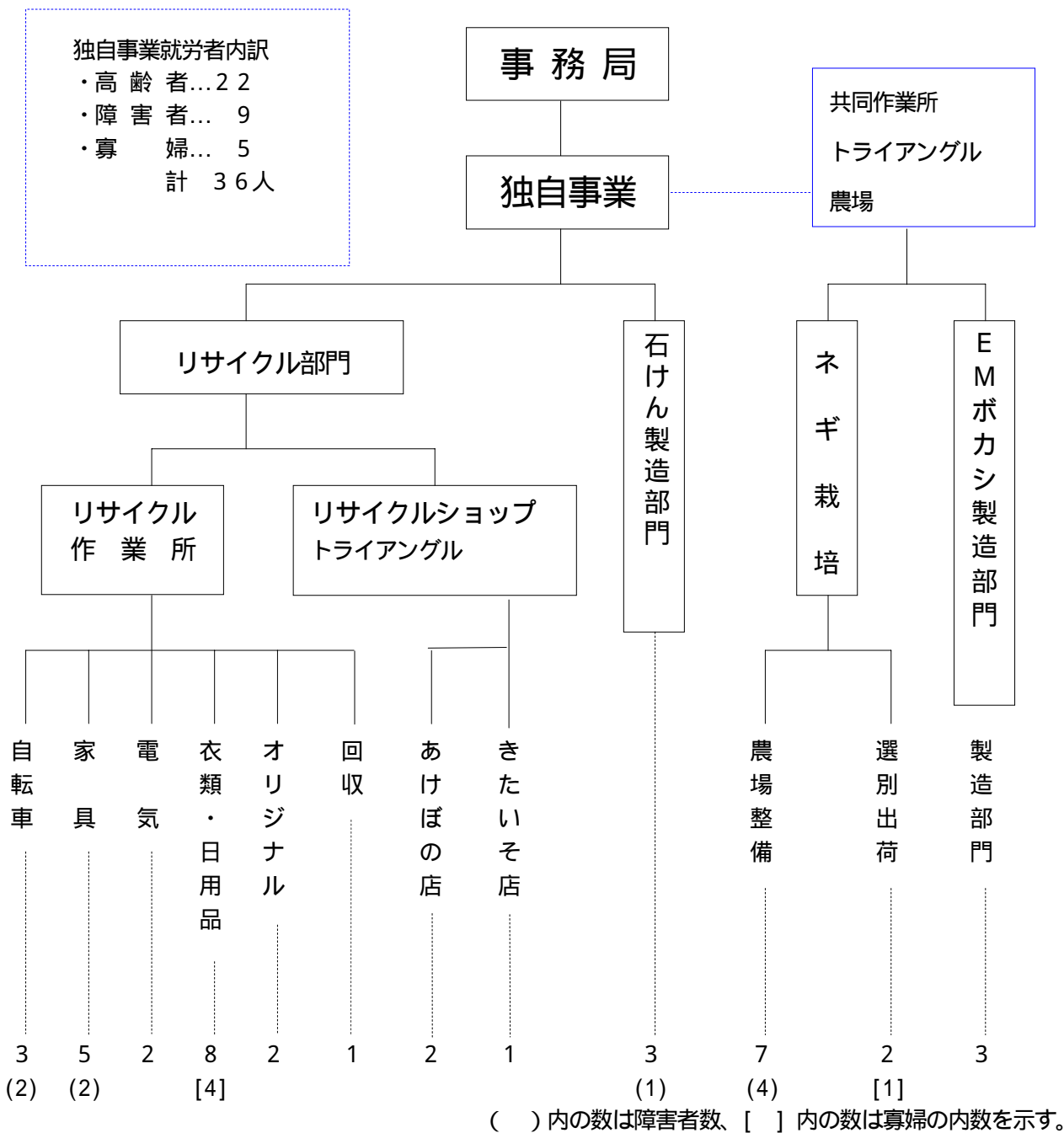
種目名	活動日	人員	うち障害のある人数	サークル数	構成
カラオケサークル	火水木金土	74	35	9	視力・肢体・知的
詩吟サークル	金	22	2	2	視力・肢体
ダンスサークル	火水土	50	12	4	視力・肢体
生け花教室	火	7	6	1	聴覚
舞踊サークル	金	8	1	1	視力
点字サークル	火	3	2	1	視力
筋トレ	水	12	7	2	視力・肢体
ボール遊び	火水	31	23	2	知的・肢体(育成会・エンゼル)
アーチェリー	水	18	7	1	肢体・聴覚
車椅子バスケット	木	20	5	1	肢体
車椅子テニス	金	11	8	1	肢体・聴覚
卓球サークル	水土	23	13	2	肢体・聴覚
ソフトバレー	火木金	55	30	3	精神
ビーチバレー	水	48	37	2	精神
バドミントン	火木金	28	17	3	肢体・精神

・障害のない人のサークル

種目名	活動日	人員	サークル数	朝～昼	夕～夜
バドミントン	火木土日	113	9	8	1
ソフトバレー	火木金土	86	6	5	1
健康体操	火	9	1	1	
バトン	火	21	1		1
エアロビクス	土	28	1	1	
ダンス	火水木金	22	3	4	
ゲートボール	水	10	1		1
卓球	火	2	1	1	
ビーチバレー	木	18	1		1

(3) 独自事業

<機 構> (平成19年3月31日現在)



1)リサイクル事業の実施

技術や技能を持つ高齢者、社会復帰訓練に励む障害のある人、不用品を無償提供していただく市民の協力により、リサイクル事業を実施している。

不用品の提供については、広報おおむた等により広く市民にPRを行っており、回収・配達・再生の作業も効率化を図っている。

また、平成13年4月1日施行電気用品安全法の経過措置が平成18年4月1日一部終了したことに伴い、取り扱う殆どの家電品が販売できなくなった。

このため、全家電品の提供受付を3月に停止したが、耐電圧測定装置の整備により、6月から提供受付を再開し、8月から販売も再開した。

愛のバザーやショップの売出し、十日市、廿日市へも出店するなど、販路の拡大、強化を図った。

平成元年9月21日に開設の直営店トライアングルショップかめたに店は、土地建物の賃借ができなくなったため平成19年3月で閉店した。また、委託店トライアングルショップ通町支店は、委託契約が2月末で終了した。

<販売実績>

今年度は3回の主催バザーを開催したが、前年度に比べバザー等の売上は17.2%、ショップ売上で23.7%減少し、売上額全体では前年度に比べ21.8%の減少となった。

主催・協賛のリサイクルバザーは、30回(延べ31日)実施した。

2)不用品回収実績と来店者数

不用品回収総件数は、前年度に比べ398件、49.6%の減少となったが、ごみの有料化に伴う提供品の減少に加え、18年4月施行の電気用品安全法に対応して家電品提供受付を5月まで停止したことにより、回収実績は激減している。

来店者数は、直営ショップ3店舗及び「リサイクル愛のバザー」の入場者を含め、前年度に比べ3,268人、16.2%の減少となった。

・回収件数及び来店者数

	17年度	18年度	前年度比(%)
不要品回収総件数(件)	803	405	50.4
来店者総数(人)	20,224	16,956	83.8

3)石けん製造販売事業

石けんの製造は、高齢者2名、障害者1名で行っている。

製造実績では全体で2.2%減少したが、固形石けんとEM液体石けんはそれぞれ18.5%、20.7%の増加となった。

販売実績では、新たに旧・高田町の中学校学校給食からの注文で市外からの定期的な受注は増加したが、市内小中学校での受注の減少、直営ショップ、バザー・イベントでの売上の減少により、全体で2.0%の増加となった。

・製造実績

	17年度(Kg)	18年度(Kg)	前年度比(%)
粉石けん	11,443	11,118	97.2
液体石けん	5,147	4,992	97.0
固形石けん	454	538	118.5
EM液体石けん	92	111	120.7
合計	17,136	16,759	97.8

・販売実績

	17年度(円)	18年度(円)	前年度比(%)
直営リサイクルショップ	451,850	443,320	98.1
バザー・イベント	33,150	30,060	90.7
学校給食・公共施設等	2,486,163	2,582,507	103.9
(財)有明環境整備公社	1,260,000	1,260,000	100
合計	4,231,163	4,315,887	102.0

4) EM関連販売事業

EMボカシ販売

生ゴミ用ボカシの販売事業は、家庭から出る生ゴミを良質な堆肥にするもので、使用方法については、直営3店舗、愛のバザーや廿日市等でのパンフレット配布等により啓発を行っている。

ボカシやEM関連商品の販売実績は、前年度に比べ10.7%減少している。

EM発酵液製造販売

EM発酵液は、家庭生活で水の浄化や消臭等、環境浄化に寄与するもので、発売4年目になるが、販売実績は、2リットル容器で245本、前年度に比べ34.1%減少している。

・販売実績

	17年度(円)	18年度(円)	前年度比(%)
ボカシ	423,870	388,660	91.7
EM関連商品	2,155,920	1,926,357	89.3

・販売点数内訳

	17年度(点)	18年度(点)	前年度比(%)
ボカシ	1,928	1,784	92.5
EM関連商品	1,501	1,361	90.7
ボカシ専用バケツ	76	40	52.6
EM発酵液	372	245	65.9

ボカシ専用バケツ、EM発酵液は、EM関連商品の内数を示す。

(4) 就職支援能力開発特別訓練(リサイクル科)の実施

厚生労働省の「就職支援能力開発事業」に基づき、福岡県立大牟田高等技術専門校の委託を受け、次のとおり実施した。

- 訓練科目 自転車、家具、家電製品の再生、家屋リフォーム
- 訓練生 19期生 17人(定員20人)
- 訓練期間 平成18年7月5日～12月12日 訓練時間 736時間

訓練生は、就職による繰上げ修了者2名を含み、全員が卒業した。17名の出席率は平均で94.2%と、昨年同様高い結果となった。

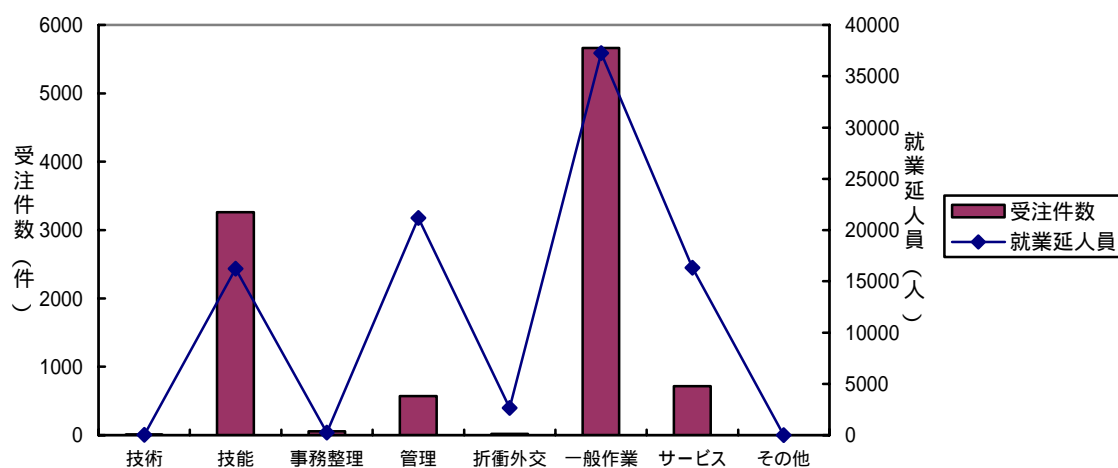
また、就職活動にも意欲的に取り組み、訓練に対する関心の高さと、再就職への意欲を示すものと思われる。

訓練内容においては、各科目の反復訓練と複合訓練としての応用実技を充実し習熟度を高めた。

(2) 平成18年度事業実績及び会員数

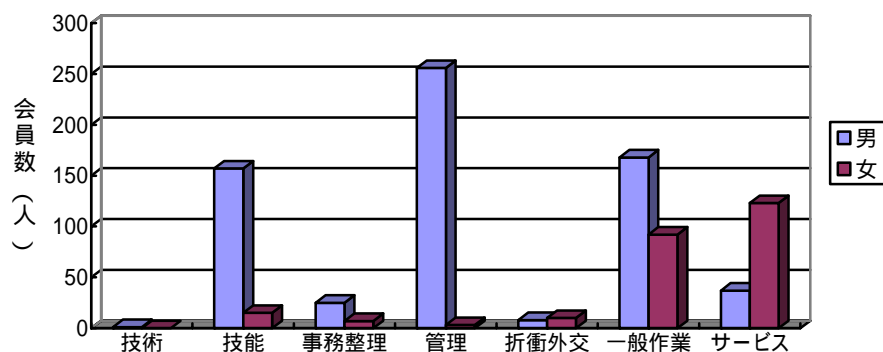
事業実績（職種別）

区 分	受注件数	就業延人数	事業収入	構成比
技 術	9	34	100,740	0.0%
技 能	3,260	16,213	76,386,643	25.6%
事務整理	56	240	349,588	0.1%
管 理	571	21,196	78,163,521	26.2%
折衝外交	18	2,663	5,001,935	1.7%
一般作業	5,664	37,245	99,906,738	33.5%
サービス	716	16,323	38,356,954	12.9%
その他	0	0	0	0.0%
合 計	10,294	93,914	298,266,119	100%



会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技 術	1	0	1	0.1%
技 能	157	15	172	19.1%
事務整理	25	7	32	3.6%
管 理	256	3	259	28.7%
折衝外交	8	10	18	2.0%
一般作業	168	92	260	28.8%
サービス	37	123	160	17.7%
計	652	250	902	100.0%



1) 事業実績

厳しい経済環境の中、高齢者の知識、技能、経験を活かし、経費の節減を図りながら事業の執行に努めたが、前年度比 6.2% の減収となった。

2) 安全・適正就業対策

安全・適正就業対策委員会において就業中、途上に関する事故防止と安全確保、健康管理ならびに就業の適正化について検討。

就業現場への巡回指導を実施。特に、事故が発生した時点で、事故現場での検証を実施すると共に広く会員へ周知することで安全対策に対する意識の高揚と事故防止に努めた。

3) 高齢者生活援助サービス事業

本年度も引き続き、市からの委託事業として高年齢者を対象とした「軽度生活援助事業」に積極的に取り組み、女性会員の就業拡大に努めた。

4) 自主的な組織活動

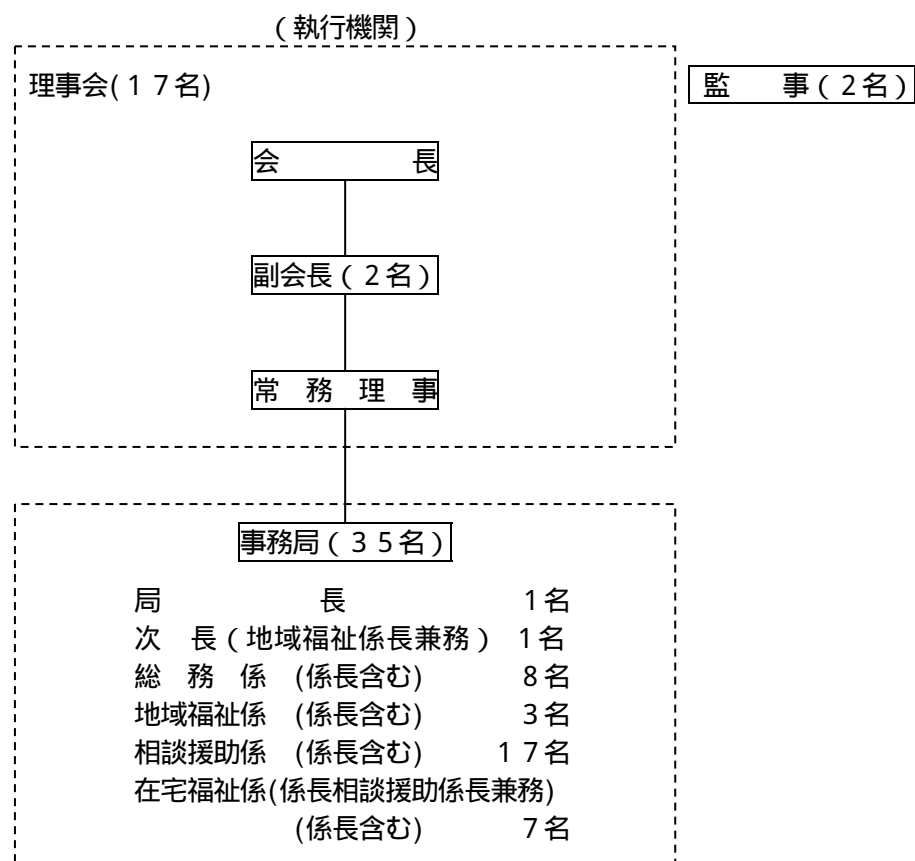
職群班末組織の職種について協議を重ね、会員を中心に自主的な事業展開を図るための組織を設置した。

5) 地域への奉仕活動

地域への感謝の気持ちを込め、公園や公共施設の剪定、塗装や市内で開催されるイベントへの清掃奉仕活動等、積極的な取り組みを行った。

6) シニアワークプログラム事業講習会

高齢者の雇用・就業を促進することを目的とし、会員の技能・技術を高めるため、パソコン講習会を実施した。



(3) 社会福祉協議会の実施事業

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」まちづくりを理念として策定した、大牟田市地域福祉活動計画の2年目に当たる18年度も、この計画に沿って、地域福祉活動の推進などを軸に取り組んだ。

活動指針1「住民参加による地域福祉活動の活性化」については、多様な福祉課題への迅速な対応として、福祉委員制度の導入、福祉委員研修制度及び活動の報告会開催による小地域ネットワーク活動の推進強化並びにサロン事業の推進、福祉座談会及び住民こんだん会の開催など、地域を基盤とした福祉活動の支援や福祉教育の推進に取り組んだ。

活動指針2の「心温まる福祉サービスの提供」については、高齢者、障害(児)者、児童・母子に対する諸事業や住民の悩みなどを解決に導く総合相談事業、低所得者に対する貸付事業等に取り組んだ。なかでも高齢者福祉対策事業では、介護保険制度の改正により市に設置された地域包括支援センターのサブセンターとして介護予防・相談センターの委託を受け、介護予防プランの作成をはじめ、高齢者の相談・調査業務に取り組んだ。また、児童福祉対策事業の学童保育所の運営については、市において指定管理者制度が本格的に導入され、本会では、公募により大牟田学童保育所について5年間の指定管理者となった。さらに、ファミリー・サポート・センター運営事業については、「フレンズピアおおむた」に移転し、市が開設したつどいの広場との連携により、総合的な子育て支援の拠点として事業を展開した。

活動指針3「本会の基盤強化」については、自主財源確保のために賛助会員の拡大や事業安定資金の活用により、若干の増収につなげることができた。また、大牟田市立総合病院ショップの店舗を改装し、サービス向上を図るとともに、ファイリングシステムの導入や事務のOA化の推進により効率的な業務遂行に努めた。

1) 地域福祉の推進

福祉委員制度と小地域ネットワーク活動の強化

小地域ネットワーク活動の推進役として福祉委員(365人)を委嘱し、市内全域に福祉活動が行き渡るような福祉ネットワーク体制づくりに取り組んだ。また、福祉委員の任務や活動内容について計10回の研修を行った。

校区社会福祉協議会の支援

校区社会福祉協議会に対して、地域福祉活動の支援や情報交換を行った。

- ・校区社会福祉協議会会長連絡協議会の支援
各校区社会福祉協議会相互の連携と、地域福祉課題の解決と情報交換を目的として、年6回実施される連絡協議会を支援した。
- ・先進地区社協研修視察
校区社会福祉協議会における福祉活動の取組みに反映させることを目的として、先進地区の視察を実施した。
実施日：11月1日(水)~2日(木) 参加者：22人
研修先：朝倉市社会福祉協議会杷木支所・日田市光岡地区生きがいデイサービス
内容：杷木地区における「サロン」活動の取組みについて、光岡地区生きがいデイサービスの見学

サロン事業の推進

地域住民同士の仲間づくり・生きがいづくり・閉じこもりの防止等を目的として、構えず・気楽に集まれる場所づくりを推進した。また、サロンの登録制度を設け活動助成や情報提供を行った。

登録サロン数：16グループ

ふれあい にこにこ サロン ボランティア養成講座

サロンの担い手としての知識を身につけ、地域で活動できるボランティアを養成した。

・講座実施状況

1回目	期間：5月24日(水)~6月26日(月) 5回 会場：吉野地区公民館 受講者：20人
2回目	期間：7月20日(木)~8月24日(木) 5回 会場：勝立地区公民館 受講者：18人
3回目	期間：11月10日(金)~12月8日(金) 5回 会場：手鎌地区公民館 受講者：14人

地域支援ボランティア養成講座

ペットボトル等の身近なものをリサイクルし、日常生活において便利な物作りや、おもちゃ作りを通して、地域住民と子ども達が世代間交流を図ることにより、地域社会への理解と地域活動へのきっかけを見出すことを目的として実施した。

期間：3月26日・27日(全2回) 午前10時~午後2時30分

会場：総合福祉センター 受講者：延べ47人

地域で取り組む福祉教育推進モデル事業(県社協助成事業)

県社協のモデル事業として指定を受け(平成16~18年)地域・学校・社会福祉施設等との連携を図るとともに、世代間交流事業や情報発信を行った。

モデル校区指定：銀水校区社会福祉協議会 情報発信：社協だよりに掲載

福祉座談会の実施

地域における困りごとや福祉課題について、校区社会福祉協議会とともに考え、情報共有や活動の相互理解を深めることを目的として実施した。なお、平成18年度は、福祉委員制度導入に伴い校区への説明会や小地域ネットワーク活動者会議等を行ったため、9校区での実施となった。

・福祉座談会の実施状況

月日	校区	月日	校区	月日	校区
5月19日	手鎌	8月7日	上官	9月29日	白川
7月25日	三池	9月1日	諏訪	10月1日	明治
7月12日	天道	9月15日	銀水	2月18日	駛馬南

住民こんだん会の実施

市内 23 校区の住民を対象として 1 校区を 2~3 分割し、福祉委員制度や小地域ネットワーク活動についての啓発、隣近所のかかわりや生活課題等についての意見交換を行いながら、地域福祉活動への理解を求めた。

- ・住民こんだん会の実施状況

校区	回数	概要
駛馬南	2 回	日時：10 月 7 日（土）・10 日（火） 会場：駛馬地区公民館・藤田町公民館
上 内	1 回	日時：11 月 6 日（月） 会場：上内小学校
倉 永	2 回	日時：12 月 7 日（月）・15 日（金） 会場：倉永小学校・新道公民館
中 友	2 回	日時：1 月 17 日（水）・24 日（金） 会場：中友小学校・新地南公民館
大 正	2 回	日時：2 月 16 日（金）・20 日（火） 会場：大正小学校
天 道	1 回	日時：3 月 25 日（日） 会場：月見ヶ丘団地内 個人宅

災害見舞金の支給

法外援護事業として、災害等の被災者に災害見舞金を支給した。なお、平成 18 年度は見舞金要綱の一部を改正し、支給額を引き上げた。

- ・災害見舞金の支給状況

	16 年度	17 年度	18 年度
件 数	12	10	23
支 給 額	60,000	50,000	230,000

校区社協・校区連協・校区民児協会長合同研修会

校区社協会長・校区連協会長・校区民児協会長合同研修会を開催し、お互いの連携を図った。

実施日：8 月 29 日（火） 会 場：総合福祉センター 参加者：64 人

内 容：地域のリーダーとは ～地域リーダーの連携について～

手鎌校区における小地域ネットワーク活動について

笹原校区地域福祉活動実施計画「ささはら“住みよか”プラン」の取り組みについて

活動助成

地域福祉の向上を図る次の団体等に対して助成を行った。

- ・23 校区社会福祉協議会
- ・大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会
- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会

2) ボランティアセンター事業の実施

コーディネート機能の強化（ボランティアの登録・斡旋）

ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、登録・斡旋に努めた。

- ・ボランティアセンター登録状況

区 分	16 年度		17 年度		18 年度	
	件数	前年比 (%)	件数	前年比 (%)	件数	前年比 (%)
グループ（団体）	52	98.1	54	103.8	57	105.5
個人（人）	287	111.7	322	112.2	351	109.0

・ボランティア幹旋状況

	主 な 幹 旋 内 容	17年度 件数	18年度 件数
個人	散髪、家屋内外の小修理、外出支援等	48	53
団体	散髪、デイサービスでの催事、学童での催事、各種イベント等	102	195
学校	障害者との交流、手話・点字の学習、車いす・アイマスク・高齢者疑似体験	71	55

福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

・福祉教育推進校の指定及び育成

児童・生徒の福祉教育の推進を目的として、中学校11校、小学校23校を福祉教育推進校に指定し、視覚・聴覚障害者の人などを講師（ゲストティーチャー）として派遣した。

・派遣状況

	16年度	前年比 (%)	17年度	前年比 (%)	18年度	前年比 (%)
派遣件数	70	84.3	71	101.4	55	77.5

・福祉教育推進校連絡会の開催

福祉教育推進校が相互の連携を図るとともに、研修や情報交換を行うため、連絡会を開催した。

各種ボランティア養成講座実施状況

講 座 名	概 要
精神保健福祉 ボランティア養成講座	期 間：10月25日(水)・31日(火)、11月8日(水)・13(月) ・22日(水)・29日(水) 6回 受講者：23人 会 場：総合福祉センター及び精神障害者福祉施設
福祉学習指導者養成講 座(フォローアップ編)	期 間：9月12日(火)、13日(水) 2回 受講者：10人 会 場：総合福祉センター

ボランティア活動保険の加入状況

	16年度	前年比 (%)	17年度	前年比 (%)	18年度	前年比 (%)
加入者数	2,990	96.6	2,675	89.5	2,929	109.5

ボランティア活動啓発及び情報提供

ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの役割や活動の内容等を掲載したパンフレットの配布や社協だより等により、ボランティア活動の情報の提供や啓発に努めた。

ボランティア団体活動助成

ボランティア活動を推進するため、大牟田市ボランティア連絡協議会や構成グループ等に対し助成を行った。

3) 総合相談事業の実施

地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助相談)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている人に対して、生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行った。

	16年度	17年度	18年度
人数	10	12	15
件数	115	168	186

心配ごと相談

毎週火曜日に面接及び電話による心配ごと相談事業を実施し、地域住民の生活上の相談に応じた。

	16年度	17年度	18年度
面接件数	111	78	41
電話件数	82	65	45

法律相談

毎月第3水曜日に弁護士による法律相談事業を実施し、複雑多様化する住民の相談に応じた。

	16年度	17年度	18年度
件数	142	144	119

4) 高齢者福祉対策の推進

介護保険事業

介護保険事業については、訪問介護事業（ホームヘルプサービス）・訪問入浴介護事業（入浴サービス）・居宅介護支援事業（ケアプラン作成）を実施した。

- ・ 事業実績、件数

	16年度	前年比(%)	17年度	前年比(%)	18年度	前年比(%)
訪問介護	11,755	86.2	10,634	90.5	9,449	88.8
訪問入浴介護	584	76.0	420	71.9	528	125.7
居宅介護支援	1,258	98.2	1,171	93.1	836	71.4

介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

介護保険制度の大幅な見直しを受け、地域包括支援センターのサブセンターとして、上官・平原校区を担当し、介護認定により要支援と認定された高齢者及び配食サービス等の保健福祉サービス利用希望者等に対して、介護予防プランを作成（229件）し、定期的にモニタリングを行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者等と連携して実施した。

在宅介護者の会の活動支援

在宅介護者に対する情報提供、介護負担の軽減、相互交流を目的とする「在宅介護者の会」（会員数25人）の活動支援を行った。

- ・ 定例会及び介護相談の開催（月1回）
- ・ リフレッシュ事業（年2回）

福祉機器貸与事業（特殊寝台・車イス）

在宅の要介護高齢者などに対して、特殊寝台などを無料又は低額で貸与することにより、日常生活の便宜と介護者の負担の軽減を図った。

福祉団体活動助成

高齢者の福祉の増進を目的とする大牟田市老人クラブ連合会に対して助成した。

5) 障害（児）者対策の推進

障害者社会参加促進事業（市受託事業）

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話、朗読、点訳、要約筆記の各奉仕員養成講座の実

施や、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣した。なかでも18年度は要約筆記奉仕員養成講座において、初めてパソコンを使用した講座を開催した。

・ 奉仕員養成講座の実施状況

講座名		概要
手話奉仕員 養成講座	入門	期間：6月1日～11月2日（毎週木曜日）22回 会場：総合福祉センター 受講者：25人
	基礎	期間：7月8日～11月11日（第2、4土曜日）18回 会場：総合福祉センター 受講者：21人
朗読奉仕員 養成講座		期間：6月7日～8月9日（毎週水曜日）10回 会場：総合福祉センター 受講者：13人
点訳奉仕員 養成講座		期間：5月19日～7月21日（毎週金曜日）10回 会場：総合福祉センター 受講者：10人
要約筆記奉仕員 養成講座	基礎	期間：7月29日～10月21日（毎週土曜日）11回 会場：総合福祉センター 受講者：14人
	応用	期間：1月3日～3月3日（毎週土曜日）7回 会場：総合福祉センター 受講者：19人

・ 養成講座の修了状況

年度		16年度	17年度	18年度
講座名				
手話	受講者	32	48	46
	修了者	24	35	35
	入会者	22	13	18
朗読	受講者	20	18	12
	修了者	17	15	10
	入会者	10	6	8
点訳	受講者	9	6	11
	修了者	7	3	10
	入会者	4	1	4
要約筆記	受講者	9	7	33
	修了者	4	3	28
	入会者	4	3	11

・ 手話・要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障害者の社会参加を促進するために、障害者体育大会、福祉活動、文化活動、通院等に手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣した。

・ 派遣状況

年度		16年度	前年比 (%)	17年度	前年比 (%)	18年度	前年比 (%)
派遣内容							
手話	派遣件数	272	115.7	226	83.1	226	100.0
	奉仕員数	380	113.1	281	74.0	282	100.3
要約	派遣件数	26	92.9	9	34.6	9	100.0
	奉仕員数	86	114.7	21	24.4	21	100.0

・ 点字・声の広報発行

視覚障害者が地域生活をするうえで必要な情報などを点訳（点訳奉仕大牟田むつき会）、音訳（大牟田朗読の会）の方法により、定期的に提供した。

障害者自立支援費サービス事業

障害者自立支援法の施行を受け、在宅の身体・知的障害者に対して、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを実施した。

・事業実績

	16年度	前年比(%)	17年度	前年比(%)	18年度	前年比(%)
ホームヘルプ派遣数	1,076	203.6	1,662	148.0	1,676	100.8
ガイドヘルプ派遣数	1,074	94.5	1,124	104.7	770	68.5

入浴サービス事業（市受託事業）

在宅の重度障害者に対して、市の委託を受け実施した。

・事業実績

	16年度	前年比(%)	17年度	前年比(%)	18年度	前年比(%)
入浴サービス	185	107.6	180	97.3	160	88.9

福祉機器貸与事業

在宅の障害者などに対して、特殊寝台などを無料又は低額で貸与することにより、日常生活の便宜と介護者の負担の軽減を図った。

大牟田夏祭り「一万人の総踊り」参加事業

障害者の社会参加促進の一環として、障害者団体を始めボランティアや関係団体等に呼びかけ、471人が参加した。

・参加状況

	16年度	前年比(%)	17年度	前年比(%)	18年度	前年比(%)
参加者数	517	114.9	466	90.1	471	101.1

6) 児童・母子福祉対策の推進

放課後児童健全育成事業（学童保育所・指定管理運営）

放課後児童対策として、昼間児童の養育ができない家庭などの児童（小学校1年生～概ね小学校3年生）に対して、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図った。

・入所児童数（平成19年3月31日現在）

学童名	児童数	学童名	児童数	学童名	児童数
三池	36	中友	44	白川	36
高取	28	三川	32	大牟田	33

ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）と子育ての手助けしてほしい人（利用会員）との相互援助活動を行った。

・協力会員養成講座の開催

第1回	6月5日(月)～6月14日(水)5日間、8人の登録
第2回	11月9日(木)～11月20日(月)5日間、6人の登録

・会員数

	16年度	前年比(%)	17年度	前年比(%)	18年度	前年比(%)
利用会員	368	181.3	532	144.6	652	122
協力会員	92	119.5	104	113.0	107	102
利用・協力会員	66	126.9	66	100.0	66	100
合計	526	158.4	702	133.5	825	117

・活動状況

内 容	17 年度件数	18 年度件数
保育所・幼稚園・学校・学童の登園登所前の預かり及び送り	149	80
保育所・幼稚園・学校・学童の迎え及び帰宅後の預かり	523	508
子どもの病気時の援助	53	18
子どもの習い事等の場合の援助	368	483
保育所・学校等休み時の援助	25	17
保護者等の短時間・臨時的就労・求職活動中の援助	58	25
保護者の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の援助	14	9
保護者等の外出の場合の援助	79	70
保護者の病気、その他急用の場合の援助	44	15
その他		9
合 計	1,313	1,234

福祉団体活動助成

母子寡婦の福祉向上を目的とする大牟田市母子寡婦福祉会に対して助成した。

7) 生活福祉資金貸付事業の実施(県社協受託事業)

低所得者、高齢者及び障害者等の世帯に対して、各種資金の貸付業務を行った。

・貸付状況

(単位:千円)

	16 年度		17 年度		18 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
更 生			1	967		
福 祉	2	3,480	1	300	1	1,109
住 宅						
修 学	16	16,440	13	18,340	8	17,883
災 害	2	125				
療 養			1	375		
離職者支援	2	3,000	1	600		
緊急小口	2	100	1	50	2	100
合 計	24	23,145	18	20,632	11	19,092

8) 市立総合病院ショップの運営

・事業実績

	16 年度	17 年度	18 年度	前年比(%)
売上金(円)	76,041,654	73,029,968	72,729,586	99.6
客 数(人)	207,853	193,394	189,462	98.0

9) 賛助会員制度の拡大

地域住民とともに地域福祉を推進していくため制度の改正を行い、周知と会員の拡大に努めた。

・会員数の推移

	16 年度	17 年度	18 年度	前年比(%)
会員数	333	303	410	135.3
金 額	399,000	369,000	605,000	164.0

10) 大牟田善意銀行への預託

・預託状況

(単位：円)

		16年度	17年度	18年度	前年比(%)
一般 寄付金	件数	539	572	567	99.1
	金額	9,988,711	11,389,441	11,119,918	97.6
指定 寄付金	件数	45	55	21	38.2
	金額	1,590,000	1,223,000	1,023,000	83.6
計	件数	584	626	588	93.9
	金額	11,578,711	12,612,441	12,142,918	96.3
物品寄贈件数		33	36	34	94.4

11) 共同募金運動の実施

赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動について、福岡県共同募金会大牟田市支会と連携しながら取り組んだ。

・募金実績

(単位：円)

	16年度	前年比(%)	17年度	前年比(%)	18年度	前年比(%)
赤い羽根共同募金	17,650,065	99.9	17,677,986	100.2	17,583,100	99.4
歳末たすけあい募金	3,448,946	87.0	3,510,291	101.8	3,334,042	94.9

12) ふれあい福祉まつりの実施

みんなにやさしい大牟田のまつりを創造していく契機の一つとして「ふれあい福祉まつり」を開催し、併せて社会福祉事業功労者を表彰した。

実施日：11月26日(日) 会場：大牟田市総合福祉センター 参加者：約500人

内容：式典(社会福祉事業功労者表彰他)

屋内行事(ボランティアグループ活動紹介展示、共同募金関係資料展示、ボランティアグループによる催しなど)

屋外行事(レストランコーナー・昔あそび)

・社会福祉事業功労者を表彰被表彰者

区分	表彰対象	推薦基準	人数
表 彰 状	ア.市社協役員・評議員	在任期間4期以上のもの	4
	イ.校区社協における実践活動者	10年以上校区における地域福祉推進活動が特に顕著と認めるもの	33
	ウ.優良校区社協	地域福祉活動が他の校区の模範となるもの	1
	エ.ボランティアセンター登録者・団体	登録10年以上のもので、ボランティア活動が特に顕著と認めるもの	3
	オ.その他特に認めるもの		0
感 謝 状	ア.市社協役員・評議員	在任期間2期以上のもの	13
	イ.校区社協における実践活動者	5年以上校区における地域福祉推進活動が顕著と認めるもの	50
	ウ.ボランティアセンター登録者・団体	登録5年以上のもので、ボランティア活動が顕著と認めるもの	2
	エ.市社協事業運営協力者	登録5年以上のもので、市社協事業に協力・貢献したのもの	0
	オ.善意銀行高額寄付者	10万円以上の金品寄贈者	4
	カ.その他特に認めるもの		2
計			112

13) 機関紙の発行

社協だよりを年4回(4月、7月、10月、1月)発行した。

14) 総合福祉センターの運営

・利用状況

	16年度	17年度	18年度	前年比(%)
会議室等利用件数	2,343	2,257	1,725	76.4
ヘルストロン利用者数	19,851	17,142	15,998	93.3
年間利用者数	53,657	51,348	43,760	85.2

15) 各種委員会の開催状況

- ・大牟田市地域福祉活動計画推進委員会 2回(6月16日、10月30日)
- ・表彰審査委員会 1回(10月12日)

16) その他

福祉基金の活用

福祉基金を有利に運用するため、5年国債を購入した。

パンフレットの作成

社協事業を広く周知するため、啓発用パンフレットを作成し配布した。

福祉バス・リフト付バスの運用

校区社会福祉協議会及び福祉団体等の活動の推進と利便を図るため、福祉バスを延べ88回運行した。

ファイリングシステムの導入

文書等の分類基準を作成し、その基準に従って整理、保管し、事務の効率化を図った。

役員研修会の実施

実施日：8月1日(火) 参加者：10人

内容：「市町村社協事業の現況と今後の方向性」

講師 久留米大学文学部教授 松尾誠治郎氏